

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度　　自　平成21年4月1日  
(第5期)　　至　平成22年3月31日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

(E03606)

第5期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

---

# 有価証券報告書

---

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものです。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

**株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ**

# 目 次

頁

## 第5期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	6
3 【事業の内容】	8
4 【関係会社の状況】	11
5 【従業員の状況】	15
第2 【事業の状況】	16
1 【業績等の概要】	16
2 【生産、受注及び販売の状況】	47
3 【対処すべき課題】	48
4 【事業等のリスク】	49
5 【経営上の重要な契約等】	61
6 【研究開発活動】	66
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	67
第3 【設備の状況】	81
1 【設備投資等の概要】	81
2 【主要な設備の状況】	82
3 【設備の新設、除却等の計画】	87
第4 【提出会社の状況】	89
1 【株式等の状況】	89
(1) 【株式の総数等】	89
(2) 【新株予約権等の状況】	94
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	102
(4) 【ライツプランの内容】	102
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	103
(6) 【所有者別状況】	106
(7) 【大株主の状況】	108
(8) 【議決権の状況】	110
(9) 【ストックオプション制度の内容】	112
2 【自己株式の取得等の状況】	115
(1) 【株主総会決議による取得の状況】	115
(2) 【取締役会決議による取得の状況】	115
(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	115
(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	115

3 【配当政策】 .....	117
4 【株価の推移】 .....	118
5 【役員の状況】 .....	119
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 .....	126
第5 【経理の状況】 .....	141
1 【連結財務諸表等】 .....	142
(1) 【連結財務諸表】 .....	142
① 【連結貸借対照表】 .....	142
② 【連結損益計算書】 .....	144
③ 【連結株主資本等変動計算書】 .....	146
④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】 .....	149
⑤ 【連結附属明細表】 .....	250
(2) 【その他】 .....	253
2 【財務諸表等】 .....	254
(1) 【財務諸表】 .....	254
① 【貸借対照表】 .....	254
② 【損益計算書】 .....	256
③ 【株主資本等変動計算書】 .....	257
④ 【附属明細表】 .....	271
(2) 【主な資産及び負債の内容】 .....	273
(3) 【その他】 .....	274
第6 【提出会社の株式事務の概要】 .....	275
第7 【提出会社の参考情報】 .....	277
1 【提出会社の親会社等の情報】 .....	277
2 【その他の参考情報】 .....	277
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	279

独立監査人の監査報告書

内部統制報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月29日

【事業年度】 第5期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

【会社名】 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 永 易 克 典

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 石 井 学

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 石 井 学

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	4,293,950	6,094,033	6,393,951	5,677,460	5,040,282
連結経常利益	百万円	1,078,061	1,457,080	1,029,013	82,807	545,697
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	770,719	880,997	636,624	△256,952	388,734
連結純資産額	百万円	7,727,837	10,523,700	9,599,708	8,570,641	11,299,459
連結総資産額	百万円	187,046,793	187,281,022	192,993,179	198,733,906	204,106,939
1株当たり純資産額	円	692,792.38	801,320.41	727.98	528.66	612.05
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失 金額)	円	93,263.15	86,795.07	61.00	△25.04	29.56
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	89,842.26	86,274.70	60.62	—	29.54
自己資本比率	%	—	4.54	4.08	3.42	4.55
連結自己資本比率 (第一基準)	%	12.20	12.54	11.19	11.77	14.87
連結自己資本利益率	%	13.56	11.78	7.99	△3.95	4.91
連結株価収益率	倍	19.30	15.32	14.09	—	16.57
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△7,731,543	△4,405,492	△2,281,132	8,125,809	14,601,067
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	3,847,452	1,446,600	3,904,426	△9,313,619	△15,625,731
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△277,474	△319,199	△328,022	1,192,387	1,102,334
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	6,238,548	2,961,153	4,222,222	4,032,013	4,110,281
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	79,801 (12,535)	78,282 (37,095)	78,302 (38,700)	84,780 (39,900)	84,266 (33,000)

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- 2 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1 「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成20年度は連結当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
- 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末新株予約権-期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、第一基準を採用しております。なお、平成17年度は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき算出しております。
- 7 連結株価収益率は、平成20年度では連結当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

8 当社は、平成17年10月1日に株式会社U F J ホールディングスと合併し、商号を株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループに変更しました。このため、平成17年度については、平成17年9月30日までが株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ、平成17年10月1日以降は株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループからなる計数を記載しております。

9 当社は平成19年6月27日及び28日に開催された定時株主総会及び各種類株主総会における定款変更の決議に基づき、平成19年9月30日を効力発生日として、普通株式及び各種類株式についてそれぞれ1株を1,000株とする株式分割と普通株式及び各種類株式についてそれぞれ100株を1単元とする単元株制度を実施しております。

当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

(参考)

		平成17年度	平成18年度
		(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	692.79	801.32
1株当たり当期純利益金額	円	93.26	86.79
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	89.84	86.27

10 平成19年度より平均臨時従業員数は、百人未満を四捨五入して記載しております。

(2) 提出会社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	
営業収益	百万円	1,036,746	510,809	521,426	301,328	
経常利益	百万円	1,002,334	478,035	491,792	244,311	
当期純利益	百万円	1,013,448	473,893	416,883	299,988	
資本金	百万円	1,383,052	1,383,052	1,383,052	1,620,896	
発行済株式総数	株	普通株式 10,247,851.61 第一回第三種 優先株式 100,000 第八種優先株式 27,000 第九種優先株式 79,700 第十種優先株式 150,000 第十一種優先株式 1 第十二種優先株式 175,300	普通株式 10,861,643.79 第一回第三種 優先株式 100,000 第八種優先株式 17,700 第十一種優先株式 1 第十二種優先株式 33,700	普通株式 10,861,643,790 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第八種優先株式 17,700,000 第十一種優先株式 1,000 第十二種優先株式 33,700,000	普通株式 11,648,360,720 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第八種優先株式 17,700,000 第十一種優先株式 1,000 第十二種優先株式 33,700,000	普通株式 14,148,414,920 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第八種優先株式 17,700,000 第十一種優先株式 1,000 第十二種優先株式 33,700,000
純資産額	百万円	6,112,733	6,254,125	6,757,021	7,717,307	
総資産額	百万円	7,650,898	7,494,629	7,820,998	9,829,278	
1株当たり純資産額	円	527,176.88	579,243.59	619.11	606.39	
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	円	普通株式 7,000 (3,000) 第一回第三種 優先株式 60,000 (30,000) 第八種優先株式 15,900 (—) 第九種優先株式 18,600 (—) 第十種優先株式 19,400 (—) 第十一種優先株式 5,300 (—) 第十二種優先株式 11,500 (—)	普通株式 11,000 (5,000) 第一回第三種 優先株式 60,000 (30,000) 第八種優先株式 15,900 (7,950) 第十一種優先株式 5,300 (2,650) 第十二種優先株式 11,500 (5,750)	普通株式 14.00 (7.00) 第一回第三種 優先株式 60.00 (30.00) 第八種優先株式 15.90 (7.95) 第十一種優先株式 5.30 (2.65) 第十二種優先株式 11.50 (5.75)	普通株式 12.00 (7.00) 第一回第三種 優先株式 60.00 (30.00) 第八種優先株式 15.90 (7.95) 第十一種優先株式 5.30 (2.65) 第十二種優先株式 11.50 (5.75)	普通株式 12.00 (6.00) 第一回第三種 優先株式 60.00 (30.00) 第八種優先株式 15.90 (7.95) 第十一種優先株式 5.30 (2.65) 第十二種優先株式 11.50 (5.75)
1株当たり当期純利益金額	円	123,144.24	46,415.96	39.79	26.43	
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	118,372.75	46,189.46	39.56	26.34	
自己資本比率	%	79.89	83.44	86.36	78.46	
自己資本利益率	%	21.34	8.43	6.65	4.25	
株価収益率	倍	14.61	28.65	21.61	18.00	
配当性向	%	5.85	23.69	35.18	45.39	
従業員数	人	1,089	950	996	1,045	
					1,008	

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- 2 当社は、平成17年10月1日に株式会社U F J ホールディングスと合併し、商号を株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループに変更しました。このため第1期については、平成17年9月30日までが株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ、平成17年10月1日以降は株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループからなる計数を記載しております。
- 3 純資産額の算定にあたり、第2期から企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会)を適用しております。
- 4 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。また、これら「1株当たり情報」の算定上の基礎は、後記の「第5「経理の状況」中の、2「財務諸表等」(1)「財務諸表」注記事項(「1株当たり情報」)に記載しております。
- 5 当社は、平成19年6月27日に開催された各種類株主総会及び平成19年6月28日に開催された定時株主総会における定款変更の決議に基づき、平成19年9月30日を効力発生日として、普通株式及び各種類株式についてそれぞれ1株を1,000株とする株式分割を行うとともに普通株式及び各種類株式についてそれぞれ100株を1単元とする単元株制度を導入しております。当該株式分割が、第1期及び第2期の各期首に行われたと仮定して遡及修正した場合の「1株当たり情報」及び「1株当たり配当額」の推移は以下の通りであります。

(参考)

回次		第1期	第2期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月
1株当たり純資産額	円	527.17	579.24
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	円	普通株式 7.00 (3.00) 第一回第三種 優先株式 60.00 (30.00) 第八種優先株式 15.90 (—) 第九種優先株式 18.60 (—) 第十種優先株式 19.40 (—) 第十一種優先株式 5.30 (—) 第十二種優先株式 11.50 (—)	普通株式 11.00 (5.00) 第一回第三種 優先株式 60.00 (30.00) 第八種優先株式 15.90 (7.95) 第十一種優先株式 5.30 (2.65) 第十二種優先株式 11.50 (5.75)
1株当たり当期純利益金額	円	123.14	46.41
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	118.37	46.18

## 2 【沿革】

- 平成12年 4月 株式会社東京三三菱銀行、三菱信託銀行株式会社および日本信託銀行株式会社が、持株会社の設立を通じた経営統合に基本合意。
- 平成12年 7月 株式会社三和銀行、株式会社東海銀行および東洋信託銀行株式会社が、持株会社の設立を通じた経営統合に基本合意。
- 平成13年 4月 株式会社東京三三菱銀行、三菱信託銀行株式会社および日本信託銀行株式会社が、株式移転により当社(新商号：株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ)を設立。
- 当社普通株式を、東京、大阪、ニューヨーク、ロンドンの各証券取引所に上場。
- 平成13年 4月 株式会社三和銀行、株式会社東海銀行および東洋信託銀行株式会社が、株式移転により株式会社U F J ホールディングスを設立。
- 同社普通株式を、東京、大阪、名古屋の各証券取引所に上場。
- 平成13年 7月 東洋信託銀行株式会社が東海信託銀行株式会社を合併。
- 平成13年 9月 東京信託銀行株式会社を完全子会社化。
- 平成13年10月 三菱信託銀行株式会社が、日本信託銀行株式会社および東京信託銀行株式会社を合併。
- 平成13年11月 株式会社U F J ホールディングス普通株式をロンドン証券取引所に上場。
- 平成14年 1月 株式会社三和銀行と株式会社東海銀行が合併し、株式会社U F J 銀行に商号変更。
- 東洋信託銀行株式会社がU F J 信託銀行株式会社に商号変更。
- 平成14年 9月 東京三三菱証券株式会社および東京三菱パーソナル証券株式会社が、国際証券株式会社および一成証券株式会社と合併し、三菱証券株式会社に商号変更。三菱証券株式会社を連結子会社化。
- 平成14年 9月 株式会社U F J ホールディングスがU F J パートナーズ投信株式会社を完全子会社化。
- リテール・法人・受託財産の主要3事業について連結事業本部制度を導入。
- 平成16年 4月 株式会社U F J ホールディングスがU F J つばさ証券株式会社を直接子会社化。
- 平成16年 8月 当社、株式会社東京三三菱銀行、三菱信託銀行株式会社および三菱証券株式会社が、株式会社U F J ホールディングス、株式会社U F J 銀行、U F J 信託銀行株式会社およびU F J つばさ証券株式会社との経営統合に基本合意。

平成17年10月	当社と株式会社UFJホールディングスが合併し、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループに商号変更。また、三菱信託銀行株式会社とUFJ信託銀行株式会社および三菱証券株式会社とUFJつばさ証券株式会社も、それぞれ合併し、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券株式会社に商号変更。三菱UFJフィナンシャル・グループが発足。 当社普通株式を、名古屋証券取引所に上場。
平成17年10月	UFJニコス株式会社(日本信販株式会社と株式会社UFJカードが平成17年10月に合併)を連結子会社化。
平成18年1月	株式会社東京三菱銀行と株式会社UFJ銀行が合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行に商号変更。
平成18年6月	当社普通株式のロンドン証券取引所上場を廃止。
平成19年4月	UFJニコス株式会社と株式会社ディーシーカードが合併し、三菱UFJニコス株式会社に商号変更。
平成19年9月	三菱UFJ証券株式会社を完全子会社化。
平成20年8月	三菱UFJニコス株式会社を完全子会社化し、同社株式の一部を農林中央金庫に譲渡。
平成20年11月	株式会社三菱東京UFJ銀行が、UnionBanCal Corporationを完全子会社化。
平成20年12月	アコム株式会社を連結子会社化。
平成21年12月	三菱UFJ証券株式会社の100%出資により、三菱UFJ証券分割準備株式会社を設立。
平成22年4月	三菱UFJ証券株式会社の会社分割(吸収分割)により、同社の日本における金融商品取引業等を三菱UFJ証券分割準備株式会社に承継し、中間持株会社制へ移行。三菱UFJ証券株式会社は三菱UFJ証券ホールディングス株式会社に商号変更し、三菱UFJ証券分割準備株式会社は三菱UFJ証券株式会社に商号変更。
平成22年5月	当社とモルガン・スタンレーの共同出資により、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社およびモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社が発足。 (モルガン・スタンレー証券株式会社の会社分割(吸収分割)により、同社のインベストメントバンキング部門を三菱UFJ証券株式会社に承継。三菱UFJ証券株式会社は三菱UFJモルガン・スタンレー株式会社に商号変更し、モルガン・スタンレー証券株式会社はモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社に商号変更。)

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社237社(うち連結子会社236社、持分法適用の非連結子会社1社)及び関連会社63社(うち持分法適用関連会社62社、持分法非適用関連会社1社)で構成され、銀行業務を中心に、信託銀行業務、証券業務、クレジットカード・貸金業務、リース業務、その他業務を行っております。

当社は、当社の関係会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。

各業務における当社及び当社の主要な関係会社の位置づけ等を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。

(平成22年3月31日現在)



(注) 三菱UFJ証券㈱は、平成22年4月1日付け会社分割により国内の事業を子会社に承継して当社グループの中間持株会社となり、商号を三菱UFJ証券ホールディングス㈱に変更いたしました。なお、三菱UFJ証券㈱の国内事業の承継会社は、5月1日付でモルガン・スタンレー証券㈱のインベストメントバンキング部門を統合し、商号を三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱に変更しております。

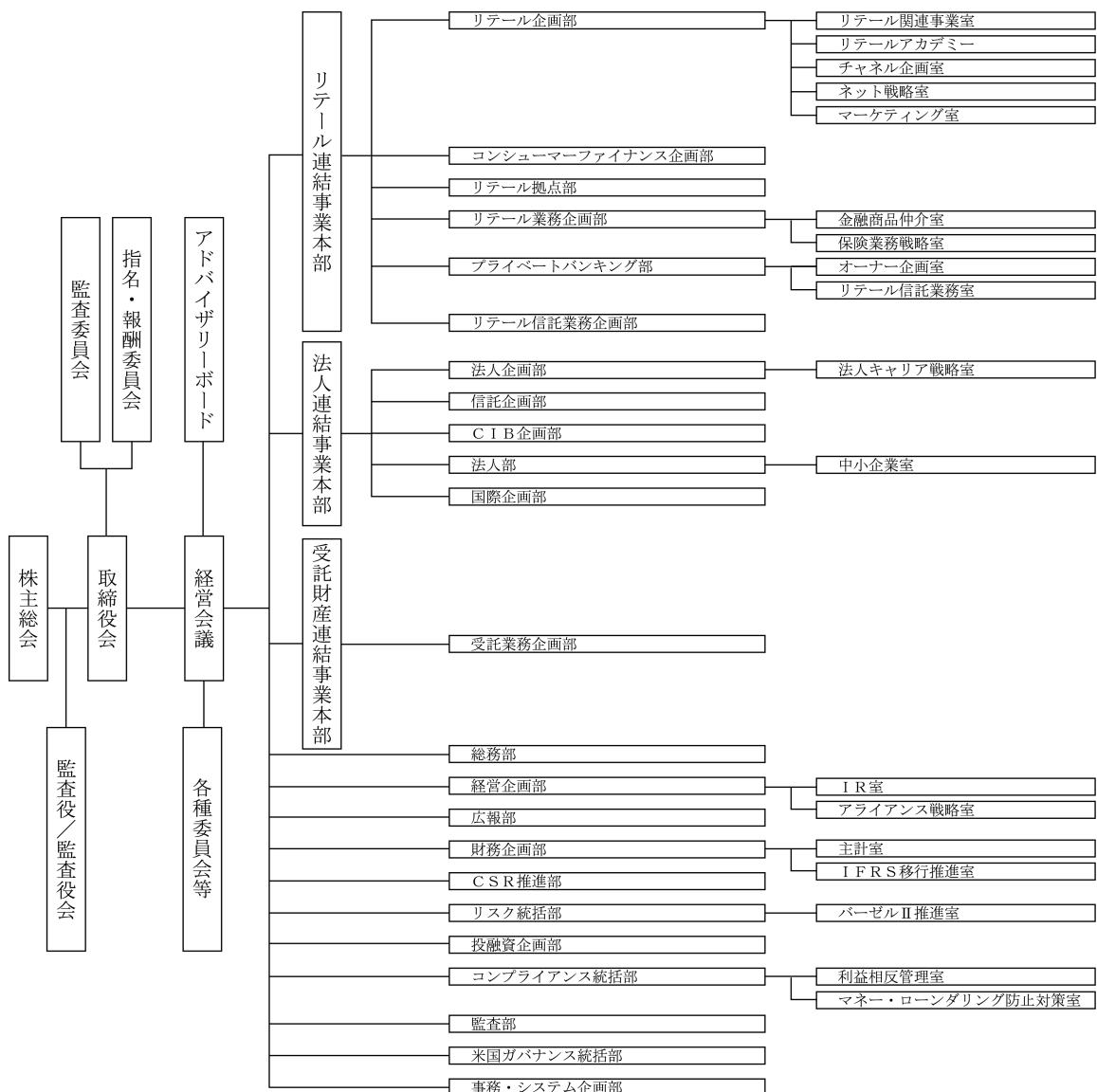
前掲の事業系統図に記載した当社及び当社の主要な関係会社を事業の種類別セグメント(第5〔経理の状況〕1〔連結財務諸表等〕(1)連結財務諸表注記事項(セグメント情報)に掲げる事業の種類別セグメント)ごとに区分いたしますと、以下のとおりとなります。

なお、当社の持分法適用会社については、主として当該会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与える会社の属する事業の種類別セグメントに区分しております。

銀行業	: (連結子会社) 株三菱東京UFJ銀行、三菱UFJファクター株、 エム・ユー・フロンティア債権回収株、三菱UFJ投信株、 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株、UnionBanCal Corporation、 Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd.、 PT. Bank Nusantara Parahyangan, Tbk.、PT U Finance Indonesia (持分法適用関連会社) 株池田泉州ホールディングス、株中京銀行、株じぶん銀行、東銀リース株、 Dah Sing Financial Holdings Limited
信託銀行業	: (連結子会社) 三菱UFJ信託銀行株、日本マスタートラスト信託銀行株、 Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.、 Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation (U.S.A.)
証券業	: (連結子会社) 三菱UFJ証券株、カブドットコム証券株、三菱UFJメリルリンチPB証券株、 国際投信投資顧問株、 Mitsubishi UFJ Securities International plc、 Mitsubishi UFJ Securities (USA), Inc.、 Mitsubishi UFJ Trust International Limited、 Mitsubishi UFJ Securities (HK) Holdings, Limited (持分法適用関連会社) Kim Eng Holdings Limited
クレジットカード・	: (連結子会社) 三菱UFJニコス株、アコム株 (持分法適用関連会社) 株ジャックス、株ジャルカード、株モビット
その他	: 株三菱UFJフィナンシャル・グループ (連結子会社) 株日本ビジネスリース、三菱UFJキャピタル株、エム・ユー投資顧問株、 三菱UFJ不動産販売株、BTMU Capital Corporation、BTMU Leasing & Finance, Inc.、 PT. BTMU-BRI Finance (持分法適用関連会社) 三菱UFJリース株、三菱総研DCS株、Aberdeen Asset Management PLC

なお、当社グループでは、お客様の様々な金融ニーズに対応するため、既存の業態の枠を超えて、グループ一体となって金融商品・サービスを提供するグループ融合型の組織体制を構築しており、グループ各社の連携のもと一元的に戦略を定め事業を推進する連結事業本部制度を導入し、持株会社内にリテール・法人・受託財産の対顧客3事業について連結事業本部を設置しております。

(平成22年6月1日現在)



#### 4 【関係会社の状況】

銀行、信託銀行、証券会社に加え、カード会社、消費者金融会社、リース会社、資産運用会社など、主要な関係会社は以下のとおりです。

(1) 連結子会社 236社

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務 提携
㈱三菱東京UFJ銀行	東京都 千代田区	1,711,958	銀行業務	100 (0.0)	11 (5)	—	経営管理 預金取引関係 金銭貸借関係	不動産 賃貸借 関係	—
三菱UFJ信託銀行㈱	東京都 千代田区	324,279	信託業務 銀行業務	100	10 (5)	—	経営管理 預金取引関係 金銭貸借関係 事務委託関係	—	—
日本マスタートラスト 信託銀行㈱	東京都 港区	10,000	信託業務 銀行業務	46.5 (46.5)	1	—	—	—	—
三菱UFJ証券㈱	東京都 千代田区	65,518	証券業務	100	5 (3)	—	経営管理 有価証券の引 受及び売買等 の取引 業務委託関係	—	—
三菱UFJメリルリンチ PB証券㈱	東京都 中央区	8,000	証券業務	50.9 (50.9)	1	—	—	—	—
カブドットコム証券㈱	東京都 千代田区	7,196	証券業務	54.8 (54.8)	3 (2)	—	—	—	—
三菱UFJニコス㈱	東京都 文京区	109,312	クレジット カード業務	84.9	2 (1)	—	経営管理	—	—
㈱東京クレジット サービス	東京都 千代田区	100	クレジット カード業務 外貨両替業務	49.5 (49.5)	1	—	—	—	—
菱信ディーシーカード㈱	東京都 渋谷区	50	クレジット カード業務	75.2 (75.2)	1	—	—	—	—
アコム㈱	東京都 千代田区	63,832	貸金業務 信用保証業務	40.1 (2.6)	1 (1)	—	経営管理	—	—
東京合同ファイナンス㈱	東京都 中央区	1,000	貸金業務	100 (100)	1	—	—	—	—
㈱日本ビジネスリース	東京都 中央区	10,000	リース業務	89.7 (89.7)	1	—	—	—	—
三菱UFJファクター㈱	東京都 千代田区	2,080	ファクタリン グ業務	100 (100)	1	—	—	—	—
エム・ユー・フロンティ ア債権回収㈱	東京都 中野区	1,500	債権管理回収 業務	94.4 (94.4)	2	—	—	—	—
三菱UFJキャピタル㈱	東京都 中央区	2,950	ベンチャー 投資業務	40.2 (40.2)	2	—	—	—	—
エム・ユー・ハンズオン キャピタル㈱	東京都 中央区	100	ベンチャー 投資業務	50.0 (50.0)	—	—	—	—	—
日本確定拠出年金 コンサルティング㈱	東京都 千代田区	4,000	確定拠出年金 運営管理業務	77.4 (77.4)	2	—	—	—	—
国際投信投資顧問㈱	東京都 千代田区	2,680	投資信託委託 業務 投資顧問業務	56.1 (56.1)	—	—	—	—	—
三菱UFJ投信㈱	東京都 千代田区	2,000	投資信託委託 業務	100 (45.0)	4 (2)	—	経営管理	—	—
エム・ユー投資顧問㈱	東京都 中央区	2,526	投資顧問業務	100 (100)	1	—	—	—	—

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務 提携
三菱UFJ 不動産販売㈱	東京都 千代田区	300	不動産仲介 業務	100 (100)	1	—	—	—	—
三菱UFJ 個人財務 アドバイザーズ㈱	東京都 中央区	1,300	個人財産形成 相談業務	73.6 (73.6)	3	—	—	—	—
三菱UFJ リサーチ＆ コンサルティング㈱	東京都 港区	2,060	調査研究受託 業務 コンサルティ ング業務	64.8 (64.8)	2	—	業務委託関係	—	—
エム・ユー・ビジネス・ エンジニアリング㈱	東京都 中央区	200	ソフト販売 業務	100 (100)	2	—	—	—	—
日本シェアホルダー サービス㈱	東京都 千代田区	100	証券代行業務 に関する調 査・分析及び 情報提供業務	50.0 (50.0)	1	—	業務委託関係	—	—
UnionBanCal Corporation	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市	USD 百万 136	銀行持株会社	100 (100)	3 (2)	—	—	—	—
PT. Bank Nusantara Parahyangan, Tbk.	インドネシ ア共和国 西ジャワ州 バンドン市	IDR 百万 158,275	銀行業務	75.6 (75.6)	—	—	—	—	—
Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation (U.S.A.)	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	USD 百万 10	信託業務 銀行業務	100 (100)	1	—	—	—	—
Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.	ルクセンブルク 大公国 ルクセンブルク市	USD 百万 37	信託業務 銀行業務	100 (100)	3	—	—	—	—
Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd.	スイス連邦 ジュネーブ 市	CHF 百万 65	銀行業務 証券業務	100 (100)	—	—	—	—	—
Mitsubishi UFJ Securities International plc	英国 ロンドン市	GBP 百万 760	証券業務	100 (100)	—	—	有価証券の斡 旋取引	—	—
Mitsubishi UFJ Securities (USA), Inc.	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	USD 百万 69	証券業務	100 (100)	1	—	—	—	—
Mitsubishi UFJ Trust International Limited	英国 ロンドン市	GBP 百万 40	証券業務	100 (100)	1	—	—	—	—
Mitsubishi UFJ Securities (HK) Holdings, Limited	中国 香港特別 行政区	USD 百万 155	証券持株会社	100 (100)	—	—	—	—	—
Mitsubishi UFJ Securities (Singapore), Limited	シンガポー ル共和国 シンガポー ル	SGD 百万 19	証券業務	100 (100)	—	—	—	—	—
BTMU Capital Corporation	米国 マサチューセッツ州 ボストン市	USD 千 29	リース業務	100 (100)	2	—	—	—	—
BTMU Leasing & Finance, Inc.	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	USD 千 0	リース業務	100 (100)	1	—	—	—	—
PT U Finance Indonesia	インドネシ ア共和国 ジャカルタ 特別市	IDR 百万 163,000	消費者金融 業務 リース業務	85.0 (85.0)	—	—	—	—	—
PT. BTMU-BRI Finance	インドネシ ア共和国 ジャカルタ 特別市	IDR 百万 55,000	消費者金融 業務 リース業務	55.0 (55.0)	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務 提携
BTMU Lease (Deutschland) GmbH	ドイツ連邦 共和国 デュッセル ドルフ市	EUR 千 515	リース業務	95.0 (95.0)	—	—	—	—	—
BTMU Participation (Thailand) Co.,Ltd.	タイ王国 バンコック 市	THB 百万 60	投資業務	12.2 (12.2) [57.3]	—	—	—	—	—
Mitsubishi UFJ Baillie Gifford Asset Management Limited	英国 エジンバラ 市	GBP 千 500	投資顧問業務	51.0 (51.0)	1	—	—	—	—
MU Trust Consulting (Shanghai) Co.,Ltd.	中国 上海市	500	コンサルティ ング業務	100 (100)	—	—	—	—	—
他 193社									

(注) 注記事項は(2)持分法適用関連会社の注記事項欄に併せて記載しております。

## (2) 持分法適用関連会社 62社

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務 提携
㈱池田泉州ホールディン グス	大阪市 北区	72,311	銀行持株会社	27.6 (25.3)	1 (1)	—	—	—	—
㈱中京銀行	名古屋市 中区	31,844	銀行業務	39.8 (39.8)	—	—	—	—	—
㈱じぶん銀行	東京都 港区	27,500	銀行業務	50.0 (50.0)	2	—	—	—	—
㈱大正銀行	大阪市 中央区	2,689	銀行業務	25.9 (25.9)	—	—	—	—	—
㈱モビット	東京都 新宿区	20,000	貸金業務 信用保証業務	50.0 (50.0)	2	—	—	—	—
㈱ジャックス	北海道 函館市	16,138	割賦販売斡旋 業務	22.1 (22.1)	—	—	—	—	—
㈱ジャルカード	東京都 品川区	360	クレジット カード業務	49.3 (49.3)	—	—	—	—	—
三菱UFJリース㈱	東京都 千代田区	33,196	リース業務	23.2 (14.0)	—	—	—	—	—
東銀リース㈱	東京都 中央区	5,050	リース業務	22.5 (22.5)	1	—	—	—	—
㈱ペイジェント	東京都 渋谷区	400	決済処理・ 収納代行業務	40.0 (40.0)	1	—	—	—	—
丸の内キャピタル㈱	東京都 千代田区	500	ベンチャー 投資業務	50.0 (50.0)	1	—	—	—	—
三菱アセット・ブレイン ズ㈱	東京都 千代田区	480	投資信託評価 業務 投資信託委託 業務	50.0 (50.0)	1	—	業務委託関係	—	—
日本住宅無尽㈱	東京都 台東区	80	無尽業務	16.4 (16.4)	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務 提携
三菱総研D C S(株)	東京都 品川区	6,059	ソフト開発 業務 情報処理業務	20.0	1	—	業務委託関係	—	—
Dah Sing Financial Holdings Limited	中国 香港特別 行政区	HKD 百万 520	銀行持株会社	15.0 (15.0)	1	—	—	—	—
Kim Eng Holdings Limited	シンガポー ル共和国 シンガポー ル	SGD 百万 244	証券持株会社	29.1 (29.1)	—	—	—	—	—
Aberdeen Asset Management PLC	英國 アバディー ン市	GBP 百万 104	持株会社	17.0 (17.0)	—	—	—	—	—
KE Capital Partners Pte. Ltd.	シンガポー ル共和国 シンガポー ル	SGD 百万 5	投資運用業務 投資助言・ 代理業務	19.9 (19.9)	—	—	—	—	—
Bangkok BTMU Limited	タイ王国 バンコック 市	THB 百万 200	金銭貸付業務	39.0 (39.0)	—	—	—	—	—
BTMU Holding (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国 バンコック 市	THB 百万 5	投資業務	14.5 (14.5) [29.8]	—	—	—	—	—
他 42社									

(注) 1 特定子会社は、(株)三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行(株)であります。なお、上記の他、自己資本増強のために優先出資証券を発行する海外特別目的会社のうち特定子会社に該当する先は以下のとおりです。

MTFG Capital Finance Limited MUFG Capital Finance 1 Limited

MUFG Capital Finance 7 Limited BTMU Preferred Capital Limited

BTMU Preferred Capital 1 Limited MUFG Capital Finance 9 Limited

BTMU Preferred Capital 9 Limited

- 2 関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社は(株)三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行(株)、三菱UFJ証券(株)、カブドットコム証券(株)、三菱UFJニコス(株)、アコム(株)、Mitsubishi UFJ Securities International plc、(株)池田泉州ホールディングス、(株)中京銀行、(株)大正銀行、(株)ジャックス、三菱UFJリース(株)であります。
- 3 関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えていたる債務超過の状況にある会社はありません。
- 4 (株)三菱東京UFJ銀行および三菱UFJ信託銀行(株)は、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く)の当社連結経常収益に占める割合がそれぞれ10%を超えておりますが、両社は有価証券報告書の提出会社であるため主要な損益情報等の記載は省略しております。
- 5 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)、〔 〕内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
- 6 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当社の役員(内書き)であります。
- 7 (株)三菱東京UFJ銀行は、平成21年12月に当社を引受先とする第三者割当増資を実施し、資本金が515,663百万円増加いたしました。
- 8 三菱UFJ証券(株)は、平成22年4月1日付で会社名を三菱UFJ証券ホールディングス(株)に変更しております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

	平成22年3月31日現在					
	銀行業	信託銀行業	証券業	クレジットカード・貸金業	その他	合計
従業員数(人)	55,416 [25,100]	9,364 [3,400]	8,424 [600]	8,430 [3,600]	2,632 [300]	84,266 [33,000]

(注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託6,996人及び臨時従業員30,800人を含んでおりません。

2 [ ] 内に当連結会計年度における臨時従業員の平均人数を外書きで記載しております。

3 臨時従業員数は、派遣社員を含み、期末人数・平均人数とともに、各連結子会社が算定した人数をもとに百人未満を四捨五入して記載しております。

### (2) 当社の従業員数

平成22年3月31日現在			
従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,008	40.0	15.8	10,846

(注) 1 当社従業員は、海外の現地採用者及び株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券株式会社並びに三菱UFJ投信株式会社からの出向者であります。

ただし、当社から他社への出向者は含んでおりません。

2 従業員数には臨時従業員18人を含んでおりません。

3 従業員数には執行役員46人を含んでおりません。

4 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、海外の現地採用者、当社から他社への出向者は含んでおりません。

5 平均勤続年数は、出向元での勤続年数を加算しております。

6 平均年間給与は、平成21年度年間を通じて当社に在籍した者に対して各社で支給された年間の給与、賞与及び基準外賃金を合計したものであります。

7 当社には従業員組合はありません。労使間において特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### 業績

##### (金融経済環境)

当連結会計年度の金融・経済環境ですが、海外経済は、グローバル金融危機に対する財政・金融政策の総動員を受けて、欧米経済ではプラス成長に復するなど持ち直しの動きが強まりましたほか、アジア経済でも景気対策効果が顕現化し、欧米経済に先んじて回復軌道を辿りました。この間、わが国経済は、海外経済の持ち直しや過去最大規模の景気対策、在庫調整の進展等に伴い輸出や生産が回復に向かい、個人消費も景気対策効果により押し上げられたものの、経済活動が低水準にとどまり、厳しい収益環境が続くなかった、設備投資や雇用・所得環境の低迷を余儀なくされました。

金融情勢に目を転じますと、政策金利は、不良債権が増加する米国では実質ゼロ%が維持されたほか、ユーロ圏でも過去最低となる1.0%に据え置かれました。わが国では、日銀による実質ゼロ金利政策や企業金融支援特別オペ、固定金利オペ拡充等を受けて、短期市場金利は緩やかに低下しました。一方、長期市場金利はデフレ圧力の強まりと財政悪化懸念を背景に低水準で揉み合う展開となりました。円の対ドル相場は、内外金利差の縮小を映じて円高圧力がかかりやすい状況が続きました。

##### (経営方針)

グループ経営理念は、当社グループが経営活動を遂行するにあたっての最も基本的な姿勢を示した価値観であり、全ての活動の指針とするものです。経営戦略や経営計画の策定など、経営の意思決定のよりどころとし、また、全役職員の精神的支柱として、諸活動の基本方針としております。

具体的には以下のとおりですが、当社グループの持株会社、普通銀行、信託銀行および証券会社等は、グループ経営理念を各社の経営理念として採用し、グループ全体で遵守してまいります。

#### [グループ経営理念]

- (1) お客様の信頼と信用を旨とし、国内はもとよりグローバルにお客さまの多様なニーズに対し、的確かつ迅速にお応えする。
- (2) 新分野の開拓と新技術の開発に積極的に取組み、革新的かつ高品質な金融サービスを提供する。
- (3) 法令やルールを厳格に遵守し、公明正大で透明性の高い経営を行い、広く社会からの信頼と信用を得る。
- (4) たゆまぬ事業の発展と適切なリスク管理により、企業価値の向上を実現すると共に、適時・適切な企業情報の開示を行い、株主の信頼に応える。
- (5) 地域の発展に寄与すると共に、環境に配慮した企業活動を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する。
- (6) グループ社員が専門性を更に高め、その能力を発揮することができる、機会と職場を提供していく。

当社グループは、普通銀行・信託銀行・証券会社に加えて、トップクラスのカード会社・リース会社・消費者金融会社・資産運用会社・米国銀行(Union Bank, N. A.)などを傘下に擁する本格的な総合金融グループです。これらグループ会社が一体となり、お客さまのあらゆる金融ニーズに対して、最高水準の商品・サービスをご提供してまいります。「サービスNo. 1」「信頼度No. 1」「国際性No. 1」を追求することで、お客さまや社会から強く支持される「世界屈指の総合金融グループ」を目指しています。

① 「サービスNo. 1」

- ・当社グループは、総合金融グループとしての強みを活かし、お客さま一人ひとりのニーズに合った“MUFGならでは”的高い品質のサービスをご提供してまいります。
- ・リテール・法人・受託財産(資産運用・管理)を「主要3事業」と位置づけ、これら主要3事業で設置している連結事業本部を最大限活用し、業態の枠を超えて、グループ一体となって、お客さまの多様なニーズにスピーディーかつきめ細かく対応してまいります。

② 「信頼度No. 1」

- ・当社グループは、最も信頼いただける金融グループを目指し、財務健全性のさらなる向上、コンプライアンス(法令等遵守)の徹底、内部管理態勢の強化に努めます。また、お客さま満足度(CS)の向上、社会貢献活動、環境保全などを通じ、企業の社会的責任(CSR)を果たしてまいります。

③ 「国際性No. 1」

- ・当社グループは、邦銀随一のグローバルネットワーク、各国ビジネスに精通した豊富な人材など、グループの持つ強みを最大限活用し、「国際性No. 1」の金融機関として、お客さまのグローバルに広がるニーズに的確・迅速に対応してまいります。

## (当連結会計年度の業績)

当連結会計年度の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

資産の部につきましては、当連結会計年度中 5兆3,730億円増加して、当連結会計年度末残高は204兆1,069億円となりました。主な内訳は、貸出金84兆8,806億円、有価証券63兆9,644億円、現金預け金7兆4,950億円となっております。負債の部につきましては、当連結会計年度中 2兆6,442億円増加して、当連結会計年度末残高は192兆8,074億円となりました。主な内訳は、預金・譲渡性預金134兆9,115億円となっております。

損益の状況につきましては、経常収益は前連結会計年度比6,371億円減少して、5兆402億円となりました。主な内訳は、資金運用収益が2兆8,466億円、役務取引等収益が1兆1,453億円となっております。また、経常費用は前連結会計年度比1兆1,000億円減少して、4兆4,945億円となりました。主な内訳は、資金調達費用が6,696億円、営業経費が2兆1,837億円となっております。

この結果、経常利益は前連結会計年度比4,628億円増加して、5,456億円となり、当期純利益は前連結会計年度比6,456億円増加して、3,887億円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

### 1 銀行業

経常収益は前連結会計年度比6,264億円減少して、3兆4,836億円となりました。経常損益は前連結会計年度比4,790億円増加して、4,787億円の利益となりました。

### 2 信託銀行業

経常収益は前連結会計年度比1,080億円減少して、5,355億円となりました。経常利益は前連結会計年度比26億円減少して、574億円となりました。

### 3 証券業

経常収益は前連結会計年度比1,106億円減少して、4,197億円となりました。経常損益は前連結会計年度比721億円増加して、542億円の利益となりました。

### 4 クレジットカード・貸金業

経常収益は前連結会計年度比1,727億円増加して、6,202億円となりました。経常損益は前連結会計年度比881億円減少して、571億円の損失となりました。

### 5 その他

経常収益は前連結会計年度比82億円減少して、4,003億円となりました。経常利益は前連結会計年度比63億円増加して、2,285億円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

1 日本

経常収益は前連結会計年度比2,446億円減少して、3兆9,958億円となりました。経常損益は前連結会計年度比5,209億円増加して、3,415億円の利益となりました。

2 北米

経常収益は前連結会計年度比1,460億円減少して、5,881億円となりました。経常利益は前連結会計年度比517億円減少して、79億円となりました。

3 中南米

経常収益は前連結会計年度比49億円減少して、1,243億円となりました。経常利益は前連結会計年度比299億円増加して、809億円となりました。

4 欧州・中近東

経常収益は前連結会計年度比3,501億円減少して、3,135億円となりました。経常利益は前連結会計年度比424億円減少して、279億円となりました。

5 アジア・オセアニア

経常収益は前連結会計年度比646億円減少して、3,067億円となりました。経常利益は前連結会計年度比186億円増加して、1,053億円となりました。

(キャッシュ・フローの状況)

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の減少及び預金の増加などにより、前連結会計年度比6兆4,752億円収入が増加して、14兆6,010億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が増加したことなどにより、前連結会計年度比6兆3,121億円支出が増加して、15兆6,257億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入の減少などにより、前連結会計年度比900億円収入が減少して、1兆1,023億円の収入となりました。

現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度比782億円増加して4兆1,102億円となりました。

当連結会計年度末の連結自己資本比率（第一基準）は、前連結会計年度末比3.09ポイント上昇し、14.87%となりました。

(1) 国内・海外別収支

国内・海外別収支の内訳は次のとおりであります。

当連結会計年度の資金運用収支・信託報酬・役務取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は、国内が3兆1,659億円で前年度比1,968億円の増益、海外が8,637億円で前年度比689億円の増益となつた結果、国内及び海外の合計では、3兆6,004億円で前年度比3,275億円の増益となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	1,797,139	498,505	319,741	1,975,902
	当連結会計年度	1,838,097	595,586	256,484	2,177,199
うち資金運用収益	前連結会計年度	2,606,914	1,400,283	558,807	3,448,391
	当連結会計年度	2,379,023	900,810	433,211	2,846,622
うち資金調達費用	前連結会計年度	809,775	901,778	239,065	1,472,488
	当連結会計年度	540,926	305,223	176,727	669,422
信託報酬	前連結会計年度	109,872	15,043	5,441	119,474
	当連結会計年度	98,075	12,433	6,636	103,872
役務取引等収支	前連結会計年度	961,432	162,221	153,575	970,077
	当連結会計年度	952,157	184,069	146,419	989,806
うち役務取引等収益	前連結会計年度	1,189,922	192,977	244,593	1,138,306
	当連結会計年度	1,176,849	210,538	242,010	1,145,376
うち役務取引等費用	前連結会計年度	228,490	30,756	91,017	168,229
	当連結会計年度	224,692	26,469	95,590	155,570
特定取引収支	前連結会計年度	197,885	60,082	4,911	253,056
	当連結会計年度	230,217	52,400	22,847	259,770
うち特定取引収益	前連結会計年度	197,886	60,979	5,808	253,056
	当連結会計年度	232,297	55,170	27,697	259,770
うち特定取引費用	前連結会計年度	1	896	897	—
	当連結会計年度	2,079	2,770	4,850	—
その他業務収支	前連結会計年度	△ 97,160	59,001	7,456	△ 45,615
	当連結会計年度	47,439	19,297	△ 3,038	69,775
うちその他業務収益	前連結会計年度	420,214	169,764	53,673	536,305
	当連結会計年度	315,825	176,534	77,632	414,726
うちその他業務費用	前連結会計年度	517,375	110,763	46,217	581,921
	当連結会計年度	268,385	157,236	80,671	344,951

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社(海外店を除く。以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

## (2) 国内・海外別資金運用／調達の状況

### ① 国内

国内における資金運用／調達の状況は次のとおりであります。

当連結会計年度の国内の資金運用勘定平均残高は前年度比9兆642億円増加して146兆588億円となりました。利回りは0.27ポイント下降し1.62%となり、受取利息合計は2兆3,790億円で前年度比2,278億円の減少となりました。資金調達勘定平均残高は前年度比7兆1,239億円増加して138兆6,761億円となりました。利回りは0.22ポイント下降し0.39%となり、支払利息合計5,409億円で前年度比2,688億円の減少となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	136,994,582	2,606,914	1.90
	当連結会計年度	146,058,818	2,379,023	1.62
うち貸出金	前連結会計年度	71,435,915	1,480,626	2.07
	当連結会計年度	71,768,211	1,409,603	1.96
うち有価証券	前連結会計年度	49,928,622	844,975	1.69
	当連結会計年度	60,678,060	736,157	1.21
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	620,940	5,229	0.84
	当連結会計年度	203,743	446	0.21
うち買現先勘定	前連結会計年度	609,053	3,375	0.55
	当連結会計年度	256,049	497	0.19
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	6,062,944	32,121	0.52
	当連結会計年度	7,387,279	11,090	0.15
うち預け金	前連結会計年度	3,283,586	40,634	1.23
	当連結会計年度	1,880,788	7,041	0.37
資金調達勘定	前連結会計年度	131,552,187	809,775	0.61
	当連結会計年度	138,676,105	540,926	0.39
うち預金	前連結会計年度	103,120,151	362,365	0.35
	当連結会計年度	103,707,562	203,398	0.19
うち譲渡性預金	前連結会計年度	5,937,340	40,043	0.67
	当連結会計年度	5,819,061	19,869	0.34
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	2,509,000	12,826	0.51
	当連結会計年度	1,864,661	3,291	0.17
うち売現先勘定	前連結会計年度	5,996,691	69,773	1.16
	当連結会計年度	7,218,709	17,155	0.23
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	4,521,166	27,251	0.60
	当連結会計年度	4,793,095	7,127	0.14
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	25,000	218	0.87
	当連結会計年度	20,273	105	0.52
うち借用金	前連結会計年度	9,473,060	221,912	2.34
	当連結会計年度	10,440,331	174,360	1.67

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎の残高等に基づく平均残高を利用しております。
- 2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。
- 3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

## ② 海外

海外における資金運用／調達の状況は次のとおりであります。

当連結会計年度の海外の資金運用勘定平均残高は前年度比3兆2,785億円増加して39兆6,983億円となりました。利回りは1.57ポイント下降し2.26%となり、受取利息合計は9,008億円で前年度比4,994億円の減少となりました。資金調達勘定平均残高は前年度比2兆7,692億円増加して35兆5,031億円となりました。利回りは1.89ポイント下降し0.85%となり、支払利息合計は3,052億円で前年度比5,965億円の減少となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	36,419,799	1,400,283	3.84
	当連結会計年度	39,698,318	900,810	2.26
うち貸出金	前連結会計年度	21,895,749	891,039	4.06
	当連結会計年度	21,797,905	613,071	2.81
うち有価証券	前連結会計年度	4,307,348	154,413	3.58
	当連結会計年度	6,042,550	166,162	2.74
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	414,614	9,965	2.40
	当連結会計年度	386,589	3,949	1.02
うち買現先勘定	前連結会計年度	4,368,635	177,413	4.06
	当連結会計年度	5,847,108	27,716	0.47
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	271,297	1,646	0.60
	当連結会計年度	224,989	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	3,865,625	100,229	2.59
	当連結会計年度	4,315,806	28,104	0.65
資金調達勘定	前連結会計年度	32,733,930	901,778	2.75
	当連結会計年度	35,503,149	305,223	0.85
うち預金	前連結会計年度	13,572,037	258,063	1.90
	当連結会計年度	15,402,587	109,683	0.71
うち譲渡性預金	前連結会計年度	2,309,142	66,791	2.89
	当連結会計年度	4,618,364	29,101	0.63
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	715,101	17,525	2.45
	当連結会計年度	601,809	3,914	0.65
うち売現先勘定	前連結会計年度	5,229,908	198,442	3.79
	当連結会計年度	7,535,770	35,106	0.46
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	233,803	601	0.25
	当連結会計年度	208,739	463	0.22
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	125,046	3,082	2.46
	当連結会計年度	96,468	639	0.66
うち借用金	前連結会計年度	1,449,621	43,599	3.00
	当連結会計年度	1,784,663	28,115	1.57

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎の残高等に基づく平均残高を利用しております。
- 2 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
- 3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高			利息			利回り (%)
		小計 (百万円)	相殺 消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	小計 (百万円)	相殺 消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	
資金運用勘定	前連結会計年度	173,414,381	21,112,237	152,302,144	4,007,198	558,807	3,448,391	2.26
	当連結会計年度	185,757,136	24,292,476	161,464,660	3,279,833	433,211	2,846,622	1.76
うち貸出金	前連結会計年度	93,331,665	5,231,850	88,099,814	2,371,666	167,257	2,204,409	2.50
	当連結会計年度	93,566,117	5,797,368	87,768,748	2,022,674	136,711	1,885,962	2.14
うち有価証券	前連結会計年度	54,235,971	11,197,453	43,038,517	999,389	321,613	677,776	1.57
	当連結会計年度	66,720,611	13,077,905	53,642,706	902,319	289,232	613,087	1.14
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	1,035,555	100,320	935,234	15,194	1,105	14,088	1.50
	当連結会計年度	590,333	94,145	496,187	4,396	268	4,127	0.83
うち買現先勘定	前連結会計年度	4,977,689	1,502,700	3,474,989	180,789	17,957	162,831	4.68
	当連結会計年度	6,103,158	1,763,624	4,339,534	28,214	5,513	22,700	0.52
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	6,334,242	974,285	5,359,956	33,768	5,765	28,002	0.52
	当連結会計年度	7,612,269	1,679,112	5,933,157	11,090	2,267	8,822	0.14
うち預け金	前連結会計年度	7,149,211	2,048,439	5,100,772	140,864	30,050	110,814	2.17
	当連結会計年度	6,196,594	1,828,413	4,368,180	35,145	8,675	26,469	0.60
資金調達勘定	前連結会計年度	164,286,118	9,913,521	154,372,596	1,711,554	239,065	1,472,488	0.95
	当連結会計年度	174,179,254	11,910,213	162,269,041	846,149	176,727	669,422	0.41
うち預金	前連結会計年度	116,692,188	1,249,048	115,443,140	620,429	18,702	601,726	0.52
	当連結会計年度	119,110,149	1,270,685	117,839,463	313,082	5,252	307,829	0.26
うち譲渡性預金	前連結会計年度	8,246,483	697,869	7,548,613	106,834	4,814	102,020	1.35
	当連結会計年度	10,437,426	639,661	9,797,764	48,971	2,257	46,713	0.47
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	3,224,101	181,510	3,042,590	30,351	4,945	25,406	0.83
	当連結会計年度	2,466,471	153,880	2,312,591	7,206	647	6,559	0.28
うち売現先勘定	前連結会計年度	11,226,600	1,476,614	9,749,986	268,216	18,849	249,366	2.55
	当連結会計年度	14,754,480	1,735,037	13,019,443	52,261	5,952	46,308	0.35
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	4,754,969	986,190	3,768,779	27,852	4,683	23,169	0.61
	当連結会計年度	5,001,834	1,731,728	3,270,106	7,591	2,225	5,366	0.16
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	150,046	—	150,046	3,301	—	3,301	2.20
	当連結会計年度	116,742	—	116,742	745	—	745	0.63
うち借用金	前連結会計年度	10,922,681	5,103,221	5,819,460	265,511	168,500	97,011	1.66
	当連結会計年度	12,224,995	5,869,732	6,355,263	202,475	140,925	61,550	0.96

(注) 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

国内及び海外の役務取引等収支の状況は次のとおりであります。

当連結会計年度の国内の役務取引は、役務取引等収益が1兆1,768億円で前年度比130億円の減収、役務取引等費用が2,246億円で前年度比37億円減少した結果、役務取引等収支では、前年度比92億円減少して9,521億円となりました。海外の役務取引は、役務取引等収益が2,105億円で前年度比175億円の増収、役務取引等費用が264億円で前年度比42億円減少した結果、役務取引等収支では、前年度比218億円増加して1,840億円となりました。

この結果、国内及び海外の役務取引等収支合計では、前年度比197億円増加して9,898億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	1,189,922	192,977	244,593	1,138,306
	当連結会計年度	1,176,849	210,538	242,010	1,145,376
うち為替業務	前連結会計年度	159,818	13,330	3,114	170,035
	当連結会計年度	157,298	11,556	1,279	167,575
うちその他商業銀行業務	前連結会計年度	209,831	124,710	26,963	307,579
	当連結会計年度	218,423	135,814	31,063	323,173
うち信託関連業務	前連結会計年度	87,497	—	9,647	77,850
	当連結会計年度	75,085	—	6,662	68,423
うち保証業務	前連結会計年度	113,139	8,808	31,705	90,242
	当連結会計年度	110,740	11,161	34,668	87,234
うち証券関連業務	前連結会計年度	121,987	17,351	15,882	123,456
	当連結会計年度	140,679	23,051	22,781	140,949
役務取引等費用	前連結会計年度	228,490	30,756	91,017	168,229
	当連結会計年度	224,692	26,469	95,590	155,570
うち為替業務	前連結会計年度	36,267	1,102	167	37,201
	当連結会計年度	33,407	1,351	431	34,328

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務等を含んでおります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

国内及び海外の特定取引収支の状況は次のとおりであります。

当連結会計年度の国内の特定取引は、特定取引収益が2,322億円で前年度比344億円の増収、特定取引費用が20億円で前年度比20億円増加した結果、特定取引収支では、前年度比323億円増加して2,302億円となりました。海外の特定取引は、特定取引収益が551億円で前年度比58億円の減収、特定取引費用が27億円で前年度比18億円増加した結果、特定取引収支では、前年度比76億円減少して524億円となりました。

この結果、国内及び海外の特定取引収支合計では、前年度比67億円増加して2,597億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	197,886	60,979	5,808	253,056
	当連結会計年度	232,297	55,170	27,697	259,770
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	80,535	△ 21,590	148	58,796
	当連結会計年度	123,185	39,562	577	162,171
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	2,960	△ 2,034	31	893
	当連結会計年度	1,731	△ 1,268	44	418
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	87,992	84,086	5,560	166,518
	当連結会計年度	93,816	16,862	27,062	83,616
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	26,397	517	68	26,847
	当連結会計年度	13,563	14	13	13,564
特定取引費用	前連結会計年度	1	896	897	—
	当連結会計年度	2,079	2,770	4,850	—
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	1	97	98	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	—	31	31	—
	当連結会計年度	—	44	44	—
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	—	767	767	—
	当連結会計年度	2,079	2,726	4,805	—
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

国内及び海外の特定取引の状況は次のとおりであります。

当連結会計年度末の国内の特定取引資産は、前年度比2兆3,525億円減少して15兆8,849億円、特定取引負債は、前年度比7,518億円減少して10兆3,683億円となりました。海外の特定取引資産は、前年度比4,983億円減少して4兆1,241億円、特定取引負債は、前年度比1兆979億円減少して2兆9,090億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	18,237,461	4,622,525	5,407,560	17,452,426
	当連結会計年度	15,884,956	4,124,189	3,560,462	16,448,683
うち商品有価証券	前連結会計年度	5,174,445	700,441	7,565	5,867,321
	当連結会計年度	5,265,297	1,381,462	29,183	6,617,575
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	155,072	28,264	80,449	102,887
	当連結会計年度	101,125	13,796	39,710	75,211
うち特定取引 有価証券	前連結会計年度	—	1,775	—	1,775
	当連結会計年度	—	6,814	—	6,814
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度	366	28	—	395
	当連結会計年度	551	44	—	595
うち特定金融派生 商品	前連結会計年度	9,271,530	3,886,841	5,194,599	7,963,772
	当連結会計年度	7,837,323	2,715,116	3,335,590	7,216,849
うちその他の 特定取引資産	前連結会計年度	3,636,046	5,174	124,945	3,516,275
	当連結会計年度	2,680,659	6,954	155,978	2,531,635
特定取引負債	前連結会計年度	11,120,216	4,007,075	5,258,473	9,868,818
	当連結会計年度	10,368,322	2,909,078	3,383,214	9,894,186
うち売付商品債券	前連結会計年度	2,108,685	91,444	—	2,200,130
	当連結会計年度	2,719,538	213,628	—	2,933,166
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	103,383	94,954	87,436	110,900
	当連結会計年度	110,182	60,478	55,202	115,458
うち特定取引 売付債券	前連結会計年度	—	3,711	—	3,711
	当連結会計年度	—	12,251	—	12,251
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度	34	2	—	37
	当連結会計年度	122	82	—	204
うち特定金融 派生商品	前連結会計年度	8,894,102	3,723,214	5,171,037	7,446,279
	当連結会計年度	7,538,479	2,622,631	3,328,012	6,833,098
うちその他の 特定取引負債	前連結会計年度	14,010	93,748	—	107,759
	当連結会計年度	—	5	—	5

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	106,399,980	14,837,479	1,087,867	120,149,591
	当連結会計年度	107,879,888	17,053,263	1,041,205	123,891,946
うち流動性預金	前連結会計年度	58,858,000	5,550,243	342,330	64,065,914
	当連結会計年度	62,236,822	8,133,302	366,219	70,003,904
うち定期性預金	前連結会計年度	41,916,026	9,082,373	720,535	50,277,864
	当連結会計年度	40,580,040	8,734,894	649,618	48,665,316
うちその他	前連結会計年度	5,625,952	204,862	25,001	5,805,813
	当連結会計年度	5,063,025	185,066	25,367	5,222,724
譲渡性預金	前連結会計年度	5,180,716	3,024,431	634,600	7,570,547
	当連結会計年度	5,629,459	6,097,961	707,850	11,019,571
総合計	前連結会計年度	111,580,696	17,861,910	1,722,467	127,720,139
	当連結会計年度	113,509,348	23,151,225	1,749,055	134,911,517

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

3 定期性預金=定期預金+定期積金

4 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	71,547,104	100.00
製造業	10,357,979	14.48
建設業	1,501,328	2.10
卸売・小売業	7,362,610	10.29
金融・保険業	5,926,875	8.28
不動産業	10,289,671	14.38
各種サービス業	5,545,153	7.75
その他	30,563,485	42.72
海外及び特別国際金融取引勘定分	20,509,715	100.00
政府等	269,677	1.32
金融機関	2,367,581	11.54
その他	17,872,456	87.14
合計	92,056,820	—

業種別	平成22年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	67,267,393	100.00
製造業	9,699,820	14.42
建設業	1,216,504	1.81
卸売業、小売業	6,686,531	9.94
金融業、保険業	5,431,679	8.08
不動産業、物品賃貸業	11,559,148	17.18
各種サービス業	3,377,967	5.02
その他	29,295,741	43.55
海外及び特別国際金融取引勘定分	17,613,209	100.00
政府等	374,806	2.13
金融機関	2,706,632	15.37
その他	14,531,770	82.50
合計	84,880,603	—

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。  
「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
- 2 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、当連結会計年度から業種の表示を一部変更しております。

② 特定海外債権等残高

期別	国別	特定海外債権等残高(百万円)
平成21年3月31日	ウクライナ	8,950
	パキスタン	4,557
	アルゼンチン	40
	合計	13,548
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)
平成22年3月31日	ウクライナ	1,731
	パキスタン	4,505
	アルゼンチン	25
	合計	6,261
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)

(注) 特定海外債権等は、国内銀行連結子会社の特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権、並びに当該引当勘定の引当対象国に対する海外連結子会社の債権のうち、当該引当勘定の引当対象に準ずる債権であります。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	24,435,740	107,509	—	24,543,250
	当連結会計年度	39,541,449	183,939	—	39,725,388
地方債	前連結会計年度	334,438	—	—	334,438
	当連結会計年度	323,247	—	—	323,247
社債	前連結会計年度	4,920,215	—	—	4,920,215
	当連結会計年度	4,568,670	380,500	380,500	4,568,670
株式	前連結会計年度	4,974,381	30	681,191	4,293,220
	当連結会計年度	5,494,686	43	620,009	4,874,720
その他の証券	前連結会計年度	11,909,572	4,846,463	2,533,037	14,222,999
	当連結会計年度	10,949,727	6,117,558	2,594,852	14,472,434
合計	前連結会計年度	46,574,348	4,954,003	3,214,229	48,314,122
	当連結会計年度	60,877,782	6,682,041	3,595,362	63,964,461

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法を、オペレーションル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（第一基準）

項目	平成21年3月31日	平成22年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,620,896
	うち非累積的永久優先株	320,000
	新株式申込証拠金	—
	資本剰余金	1,898,031
	利益剰余金	4,168,625
	自己株式(△)	6,867
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	67,945
	その他有価証券の評価差損(△)	803,813
	為替換算調整勘定	△302,352
	新株予約権	4,650
	連結子法人等の少数株主持分	1,782,316
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	1,307,129
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	582,148
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	100,708
	証券化取引に伴い増加した 自己資本相当額(△)	24,228
	期待損失額が適格引当金を 上回る額の50%相当額(△)	11,266
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	7,575,189
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—
計 (A)		7,575,189
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)		924,729
		1,064,125

項目		平成21年3月31日	平成22年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—	362,705
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	151,529	149,315
	一般貸倒引当金	285,372	252,991
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	3,779,238	3,684,618
	うち永久劣後債務(注3)	364,160	361,220
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	3,415,078	3,323,398
	計	4,216,140	4,449,632
準補完的項目 (Tier 3)	うち自己資本への算入額 (B)	4,216,140	4,449,632
	短期劣後債務	—	—
リスク・アセット等	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
	控除項目(注5) (D)	312,890	467,509
	自己資本額 (A)+(B)+(C)-(D) (E)	11,478,439	13,991,766
	資産(オン・バランス)項目	76,011,775	70,588,872
	オフ・バランス取引等項目	14,231,205	14,703,911
	信用リスク・アセットの額 (F)	90,242,981	85,292,783
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	1,587,684	1,902,745
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	127,014	152,219
	オペレーションナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	5,662,794	6,885,801
	(参考)オペレーションナル・リスク相当額 (J)	453,023	550,864
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	—	—
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	97,493,460	94,081,331
連結自己資本比率(第一基準)=(E)/(L)×100(%)		11.77	14.87
(参考) Tier 1 比率=(A)/(L)×100(%)		7.76	10.63

(注) 1 平成21年3月31日の繰延税金資産の純額に相当する額は1,206,145百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,515,037百万円であります。

また、平成22年3月31日の繰延税金資産の純額に相当する額は607,284百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,001,928百万円であります。

- 2 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
  - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率(第一基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社10社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

		[ 1 ]
① 発行体	MTFG Capital Finance Limited	
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。	
③ 償還期限	永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。	
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)	
⑤ 発行総額	1,650億円(1口当たり発行価額10,000,000円)	
⑥ 払込日	平成17年8月24日	
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日(初回の配当支払日は平成18年7月25日) 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 一定の場合を除き、当社がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当社はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。ただし、配当支払日の直前に終了した事業年度において、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその後の1月の配当支払日における本優先出資証券の配当も、全額又は一部支払われない。 配当可能金額の制限 (1) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)から(c)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 当社の子会社が発行した証券で当社の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (c) 配当支払及び残余財産分配の順位が本優先出資証券と同順位の発行体の株式の配当で、当社の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。 (2) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の配当制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)及び(c)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当の他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。	
⑧ 配当停止条件	上記「⑦ 配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1) 当社が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは(i)破産法における支払不能、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、又は、会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。	
⑨ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円	

[ 2 ]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 1 Limited
② 発行証券の種類	<p>非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)</p> <p>本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。</p>
③ 償還期限	<p>永久</p> <p>ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。</p>
④ 配当	<p>非累積型・固定／変動配当</p> <p>当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)</p>
⑤ 発行総額	2,300百万米ドル(1口当たり発行価額1,000米ドル)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	<p>配当支払日</p> <p>毎年1月25日と7月25日</p> <p>当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針</p> <p>以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。</p> <p>強制停止事由</p> <p>清算事由、支払不能事由又は規制事由<sup>(注)</sup>が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。</p> <p>任意停止事由</p> <p>当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。</p> <p>配当制限</p> <p>当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。</p> <p>分配制限</p> <p>(1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。</p> <p>(a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。</p> <p>(b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。</p> <p>(2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。</p>
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000米ドル

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由 :

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由 :

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由 :

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[ 3 ]
① 発行体	MUFG Capital Finance 2 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	750百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 <sup>(注)</sup> が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由 :

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由 :

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由 :

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[ 4 ]
① 発行体	MUFG Capital Finance 3 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成23年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,200億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 <sup>(注)</sup> が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由 :

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由 :

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由 :

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[ 5 ]
① 発行体	MUFG Capital Finance 4 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	500百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 <sup>(注)</sup> が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度の末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由 :

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由 :

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由 :

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[ 6 ]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 5 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	550百万英ポンド(1口当たり発行価額1,000英ポンド)
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 <sup>(注)</sup> が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000英ポンド

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由 :

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由 :

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由 :

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[ 7 ]
① 発行体	MUFG Capital Finance 6 Limited
② 発行証券の種類	<p>非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)</p> <p>本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。</p>
③ 償還期限	<p>永久</p> <p>ただし、平成30年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。</p>
④ 配当	<p>非累積型・固定／変動配当</p> <p>当初10年間は固定配当(ただし、平成30年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)</p>
⑤ 発行総額	1,500億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成19年12月13日
⑦ 配当支払の内容	<p>配当支払日</p> <p>毎年1月25日と7月25日</p> <p>当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成30年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針</p> <p>以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。</p> <p>強制停止事由</p> <p>清算事由、支払不能事由又は規制事由<sup>(注)</sup>が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。</p> <p>任意停止事由</p> <p>当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。</p> <p>配当制限</p> <p>当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。</p> <p>分配制限</p> <p>(1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。</p> <p>(a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。</p> <p>(b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。</p> <p>(2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。</p>
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由 :

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由 :

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由 :

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[ 8 ]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 7 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成31年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	2,220億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成20年9月2日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成31年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 <sup>(注)</sup> が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由 :

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由 :

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由 :

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[ 9 ]
① 発行体	MUFG Capital Finance 8 Limited
② 発行証券の種類	<p>シリーズA 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)</p> <p>本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。</p>
③ 償還期限	<p>永久 ただし、平成31年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。</p>
④ 配当	<p>非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない)</p>
⑤ 発行総額	900億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年3月19日
⑦ 配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由<sup>(注)</sup>が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。</p> <p>配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。</p> <p>分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。</p>
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由 :

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由 :

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由 :

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[ 9 ]
① 発行体	MUFG Capital Finance 8 Limited
② 発行証券の種類	<p>シリーズB 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)</p> <p>本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。</p>
③ 償還期限	<p>永久 ただし、平成26年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。</p>
④ 配当	<p>非累積型・固定／変動配当 当初5年間は固定配当(ただし、平成26年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない)</p>
⑤ 発行総額	74億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年3月19日
⑦ 配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成27年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由<sup>(注)</sup>が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。</p> <p>配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。</p> <p>分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。</p>
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由 :

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由 :

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由 :

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[10]
① 発行体	MUFG Capital Finance 9 Limited
② 発行証券の種類	<p>シリーズA 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)</p> <p>本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。</p>
③ 償還期限	<p>永久 ただし、平成32年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。</p>
④ 配当	<p>非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成32年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない)</p>
⑤ 発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由<sup>(注)</sup>が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。</p> <p>配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。</p> <p>分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。</p>
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由 :

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由 :

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由 :

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[10]
① 発行体	MUFG Capital Finance 9 Limited
② 発行証券の種類	<p>シリーズB 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)</p> <p>本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。</p>
③ 償還期限	<p>永久 ただし、平成32年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。</p>
④ 配当	<p>非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成32年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)</p>
⑤ 発行総額	1,100億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 以下の中止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。</p> <p>強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由<sup>(注)</sup>が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。</p> <p>任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。</p> <p>配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。</p> <p>分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。</p>
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由 :

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由 :

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由 :

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[10]
① 発行体	MUFG Capital Finance 9 Limited
② 発行証券の種類	<p>シリーズC 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という)</p> <p>本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。</p>
③ 償還期限	<p>永久 ただし、平成27年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。</p>
④ 配当	<p>非累積型・固定／変動配当 当初5年間は固定配当(ただし、平成27年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない)</p>
⑤ 発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成27年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由<sup>(注)</sup>が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。</p> <p>配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。</p> <p>分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。</p>
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由 :

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由 :

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由 :

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の性格上、該当する情報がないので記載しておりません。

### 3 【対処すべき課題】

平成22年度は、平成21年度にスタートさせた中期経営計画の折り返しに当たり、危機対応として経営基盤を再構築するフェーズから、持続的成長を実現するフェーズへの橋渡しとなる重要な年であります。一層の効率化に努めつつ健全性を維持した上で、一段の利益成長を目指すとともに、株主還元の充実が図れるよう、以下を重点課題として取り組んでまいります。

#### (成長戦略の推進)

当社グループでは、上述の通り、リテール・法人・受託財産を「主要3事業」と位置付け、持株会社に設置した連結事業本部が業態の枠を超えてグループ総合力を発揮し、成長戦略を推進いたします。

リテール事業では、お客さまのライフステージに合わせて資産運用、相続・不動産、借入れなどの様々なニーズにお応えする商品を提供してまいります。

法人事業では、モルガン・スタンレーとのグローバルな協働を推進し、国内の証券会社統合によるシナジーの早期実現を目指すなど、C I B戦略を強力に推進します。また、成長期待の高いアジアや欧米においてはM&A戦略を含めてビジネスの拡大を目指します。

受託財産事業では、グループ内連携や商品開発の強化を通じて受託残高の増強を図るとともに、グローバルな運用機関としてのプレゼンスの向上にも努めます。

グループ力を結集し、成長フェーズに向けた収益力の強化を図ってまいります。

#### (経営基盤の強化)

経営基盤の強化についても、引き続きしっかりと進めてまいります。

本部組織の簡素化・業務の効率化を図ったうえで本部人員を削減し、営業現場や戦略分野に投入するなど、経費構造の一層の効率化に取り組んでまいります。

また、リスクリターン重視の観点から、引き続き保有株式の削減に努めるとともに、グループベースで信用リスクのコントロールに努めます。

加えて、国際的な自己資本規制改革の動向も注視しつつ、自己資本の適切な管理・運営に取り組み、円滑な資金供給に努めてまいります。

#### (C S R経営の推進・ブランドの強化)

MUF Gならではのサービスの提供によりお客さま満足度の向上を図るとともに、C S R(企業の社会的責任)を重視した経営を実践してまいります。このため、当社グループの役職員一人ひとりが、「お客さま起点」、「現場起点」で主体的に考え方行動してまいります。

当社グループは、「地球環境問題への対応」、「次世代社会の担い手育成」の2つをC S R活動の重点領域と定めています。特に環境問題については「MUF G環境に関する行動方針」を制定し、具体的な取り組みを進めています。総合金融グループならではの視点に立ち、社会・環境面への取り組みに熱心な企業・個人に必要な資金が供給されるようサポートしていくとともに、お客さまの社会貢献・環境対策に直接結びつく商品・サービスの提供に努めてまいります。

今後とも、「サービスNo. 1、信頼度No. 1、国際性No. 1」をモットーに、広く社会の皆さまから共感・支持をいただけるMUF Gブランドの維持・強化に努めてまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

当社および当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項は、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める所存です。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本有価証券報告書提出日現在において判断したものです。

##### 1. 当社の出資・資本提携等に関するリスク

当社グループは、広範な金融商品およびサービスを提供する世界屈指の総合金融グループの創設という戦略的施策の一環として、出資・資本提携等を実施しております。

近年の例としては、クレジットカード事業およびコンシューマーファイナンス事業の強化のため、三菱UFJニコス株式会社およびアコム株式会社への出資割合を引き上げました。また、企業金融・投資銀行業務分野を中心としたグローバルな戦略的提携関係の構築を目的として、モルガン・スタンレーとの資本提携を行いました。

当社グループは、今後も出資・資本提携等を行う可能性がありますが、出資先の属する業界の想定外の変化、出資先の関係する法令・会計基準の変更や経済の停滞、出資先の戦略や財務状況の変化等により、出資・資本提携等が解消され、または想定通りのシナジーその他の効果を得られない可能性があります。このような場合、当社グループの事業戦略、財政状態および経営成績が悪影響を受ける可能性があります。

##### 2. モルガン・スタンレーとの戦略的提携に関するリスク

当社は、モルガン・スタンレーの普通株式および優先株式を保有する(潜在株式調整後ベースの議決権比率で約20%)とともに、日本における証券業務について合弁会社を共同運営するほか、米州におけるコーポレートファイナンス業務において提携する等、モルガン・スタンレーと戦略的提携関係にあります。当社は、モルガン・スタンレーとの協働の将来性等を見込んだうえで戦略的提携関係に入りましたが、その前提とは異なる経済金融環境が生じた場合や人員、商品、サービスにおける協働または合弁会社の運営・管理体制や事業戦略の構築・実施が想定通りにいかない場合等においては、提携関係から期待したとおりのシナジーその他の効果を得られない可能性があります。モルガン・スタンレーとの戦略的提携関係が解消された場合には、当社グループの事業戦略、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社は上記のとおりモルガン・スタンレーに大規模な出資を行い、同社の普通株式および優先株式を保有しているものの、支配株主ではなく、同社の事業等を支配し、また同社に関する決定をすることはできません。モルガン・スタンレーが当社グループの利益に合致しない決定を独自に行う場合、結果として当初想定したモルガン・スタンレーとの戦略的提携の目的が達成できない可能性があります。さらに、当社はモルガン・スタンレーの支配株主ではないものの、同社に対して大規模な出資を行っているため、同社の財政状態又は経営成績が悪化した場合、多額の投資損失を被り、また、当社グループの評判を損なう可能性があります。

### 3. 保有株式に係るリスク

当社グループは市場性のある株式を大量に保有しております。株価が下落した場合には、保有有価証券に減損または評価損が発生し、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招くおそれがあります。

### 4. 貸出業務に関するリスク

#### (1) 不良債権の状況

当社グループでは、平成17年の発足以降、不良債権残高は徐々に減少しておりましたが、平成20年9月の「リーマンショック」後の景気悪化等の影響により、近年は増加に転じております。今後、国内外の景気の悪化、不動産価格および株価の下落、当社グループの貸出先の経営状況および世界の経済環境の変動等により、当社グループの不良債権および与信関係費用は更に増加する可能性もあり、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼし、自己資本の減少につながる可能性があります。

#### (2) 貸倒引当金の状況

当社グループは、貸出先の状況、差入れられた担保の価値および経済全体に関する前提および見積りに基づいて、貸倒引当金を計上しております。実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提および見積りと乖離し、貸倒引当金を大幅に上回り、貸倒引当金が不十分となることもあります。また、経済状態全般の悪化により、設定した前提および見積りを変更せざるを得なくなり、担保価値の下落、またはその他の予期せざる理由により、当社グループは貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなるおそれがあります。

#### (3) 業績不振企業の状況

当社グループの貸出先の中には業績不振の先が見られます。これらの企業の中には、法的手続または「事業再生ADR(裁判外紛争解決手続)」などに沿って行われる債権放棄を含めた任意整理により、再建を行っている企業もあります。

このことは、当社グループの不良債権問題に悪影響を与えてきました。景気の悪化や業界内の競争激化、他の債権者からの支援の打ち切りや縮小等により、再建が奏功しない場合には、これらの企業の倒産が新たに発生するおそれがあります。これらの企業の経営不振その他の問題が続いたり拡大する場合や当社グループによる債権放棄を余儀なくされた場合には、当社グループの与信関係費用が増大し、当社グループの不良債権問題が悪化するおそれがあります。

#### (4) 貸出先への対応

当社グループは、回収の効率・実効性その他の観点から、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、当社グループが債権者として有する法的な権利のすべてを必ずしも実行しない場合があります。

また、当社グループは、それが合理的と判断される場合には、貸出先に対して債権放棄または追加貸出や追加出資を行って支援をすることもあります。かかる貸出先に対する支援を行った場合は、当社グループの貸出残高が大きく増加し、与信関係費用が増加する可能性や追加出資に係る株価下落リスクが発生する可能性もあります。

## (5) 権利行使の困難性

当社グループは、不動産市場における流動性の欠如または価格の下落、有価証券の価格の下落等の事情により、担保権を設定した不動産もしくは有価証券を換金し、または貸出先の保有するこれらの資産に対して強制執行することが事実上できない可能性があります。

## (6) 不良債権問題等に影響しうる他の要因

① 将来、金利が上昇する局面では、日本国債等保有債券の価格下落、貸出スプレッドの変化、金利負担に耐えられなくなる貸出先の出現による不良債権の増加等により、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

② 原油や鉄鋼等の原材料価格の高騰などによる仕入れや輸送などのコスト上昇を販売価格に十分に転嫁できない貸出先等を中心に不良債権が増加した場合、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 本邦の金融機関(銀行、ノンバンク、証券会社および保険会社等を含みます。)の中には、資産内容の劣化およびその他の財務上の問題が引き続き存在している可能性があり、今後一層悪化する可能性やこれらの問題が新たに発生する可能性もあります。こうした本邦金融機関の財政的困難が継続、悪化または発生すると、それらの金融機関の流動性および支払能力に問題が生じるおそれもあり、以下の理由により当社グループに悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・問題の生じた金融機関が貸出先に対して財政支援を打ち切るまたは減少させるかもしれません。その結果、当該貸出先の破綻や、当該貸出先に対して貸出をしている当社グループの不良債権の増加を招くかもしれません。
- ・経営破綻に陥った金融機関に対する支援に当社グループが参加を要請されるおそれがあります。
- ・当社グループは、一部の金融機関の株式を保有しております。
- ・政府が経営を支配する金融機関の資本増強や、収益拡大等のために、規制上、税務上、資金調達上またはその他の特典を当該金融機関に供与するような事態が生じた場合、当社グループは競争上の不利益を被るかもしれません。
- ・預金保険の基金が不十分であることが判明した場合、預金保険の保険料が引き上げられるおそれがあります。
- ・金融機関の破綻または政府による金融機関の経営権取得により、金融機関に対する預金者の信認が全般的に低下する、または金融機関を巻き全般的環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- ・銀行業に対する否定的・懐疑的なマスコミ報道(内容の真偽、当否を問いません。)により当社グループの風評、信任等が低下するおそれがあります。

## 5. トレーディング・投資活動に伴うリスク

当社グループは、デリバティブを含む様々な金融商品を取り扱う広範なトレーディング業務および投資活動を行っております。従いまして、当社グループの財政状態および経営成績は、かかる活動に伴うリスクにさらされております。かかるリスクとしては、特に、内外金利、為替レート、株価および債券の市場変動等が挙げられます。例えば、内外金利が上昇した場合、当社グループの保有する大量の国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値に悪影響を及ぼす可能性があります。円高となった場合は、当社グループの外貨建て投資の財務諸表上の価値が減少し、売却損や評価損が発生する可能性があります。当社グループでは、このような内外金利、為替レート、有価証券等の様々な市場の変動により損失が発生するリスクを市場リスクとして、市場全体の変動による損失を被るリスクである「一般市場リスク」と、特定の債券・株式等の金融商品の価格が市場全体の変動と異なって変動することにより損失を被るリスクである「個別リスク」に区分して管理しております。これらのリスク計測には、過去の市場変動に基づきポートフォリオの市場価値が今後一定期間でどの程度減少し得るかを統計的に推計する方法を採用しており、この手法により計測した一般市場リスク量と個別リスク量の合算値を市場リスク量としております。なお、平成21年10月より内部管理における市場リスク量の計測において、足元のマーケット環境変化の影響を素早く一般市場リスク量に反映する新方式を導入しております。ただし、このように計算された市場リスク量は、その性質上、実際のリスクの程度を常に正確に反映できるわけではなく、またこのように示されたリスク量を上回るリスクが現実化する可能性もあります。

当社グループの当連結会計年度におけるデリバティブ取引を含むトレーディング業務、およびバンкиング業務の市場リスク量を示すと以下の通りです。

### ○トレーディング業務の市場リスク量(平成21年4月～平成22年3月)

(単位：億円)

	日次平均	最大	最小	平成22年3月末
MUF G	180.2	256.6	112.9	170.6
金利	163.6	220.6	119.0	180.8
うち円	118.1	174.9	75.7	116.1
うちドル	63.0	117.2	33.6	113.1
外国為替	51.1	103.6	17.0	40.5
株式	29.3	80.5	9.0	19.4
コモディティ	5.0	9.3	2.0	6.1
分散効果 (△)	68.8	—	—	76.2

ヒストリカルシミュレーション法

保有期間10営業日、信頼水準99%、観測期間701営業日

最大および最小欄は、リスクカテゴリー毎の実現日とMUF G全体の実現日は異なります。

○バンキング業務の市場リスク量(平成21年4月～平成22年3月)

(単位：億円)

	日次平均	最大	最小	平成22年3月末
MUFG	4,671	5,026	4,426	4,557
金利	4,390	4,727	4,148	4,309
うち円	1,600	1,956	1,369	1,833
うちドル	2,935	3,333	2,544	2,636
うちユーロ	514	690	323	658
株式	831	1,471	560	1,471

ヒストリカルシミュレーション法

保有期間10営業日、信頼水準99%、観測期間701営業日

最大および最小欄は、リスクカテゴリー毎の実現日とMUFG全体の実現日は異なります。

株式の一般市場リスク量には、政策投資株式は含まれておりません。

## 6. 為替リスク

当社グループの業務は為替レートの変動の影響を受けます。円が変動した場合、三菱東京UFJ銀行の完全子会社であるUnionBanCal Corporation(その銀行子会社であるUnion Bank, N.A.を含め、以下「UNBC」といいます。)の取引の大部分を含む外貨建て取引の円貨換算額も変動することになります。さらに、当社グループの資産および負債の一部は外貨建てで表示されております。かかる外貨建ての資産と負債の額が通貨毎に同額で相殺されない場合、または適切にヘッジされていない場合、自己資本比率を含む当社グループの財政状態および経営成績は、為替レートの変動により、マイナスの影響を受ける可能性があります。

## 7. 当社グループの格付低下等に伴う資金流動性等の悪化リスク

格付機関が当社グループの格付けを引き下げた場合、当社グループのトレジャリー業務および他の業務は悪影響を受けるおそれがあります。当社グループの格付けが引き下げられた場合、当社グループのトレジャリー業務は、取引において不利な条件を承諾せざるを得なくなったり、または一定の取引を行うことができなくなるおそれがあり、加えて当社グループの資本・資金調達にも悪影響を及ぼすことがあります。かかる事態が生じた場合には、当社グループのトレジャリー業務および他の業務の収益性に悪影響を与える、当社グループの財政状態および経営成績にも悪影響を与えます。

## 8. 当社グループのビジネス戦略が奏功しないリスク

当社グループは、収益力増強のために様々なビジネス戦略を実施しておりますが、以下に述べるものはじめとする様々な要因が生じた場合には、これら戦略が功を奏しないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があり、また、ビジネス戦略自体を変更する可能性があります。

- ・優良取引先への貸出ボリュームの増大が進まないこと。
- ・既存の貸出についての利鞘拡大が進まないこと。
- ・競争状況または市場環境により、当社グループが目指している手数料収入の増大が期待通りの結果をもたらさないこと。
- ・経費削減等の効率化を図る戦略が期待通りに進まないこと。
- ・グループ内の意思決定の遅延・市場環境の変化などによって、グループ内の事業の統合・再編等(今後実施されるものも含む。以下、本項において「統合・再編等」という。)が遅延し、顧客やビジネスチャンスを失うこと。
- ・統合・再編等に伴うコストが予想以上に高額になる、または統合・再編等により効率化を図る戦略が予想以上に時間を要すること。
- ・統合・再編等に伴うシステム統合が円滑に進まないこと。
- ・当社グループの出資先が、財務上・業務上の困難に直面したり、戦略を変更したり、または当社グループを魅力的な提携先ではないと判断した結果、かかる出資先が当社グループとの提携を望まず、または提携を解消すること。

## 9. 業務範囲の拡大に伴うリスク

当社グループは、法令その他の条件の許す範囲内で、伝統的な銀行業務以外の分野に業務範囲を広げてきています。また、当社グループは、経営統合により子会社および関連会社も含めた業務範囲を大幅に拡大しております。当社グループがこのように業務範囲を拡大していくほど、新しくかつ複雑なリスクにさらされます。当社グループは、拡大された業務範囲に関するリスクについては全く経験がないか、または限定的な経験しか有していないことがあります。変動の大きい市場業務であれば、利益も期待できる反面、損失が発生するリスクも伴います。当該業務に対して、適切な内部統制システムおよびリスク管理システムを構築すると共に、リスクに見合った自己資本を有していなければ、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を与えます。さらに業務範囲の拡大が予想通りに進展しない場合、または熾烈な競争により当該業務の収益性が悪化した場合、当社グループの業務範囲拡大への取組みが奏功しないおそれがあります。

## 10. 新興市場国に対するエクスポージャーに係るリスク

当社グループは支店や子会社のネットワークを通じてアジア、中南米、中東欧、中東等、新興市場地域でも活動を行っており、これらの国々に関係する様々な信用リスクおよび市場リスクにさらされております。世界金融危機・同時不況の深刻化はこれらリスクの拡大に繋がります。具体的には、これらの国の通貨がさらに下落した場合、当該国における当社グループの貸出先の信用に悪影響が及ぶおそれがあります。当社グループの新興市場国の貸出先への貸付の多くは米ドル、ユーロまたはその他の外国通貨建てです。かかる貸出先は、現地通貨の為替変動に対してヘッジをしていないことが多いため、現地通貨が下落すれば、当社グループを含めた貸出人に債務を弁済することが困難となるおそれがあります。さらに、これらの国は、国内金利を引き上げて、自国通貨の価値を支えようとする場合もあります。そうなった場合、貸出先は国内の債務を弁済するためにさらに多くの経営資源を投入せざるを得なくなり、当社グループを含めた外国の貸出人に対して債務を弁済する能力に悪影響が及ぶおそれがあります。さらに、かかる事態またはこれに関連して信用収縮が生じれば、経済に悪影響を与え、当該国の貸出先および銀行の信用がさらに悪化し、当社グループに損失を生じさせるおそれがあります。

また、各地域、国に固有または共通の要因により、様々なリスクが顕在化した場合には、当社グループにおいてそれに応じた損失その他の悪影響が発生するおそれがあります。

## 11. U N B Cに関するリスク

U N B Cは、平成21年度決算において純損失を計上しており、U N B Cの事業または経営の悪化により、当社グループの財政状態および経営成績はさらに影響を受ける可能性があります。U N B Cの財政状態および経営成績に悪影響を与える要因には、米国カリフォルニア州の不動産・住宅業界その他の景気の悪化、カリフォルニア州における銀行間の熾烈な競争、米国経済の不確実性、テロ攻撃の可能性、石油等の資源価格の変動、金利の上昇、米国金融制度上の制約、訴訟に伴う損失、貸出先の格付け低下および株価の低下、およびその結果生じる可能性のある企業の倒産等、ならびにU N B Cおよびその子会社の内部統制および法令等遵守態勢の不備に起因する費用の発生等が含まれます。

## 12. 消費者金融業務に係るリスク

当社グループは、消費者金融業に従事する子会社や関連会社を有すると同時に消費者金融業者に対する貸出金を保有しております。消費者金融業に関しては、近時、「貸金業法」におけるいわゆるみなし弁済を厳格に解するものを含め、過払利息の返還請求をより容易にする一連の判例が出され、これらに伴い過払利息の返還を求める訴訟が増加しております。さらに、平成19年12月より改正「貸金業法」が段階的に施行され、平成22年6月にはみなし弁済制度の廃止や総量規制の導入等の改正が施行されました。同時に、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の改正の施行により、金銭消費貸借契約の上限金利が29.2%から20%に引き下げられました。このように、消費者金融業を取り巻く環境は厳しさを増しており、これらを含む要因により、消費者金融業に従事する当社の子会社や関連会社等が悪影響を受けた場合、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、消費者金融業を営む当社グループの貸出先が悪影響を受けた場合、当社グループの消費者金融業者に対する貸出金の価値が毀損する可能性があります。

### 13. 世界金融危機および同時不況の悪化により損失を計上するリスク

近時、米国・欧州に端を発する世界金融危機・同時不況により、当社グループの一部の投資ポートフォリオや貸出が悪影響を受けており、今後さらに影響が拡大するリスクがあります。例えば、当社グループが保有する証券化商品等の債券や株式を含む有価証券の市場価格がさらに下落することにより損失が拡大する等の可能性があります。また、クレジット市場の環境変化が、当社グループの貸出先に財務上の問題や債務不履行を生じさせる要因となり、信用が収縮する可能性もあります。さらに、こうした有価証券のさらなる市場価格下落や資本市場での信用収縮の動きにより、国内外の金融機関の信用力が低下、資本不足や資金繰り悪化から破綻に追い込まれるケースがさらに増加する可能性もあります。かかる問題により、これらの金融機関との間の取引により当社グループが損失を被り、当社グループの財政状態および経営成績が悪影響を受ける可能性があります。加えて、世界的な金融危機が世界の債券・株式市場や外国為替相場の大幅な変動を招くことなどにより、市場の混乱が世界経済に長期的な影響を及ぼす場合には、当社グループへの悪影響がさらに深刻化する可能性があります。

かかる現在の世界的な金融・経済問題に対して各国政府や中央銀行は経済の安定促進のための様々な施策を実施または検討していますが、かかる新たに実施または検討されている施策にもかかわらず、日本および世界の金融市場や経済の状況は短期間では改善されないおそれがあります。また、日本および世界における経営環境は、当社の現在の予想よりも厳しくなる可能性もあり、その結果、当社グループの財政状態および経営成績はさらに悪化する可能性があります。

加えて、当社グループの貸借対照表上の資産の大部分は、時価で計上する金融商品からなっています。一般的に、当社グループは市場価格を参照してこれらの金融商品の時価を定めています。時価で計上される金融商品の価値が下落した場合、対応する減損等が損益計算書上認識される可能性があります。世界金融危機・同時不況の影響により、金融商品の市場価格が大きく下落し、または適切な価格を参照できない状況が増加しており、市場における大きな変動または市場における機能不全は、当社グループが保有する金融商品の時価に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、金融商品の時価に関する会計上の取扱いについて、国際的な会計基準設定団体による見直しの議論が続いているところでもあるため、今後、制度・基準等が見直された場合には、当社グループが保有する金融商品の時価に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 14. 外的要因(紛争・テロ・自然災害等)により業務に支障を来すリスク

紛争(深刻な政情不安を含む。)、テロ、自然災害(新型インフルエンザ等感染症の世界的流行を含む。)等の外部要因により、社会インフラに重大な障害が発生、或いは当社グループの事務センターやシステムセンターが被災することで、当社グループの業務の全部または一部が停止するおそれがあります。当社グループおよびその施設は、自然災害の中でも特に地震による災害リスクにさらされております。当社グループはかかるリスクに対し必要な対策を講じるべく努力しておりますが、必ずしもあらゆる事態に対応できるとは限りません。

また、当社グループの事業において、情報通信システムは非常に重要な要素の一つであり、インターネットあるいはATMを通じた顧客サービスはもとより、当社グループの業務・勘定等の根幹をなしております。これらの外部要因に加えて、事故、停電、ハッキング、コンピュータウイルス、通信事業者等の第三者の役務提供の瑕疵等により、かかる情報通信システムの不具合・故障等が生じる可能性があります。

上記の場合、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

## 15. 競争に伴うリスク

近年、日本の金融制度は大幅に規制が緩和されてきており、これに伴い競争が激化してきております。さらに、日本の金融業界では大型統合が進んでおり、今後も様々な合併連携が行われ、競争環境は益々厳しさを増す可能性があります。また、平成19年10月に郵政事業が民営化され、一層の競争激化をもたらす可能性があります。当社グループが、こうした競争的な事業環境において競争優位を得られない場合、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

## 16. 不公正・不適切な取引その他の行為が存在したとの指摘や、これらに伴う処分等を受けるリスク

当社グループは、現行の規制および規制に伴うコンプライアンス・リスク(当社グループが事業を営んでいる本邦および海外市場における法令、政策、自主規制等の変更による影響を含みます。)のもとで事業を行っております。当社グループのコンプライアンス・リスク管理態勢およびプログラムは、全ての法令規則に抵触することを完全に防止する効果を持たない可能性があります。

平成21年6月に、三菱UFJ証券(当時)は、内部者の不正による顧客情報等の流出事案に関して、金融庁より、金融商品取引法第51条に基づく行政処分(業務改善命令)を受けるとともに、個人情報の保護に関する法律第34条第1項に基づく勧告を受けており、平成21年7月には、当社の連結子会社であるカブドットコム証券株式会社が、元社員によるインサイダー取引事案に関して、金融庁より金融商品取引法第51条に基づく行政処分(業務改善命令)を受けております。

当社グループが適用ある法令および規則の全てを遵守できない場合、罰金、懲戒、評価の低下、業務停止命令、さらに極端な場合には業務についての許認可の取消しを受けることが考えられ、これにより当社グループの事業および経営成績が悪影響を受けるおそれがあります。規制に関する事項はまた、当社グループが将来、戦略的な活動を実施する場面で当局の許認可を取得する際に悪影響を及ぼすおそれがあります。さらに、上記の業務改善命令等に対応した適切な改善措置が適時に実施されない場合、または追加調査によってもしくは改善措置の実施過程において上記事案について法令違反が発見された場合等には、追加の規制が課されるおそれがあります。

なお、平成19年6月に、三菱東京UFJ銀行が投資信託販売業務等および海外業務に関連して金融庁から受領した業務改善命令は、前者は平成21年9月に、後者は平成21年10月に解除されており、平成19年2月に、三菱東京UFJ銀行がコンプライアンス管理上問題のある取引を行っていたという事案に関連して金融庁から受領した業務改善命令は、平成21年11月に解除されております。

## 17. 規制変更のリスク

当社グループは、現時点の規制に従って、また、規制上のリスク(日本および当社グループが事業を営むその他の地域における、法律、規則、会計基準、政策、実務慣行、解釈および財政政策の変更等の影響を含みます。)を伴って、業務を遂行しております。将来における法律、規則、会計基準、政策、実務慣行、解釈、財政政策およびその他の政策の変更ならびにそれらによって発生する事態が、当社グループの業務遂行や業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。しかし、どのような影響が発生しうるかについて、その種類・内容・程度等を予測することは困難であり、当社グループがコントロールしうるものではありません。

## 18. テロ支援国家との取引に係るリスク

当社グループは、銀行子会社を通じて、イラン・イスラム共和国(以下「イラン」といいます。)、シリア・アラブ共和国(以下「シリア」といいます。)等、米国国務省が「テロ支援国家」と指定している国における法主体またはこれらの国と関連する法主体との間の取引を実施しております。また、当社の銀行子会社はイランに駐在員事務所を設置しております。

米国法は、米国人が当該国家と取引を行うことを、一般的に禁止または制限しております。さらに、米国政府および年金基金をはじめとする米国の機関投資家が、イラン、シリア等のテロ支援国家と事業を実施する者との間で取引や投資を行うことを規制する動きがあるものと認識しております。このような動きによって、当社グループが米国政府および年金基金をはじめとする機関投資家、あるいは規制の対象となる者を、当社グループの顧客または投資家として獲得、維持できない結果となる可能性があります。加えて、社会的・政治的な状況に照らして、上記国家との関係が存在することによって、当社グループの評判が低下することも考えられます。上記状況は、当社グループの財政状態、経営成績および当社の株価に対して悪影響を及ぼす可能性があります。

## 19. 自己資本比率に関するリスク

### (1) 自己資本比率規制および悪化要因

当社グループには、平成19年3月期より、自己資本比率に関する新しいバーゼル合意(バーゼルⅡ)に基づく規制が適用されております。当社グループは、海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率は「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号)に定められる第一基準(8%以上の維持)が適用されます。また、当社の銀行子会社である三菱東京UFJ銀行および三菱UFJ信託銀行も、海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率および単体自己資本比率は「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定められる国際統一基準(8%以上の維持)が適用されます。

当社グループまたは銀行子会社の自己資本比率が、要求される水準を下回った場合には、金融庁から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

また、当社グループ内的一部銀行子会社には、米国を含む諸外国において、自己資本比率規制が適用されており、要求される水準を下回った場合には、現地当局から様々な命令を受けることになります。

当社グループおよび銀行子会社の自己資本比率に影響を与える要因には以下のものが含まれます。

- ・債務者および株式・債券の発行体の信用力の悪化に際して生じうるポートフォリオの変動による信用リスクアセットおよび期待損失の増加。
- ・不良債権の処分および債務者の信用力の悪化に際して生じうる与信関係費用の増加。
- ・有価証券ポートフォリオの価値の低下。
- ・銀行または銀行持株会社の自己資本比率の基準および算定方法の変更。
- ・繰延税金資産計上額の減額。
- ・当社グループの調達している劣後債務を同等の条件の劣後債務に借り換えることの困難。
- ・為替レートの不利益な変動。
- ・本項記載のその他の不利益な展開。

## (2) 新規制

バーゼル銀行監督委員会は、昨今の世界金融危機を背景に、バーゼルⅡに基づく現在の自己資本比率規制の強化策を検討しています。新たな規制が採用された場合には、バーゼルⅡに基づく日本の自己資本比率規制はより厳しいものに改正される可能性があります。

## (3) 繰延税金資産

上記の告示において、自己資本比率算定の基礎となる自己資本(以下、(3)乃至(4)において「自己資本」といいます。)の基本的項目に算入することができる繰延税金資産に制限を設けることが規定されております。繰延税金資産の基本的項目への算入額がかかる制限に抵触する場合には、当社グループおよび銀行子会社の自己資本比率が低下するおそれがあります。

現時点の本邦の会計基準では、ある一定の状況において、5年以内に実現すると見込まれる税務上の便益を繰延税金資産として計上することができます。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する予測・仮定を含めた様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。たとえ上記の告示により当社グループの自己資本に算入しうる繰延税金資産の額が影響を受けなくても、将来の課税所得の予測・仮定に基づいて、当社または当社の銀行子会社が繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断された場合、当社グループの繰延税金資産は減額され、その結果、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招くことになります。

## (4) 劣後債務

一定の要件を満たす劣後債務は、自己資本比率の算出において補完的項目および準補完的項目として一定限度で自己資本の額に算入することができます。これらの既存の劣後債務の自己資本への算入期限到来に際し、マーケットの状況によっては、同等の条件で劣後債務を借り換えることができないおそれがあります。かかる場合、当社グループおよび銀行子会社の自己資本の額は減少し、自己資本比率が低下することとなります。

## 20. 退職給付債務に係るリスク

当社グループの年金資産の時価および運用利回りが下落・低下した場合、または予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、年金制度の変更により未認識の過去勤務費用が発生する可能性があります。金利環境の変動その他の要因も年金の未積立債務および年間積立額にマイナスの影響を与える可能性があります。

## 21. 情報漏洩に係るリスク

当社グループは、銀行法や金融商品取引法等に基づき、顧客情報を適切に取り扱うことが求められています。また、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)に基づき、当社グループも個人情報取扱事業者として個人情報保護に係る義務等の遵守を求められております。

当社グループでは、三菱UFJ証券(当時)において、平成21年6月に、内部者の不正による顧客情報等の流出事案に関して、金融庁より、金融商品取引法第51条に基づく行政処分(業務改善命令)を受けるとともに、個人情報保護法第34条第1項に基づく勧告を受けております。

内部者、または外部者による不正なアクセスにより、顧客情報や当社グループの機密情報が漏洩したり、その漏洩した情報が悪用されたりした場合、行政処分の対象となるほか、顧客の経済的・精神的損害に対する損害賠償等、直接的な損失が発生する可能性があります。加えて、かかる事件が報道され、当社グループのレビュー・リスクが顕在化し、顧客やマーケット等の信頼を失うなど事業環境が悪化することにより、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすそれがあります。

## 22. 風評に関するリスク

当社グループの評判は、顧客、投資家、監督官庁、および社会との関係を維持する上で極めて重要です。当社グループの評判は、法令遵守違反、従業員の不正行為、潜在的な利益相反に対する不適切な処理、訴訟、システム障害、コントロールすることが困難または不可能な顧客や相手方の行動、ならびに顧客との取引における不適切な取引慣行および優越的地位の濫用等の様々な原因により損なわれる可能性があります。これらを避けることができず、または適切に対処することができなかつた場合には、当社グループは、現在または将来の顧客及び投資家を失うこととなり、当社グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 23. 人材確保に係るリスク

当社グループは、有能な人材の確保・育成に努めておりますが、必要な人材を確保・育成できない場合には、当社グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

### (1) 子会社との経営管理契約の締結

当社は、当社グループの健全かつ適切な業務運営を確保するとともに、子会社の業務伸展を図るため、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券株式会社(注)、三菱UFJニコス株式会社、他グループ会社2社との間で、経営管理契約を締結しております。

(注) 三菱UFJ証券株式会社(以下「MUS」という。)は、平成22年4月1日付で会社名を変更し、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社(以下「MUSHD」という。)となりました。当社は、同日付でMUSHDとの間で新たな経営管理契約を締結し、従来のMUSとの経営管理契約は失効いたしました。

### (2) 株式会社泉州銀行と株式会社池田銀行との経営統合

平成21年5月25日、当社の連結子会社である株式会社泉州銀行(以下「泉州銀行」という。)は、株式会社池田銀行(以下「池田銀行」という。)との間で、同日開催した両行の取締役会の決議に基づき経営統合契約書を締結いたしました。本経営統合は、平成21年6月26日に開催された両行の定時株主総会において承認可決され、平成21年10月1日に株式移転の方式により共同持株会社である株式会社池田泉州ホールディングス(以下「池田泉州HD」という。)が設立されました。

経営統合の概要は、以下のとおりであります。

#### ① 経営統合の目的

本経営統合は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的としております。泉州銀行、池田銀行及び池田泉州HDで構成される新金融グループは、地域金融機関としての公共性に鑑み、経営基盤の拡大、発展を通じて地域金融の安定化と地域経済の健全な発展を図るとともに、経営の独立性を確保し、地域顧客の利便性、サービス及び内部管理体制の質的向上を目指します。

#### ② 経営統合の形態

株式移転により新設された池田泉州HDが、泉州銀行及び池田銀行の株式を100%保有する形態であります。

#### ③ 株式移転の要旨

##### (i) 株式移転の方法

泉州銀行及び池田銀行の株主が保有する両行の株式を、平成21年10月1日をもって池田泉州HDに移転するとともに、両行の株主に対し、池田泉州HDの発行する新株式を割り当てました。

(ii) 株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

株式移転に際して、池田泉州HDの成立の日の前日の最終の泉州銀行及び池田銀行の株主名簿に記載又は記録された株主は、その所有する株式につき、次の割合にて池田泉州HDが交付する株式の割当てを受けるものとし、泉州銀行及び池田銀行が発行する株式については、その発行する種類の株式の内容に応じ、次のとおり株式の種類ごとに異なる取扱いを行うことといたしました。

- ・池田銀行の普通株式1株に対して、池田泉州HDの普通株式18.5株
- ・泉州銀行の普通株式1株に対して、池田泉州HDの普通株式1株
- ・池田銀行の第一種優先株式1株に対して、池田泉州HDの第一種優先株式18.5株
- ・池田銀行の第二種優先株式1株に対して、池田泉州HDの第二種優先株式18.5株

(iii) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

(イ) 普通株式

(算定の基礎)

泉州銀行及び池田銀行は、本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、泉州銀行はモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「モルガン・スタンレー証券」という。)及びアメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社(以下「アメリカン・アプレーザル」という。)に対し、また池田銀行は野村證券株式会社(以下「野村證券」という。)に対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼いたしました。

モルガン・スタンレー証券は、両行の市場株価や将来収益力等を多角的に分析するため、両行について市場株価法、類似企業比較法、配当割引分析法(DDM法)等に基づく分析結果を総合的に勘案して当該株式移転比率の算定を行いました。

モルガン・スタンレー証券による株式移転比率の算定結果は以下のとおりです(以下の株式移転比率の算定レンジは、泉州銀行の普通株式1株に対して池田泉州HDの普通株式を1株割り当てる場合に、池田銀行の普通株式1株に割り当てる池田泉州HDの普通株式数の算定レンジを記載したものです。)。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価法	16.0～20.3
②	類似企業比較法	3.3～21.9
③	DDM法	7.2～22.8

また、アメリカン・アプレーザルは、両行の市場株価や将来収益力等を多角的に分析するため、両行について市場株価法、類似企業比較法、ディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF法)等に基づく分析結果を総合的に勘案して当該株式移転比率の算定を行いました。

アメリカン・アプレーザルによる株式移転比率の算定結果は以下のとおりです(以下の株式移転比率の算定レンジは、泉州銀行の普通株式1株に対して池田泉州HDの普通株式を1株割り当てる場合に、池田銀行の普通株式1株に割り当てる池田泉州HDの普通株式数の算定レンジを記載したものです。)。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価法	16.0～20.3
②	類似企業比較法	12.6～28.0
③	DCF法	13.4～21.9

野村證券は、両行普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両行と類似した事業を営む他の上場企業との財務的観点での比較を行うために類似会社比較法と、両行の将来の事業活動の状況を反映するために配当割引分析法(DDM法)による算定も行いました。

(算定の経緯)

上記のとおり、泉州銀行はモルガン・スタンレー証券及びアメリカン・アプレーザルによる株式移転比率の算定結果を参考に、池田銀行は野村證券による株式移転比率の算定結果を参考に、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成21年5月25日付にて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率を合意・決定いたしました。

(ロ) 優先株式

泉州銀行及び池田銀行は、池田銀行が発行している第一種優先株式及び第二種優先株式(以下「対象優先株式」という。)については、普通株式のように市場価格が存在しないため、普通株式の株式移転比率を考慮した上で、池田泉州HDにて新たに交付する優先株式を対象優先株式のそれぞれの発行要項と割当比率を通じて同一の条件を発行要項に定めることとし、池田銀行の発行する第一種優先株式1株につき池田泉州HDの第一種優先株式18.5株を割当交付し、また、池田銀行の発行する第二種優先株式1株につき池田泉州HDの第二種優先株式18.5株を割当交付することで合意いたしました。

④共同持株会社の内容等

商号	株式会社池田泉州ホールディングス
本店の所在地	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号(大阪梅田池銀ビル)
代表者の氏名	代表取締役会長 吉田 憲正 代表取締役社長兼CEO 服部 盛隆
設立時の資本金額	500億円
事業の内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができますの会社の経営管理及びこれに付帯する業務

なお、当連結会計年度末現在で池田泉州HDは当社の持分法適用会社ですが、池田泉州HDを中心とする新金融グループの経営の独立性を尊重するため、遅くとも平成26年9月末までには当社の持分法適用会社ではなくなる予定です。

また、泉州銀行と池田銀行は平成22年5月1日に合併し、株式会社池田泉州銀行となりました。

(3) モルガン・スタンレーとの日本における証券会社の統合

当社とモルガン・スタンレー(以下「MS」という。)は、平成21年3月26日及び同年11月18日付で発表いたしました日本における証券会社の統合に関し、平成22年3月30日付で最終契約書を締結いたしました。

① 統合の目的

当社とMSとのグローバルな戦略的提携の一環として、当社とMSの日本における証券業務を統合し、平成22年5月1日付で共同出資による証券会社2社(三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)が発足いたしました。

両証券会社は、当社グループの本邦での総合金融ネットワーク及び広範な顧客基盤と、MSのグローバル・リーチ及び質の高い商品・サービスの両者を有機的に結び付け、専門性に国際性を加え、お客さまの高度化・多様化する金融ニーズに的確・迅速に対応することで、お客さまに最も支持される本邦証券業界のリーディング・カンパニーを目指します。

② 発足した証券会社について

(i) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

平成22年4月1日付で三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の国内における業務を承継した三菱UFJ証券株式会社の事業と、モルガン・スタンレー証券株式会社の事業のうちインベストメントバンキング(以下「IB」という。)部門を会社分割(吸収分割)により統合し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「MUMSS」という。)といたしました。出資比率は、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社(以下「MUSHD」という。)60%、モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社(以下「MSJHD」という。)40%であります。

(ii) モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社

モルガン・スタンレー証券株式会社における、IB部門を除いたセールスアンドトレーディング部門と資本市場(株式・債券引受)部門の事業は、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社(以下「MSMS」という。)といたしました。出資比率は、議決権保有比率ベースで、MSJHD 51%、MUSHD 49%であります。なお、経済的出資持分比率は、MUSHD 60%、MSJHD 40%であります。

### ③ 統合ストラクチャー

MU S HD及びMS J HDは、それぞれMUM S S及びMS M Sの過半数の議決権が付与された株式の直接保有を継続しつつ、MUM S S及びMS M Sが発行するその他の株式をいずれもMMパートナーシップに現物出資いたしました。(MMパートナーシップは、平成22年5月1日付で、当社とMSが本統合のために共同で組成した民法上の任意組合であります。)同組合に対する組合出資持分については、MU S HDが60%、MS J HDが40%を取得することにより、上記のとおり、MUM S S及びMS M Sに係る経済的出資持分比率をMU S HDとMS J HDで60:40といたしました。

また、同組合が保有するMUM S S株式及びMS M S株式に係る議決権行使に関する組合契約上の取り決めに基づき、本組合を通じて、MU S HDは、MUM S S及びMS M Sに対する配当請求権の60%に加えてMS M Sの議決権の49%を実質的に取得し、MS J HDは、MUM S S及びMS M Sに対する配当請求権の40%に加えてMUM S Sの議決権の40%を実質的に取得いたしました。

### (4) 三菱UFJ証券株式会社による中間持株会社制移行に伴う会社分割契約の締結及び商号変更

当社及び三菱UFJ証券株式会社(以下「三菱UFJ証券」という。)は、それぞれ平成21年11月18日開催の取締役会において、必要な許認可等を取得することを前提に、会社分割の方式により、平成22年4月を目処に、三菱UFJ証券が中間持株会社制へ移行することを決議いたしました。併せて、「三菱UFJ証券分割準備株式会社」(以下「分割準備会社」という。)を設立することを決議し、平成21年12月1日付で三菱UFJ証券の100%出資により分割準備会社を設立いたしました。

続いて、平成21年12月24日に開催された三菱UFJ証券の取締役会及び平成21年12月25日に開催された当社の取締役会において、平成22年4月1日を効力発生日として、三菱UFJ証券の営む金融商品取引業等(以下「本事業」という。)を分割準備会社に吸収分割の方法により承継されること(以下「本会社分割」という。)を決議し、本会社分割に係る分割契約を締結いたしました。併せて、三菱UFJ証券及び分割準備会社は、本会社分割の効力が発生することを条件として、平成22年4月1日付けでそれぞれ「三菱UFJ証券ホールディングス株式会社」及び「三菱UFJ証券株式会社」に商号変更すること(以下「本商号変更」という。)を決議いたしました。本会社分割及び本商号変更は、平成22年4月1日に効力を生じております。

#### ① 会社分割の目的

三菱UFJ証券は、モルガン・スタンレーとの戦略的提携準備の一環として、傘下の証券事業全般に係る経営管理機能と業務執行機能とを分離・集中することにより、迅速な意思決定を実現するため、分割準備会社を設立いたしました。

#### ② 会社分割の方式

三菱UFJ証券を吸収分割会社とし、分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

#### ③ 会社分割に係る割当ての内容

分割準備会社は、本会社分割に際し、普通株式30株を発行し、その全てを、本会社分割により承継する権利義務に代わり三菱UFJ証券に対して交付しました。

#### ④ 会社分割により増減する資本金

本会社分割に伴う三菱UFJ証券及び分割準備会社の資本金の額の変動はありません。

⑤ 会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

三菱UFJ証券は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

⑥ 承継会社が承継する権利義務

効力発生日における三菱UFJ証券の本事業に係る資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位(ただし、吸収分割契約書において承継対象資産として記載されるものに限ります。)を分割準備会社に承継しました。

⑦ 債務履行の見込み

本会社分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務履行の見込みについては、問題はないものと判断しております。

(5) 子会社からの借入

当社は、当初、平成20年10月14日に実施したモルガン・スタンレーに対する出資に係わる借入を、平成21年3月27日及び同年9月30日開催の取締役会の決議に基づき、以下の概要のとおり、継続いたしました。

モルガン・スタンレー株式取得資金

取締役会決議日	平成21年3月27日
借入先	株式会社三菱東京UFJ銀行
当初借入金額	US\$ 90億
借入金額	US\$ 90億
借入日(継続日)	平成21年4月14日
借入期日	平成21年10月20日

(注) 借入条件は、市場金利を勘案して決定しており、無担保、証書貸付形式によるものであります。

モルガン・スタンレー株式取得資金

取締役会決議日	平成21年9月30日
借入先	株式会社三菱東京UFJ銀行
当初借入金額	US\$ 90億
借入金額	US\$ 90億
残高	US\$ 90億
借入日(継続日)	平成21年10月20日
借入期日	平成22年10月20日

(注) 借入条件は、市場金利を勘案して決定しており、無担保、証書貸付形式によるものであります。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 当連結会計年度の連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)は、前連結会計年度比3,263億円増加して1兆5,155億円となりました。また、当期純利益は6,456億円増加して3,887億円の黒字となりました。

(2) 当連結会計年度における上記以外の成果としては、下記の諸点があげられます。

### ① 経営基盤再構築に向けた取組み

平成21年4月より3カ年の中期経営計画をスタートさせました。

厳しい経営環境が続く中、前半を経営基盤を再構築するフェーズと位置付け、金融機関としての社会的責任を一層自覚して円滑な資金供給等に努めたほか、経費節減をはじめとした経営効率化や保有株式の削減を進めてまいりました。

また、平成21年12月には新たな自己資本規制を先取りして資本増強を実施するなど、財務基盤の強化にも取り組みました。

### ② 持続的成長に向けた成長戦略の準備

モルガン・スタンレーとの戦略的提携では、平成21年7月に米国において共同マーケティング会社を設立するとともに、日本では平成22年5月に両社の証券業務を統合し、本邦証券業界のリーディング・カンパニーを目指して、共同出資による証券会社2社が発足しました。また、高成長が続くアジアにおいては、中国成都に支店を開業したほか、インド拠点の資本増強を行うなど、今後の業容拡大に備えた態勢整備を進めてまいりました。

このほか、グループ総合力の更なる強化と持続的成長に向け、「顧客3部門」を中心に以下の取り組みを実施いたしました。

#### (リテール部門)

三菱東京UFJ銀行が主力の総合サービスを“メインバンクプラス”へ刷新(平成22年1月)したほか、三菱UFJニコスが中国へ渡航されるお客さま向けのクレジットカード「銀聯カード」の発行を開始(平成22年3月)、新興国に投資する投資信託などの運用商品を拡充するなど、お客さまの生涯にわたる様々なニーズにお応えできるよう、商品ラインアップの充実に取り組みました。

(法人部門)

三菱東京UFJ銀行は子会社である本邦初の電子債権記録機関「日本電子債権機構」とともに、電子記録債権を活用した日本初の金融サービスの提供を開始しました(平成21年8月)。また、中堅・中小企業ビジネスでは円滑な資金供給に最優先で取り組むとともに、経営課題解決型の提案活動を展開、大企業・投資銀行分野ではCIB(Corporate & Investment Banking)戦略を推進するとともに、海外ではコーポレートファイナンス分野におけるモルガン・スタンレーとの協働をスタートするなど、内外ネットワークやグループ総合力を活かしたソリューションサービスの提供に取り組みました。

(受託財産部門)

三菱UFJ信託銀行は英国の大手資産運用会社アバディーン社に取締役を派遣し(平成21年11月)、同社との提携を更に強化したほか、投信分野では、三菱UFJ投信がネット投資家向けに低コストのインデックスファンド商品を提供する目的で新ブランド「eMAXIS(イーマクシス)」を立ち上げるなど、運用成績の改善やグローバルなプレゼンスの向上に取り組みました。

平成21年度にスタートさせた中期経営計画の折り返しにあたる平成22年度は危機対応として経営基盤を再構築するフェーズから持続的成長を実現するフェーズへの橋渡しとなる重要な年となります。一層の効率化により健全性を維持した上で、一段の利益成長を目指すとともに株主還元の充実が図れるよう、グループ総合力を結集し、成長戦略を推進してまいります。

当連結会計年度における主な項目は、以下のとおりであります。

		前連結 会計年度 (A) (億円)	当連結 会計年度 (B) (億円)	前連結 会計年度比 (B-A) (億円)
資金運用収益	①	34,483	28,466	△6,017
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用控除後)	②	14,724	6,694	△8,030
信託報酬	③	1,194	1,038	△156
うち信託勘定償却	④	0	—	△0
役務取引等収益	⑤	11,383	11,453	70
役務取引等費用	⑥	1,682	1,555	△126
特定取引収益	⑦	2,530	2,597	67
特定取引費用	⑧	—	—	—
その他業務収益	⑨	5,363	4,147	△1,215
その他業務費用	⑩	5,819	3,449	△2,369
連結業務粗利益 (=①-②+③+⑤-⑥+⑦-⑧+⑨-⑩)	⑪	32,728	36,004	3,275
営業経費(臨時費用控除後)	⑫	20,837	20,848	11
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前 =⑪+④-⑫)		11,891	15,155	3,263
その他経常費用のうち一般貸倒引当金繰入額 (△は戻入益)	⑬	△403	667	1,071
連結業務純益(=⑪-⑫-⑬)		12,294	14,487	2,192
その他経常収益	⑭	1,819	2,699	879
うち株式等売却益		1,062	1,793	730
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用)	⑮	5	1	△3
営業経費(臨時費用)	⑯	208	988	780
その他経常費用(一般貸倒引当金繰入額控除後)	⑰	13,072	10,739	△2,332
うち与信関係費用		6,487	7,584	1,096
うち株式等売却損		354	863	508
うち株式等償却		4,795	605	△4,190
臨時損益(=⑭-⑮-⑯-⑰)		△11,466	△9,030	2,435
経常利益		828	5,456	4,628
特別損益		322	510	187
うち償却債権取立益		382	650	267
うち減損損失		△158	△178	△19
うちのれん償却額		—	△279	△279
税金等調整前当期純利益		1,150	5,967	4,816
法人税等		3,019	1,509	△1,509
少数株主利益		700	570	△130
当期純利益又は当期純損失(△)		△2,569	3,887	6,456

## 1. 経営成績の分析

### (1) 主な収支

連結業務粗利益は、信託報酬が前連結会計年度比156億円減少したものの、資金運用収支が2,012億円、その他業務収支が1,153億円それぞれ増加するとともに、役務取引等収支についても197億円増加したことから、前連結会計年度比3,275億円増加して3兆6,004億円となりました。

営業経費(臨時費用控除後)は、11億円増加して2兆848億円となった結果、連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)は、前連結会計年度比3,263億円増加の1兆5,155億円となりました。

	前連結 会計年度 (A) (億円)	当連結 会計年度 (B) (億円)	前連結 会計年度比 (B-A) (億円)
資金運用収支	19,759	21,771	2,012
資金運用収益 ①	34,483	28,466	△6,017
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用控除後) ②	14,724	6,694	△8,030
信託報酬 ③	1,194	1,038	△156
うち信託勘定償却 ④	0	—	△0
役務取引等収支	9,700	9,898	197
役務取引等収益 ⑤	11,383	11,453	70
役務取引等費用 ⑥	1,682	1,555	△126
特定取引収支	2,530	2,597	67
特定取引収益 ⑦	2,530	2,597	67
特定取引費用 ⑧	—	—	—
その他業務収支	△456	697	1,153
その他業務収益 ⑨	5,363	4,147	△1,215
その他業務費用 ⑩	5,819	3,449	△2,369
連結業務粗利益 (=①-②+③+⑤-⑥+⑦-⑧+⑨-⑩)	32,728	36,004	3,275
営業経費(臨時費用控除後)	20,837	20,848	11
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前 =⑪+④-⑫)	11,891	15,155	3,263

(2) 与信関係費用

与信関係費用総額は、前連結会計年度比2,167億円増加して8,252億円の費用発生となりました。

その他経常費用のうち一般貸倒引当金が667億円の繰入となったほか、貸出金償却が前連結会計年度比278億円増加の4,391億円、個別貸倒引当金繰入額についても687億円増加して2,947億円を計上いたしました。

		前連結 会計年度 (A) (億円)	当連結 会計年度 (B) (億円)	前連結 会計年度比 (B-A) (億円)
信託報酬のうち信託勘定償却	①	0	—	△0
その他経常費用のうち一般貸倒引当金繰入額 (△は戻入益)	②	△403	667	1,071
その他経常費用のうち与信関係費用	③	6,487	7,584	1,096
貸出金償却		4,112	4,391	278
個別貸倒引当金繰入額		2,260	2,947	687
その他の与信関係費用		114	245	131
特別利益のうち貸倒引当金戻入益	④	—	—	—
特別利益のうち偶発損失引当金戻入益(与信関連)	⑤	—	—	—
与信関係費用総額(=①+②+③-④-⑤)		6,084	8,252	2,167
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)		11,891	15,155	3,263
連結業務純益(与信関係費用総額控除後)		5,806	6,903	1,096

(3) 株式等関係損益

株式等関係損益は、株式等売却損が前連結会計年度比508億円増加する一方、株式等償却は前連結会計年度比4,190億円減少、株式等売却益についても前連結会計年度比730億円増加したことにより、前連結会計年度比では4,412億円改善いたしました。

		前連結 会計年度 (A) (億円)	当連結 会計年度 (B) (億円)	前連結 会計年度比 (B-A) (億円)
株式等関係損益		△4,087	324	4,412
その他経常収益のうち株式等売却益		1,062	1,793	730
その他経常費用のうち株式等売却損		△354	△863	△508
その他経常費用のうち株式等償却		△4,795	△605	4,190

## 2. 財政状態の分析

### (1) 貸出金

貸出金は、前連結会計年度末比 7兆1,762億円減少して84兆8,806億円となりました。

これは、国内貸出が前連結会計年度末比 2兆4,363億円減少したことに加え、海外支店についても 2兆5,865億円減少したことによるものです。

	前連結 会計年度末 (A) (億円)	当連結 会計年度末 (B) (億円)	前連結 会計年度末比 (B-A) (億円)
貸出金残高(末残)	920,568	848,806	△71,762
うち国内貸出(除くグループ銀行の持株会社宛貸出金)	684,720	660,356	△24,363
うち住宅ローン	173,642	174,673	1,031
うち海外支店	142,543	116,678	△25,865
うち国内子会社〔三菱UFJニコス〕	10,129	8,720	△1,409
うち海外子会社〔ユニオンバンカル・コーポレーション〕	44,825	43,118	△1,707

○リスク管理債権の状況

当社グループのリスク管理債権(除く信託勘定)は、前連結会計年度末比2,362億円増加して1兆7,660億円となりました。

貸出金残高に対するリスク管理債権(除く信託勘定)の比率は、前連結会計年度末比0.41ポイント増加して2.08%となりました。

債権区分別では、破綻先債権額が前連結会計年度末比347億円減少しましたが、延滞債権額が前連結会計年度末比2,623億円増加したほか、3カ月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額についても微増となりました。

部分直接償却後 未収利息不計上基準(資産の自己査定基準)

[連結]

		前連結会計年度末 (A) (億円)	当連結会計年度末 (B) (億円)	前連結会計年度末比 (B-A) (億円)
リスク管理債権	破綻先債権額	1,478	1,131	△347
	延滞債権額	9,502	12,126	2,623
	3カ月以上延滞債権額	254	291	37
	貸出条件緩和債権額	4,062	4,111	48
	合計	15,297	17,660	2,362

貸出金残高(末残)	920,568	848,806	△71,762
-----------	---------	---------	---------

		前連結会計年度末 (A)	当連結会計年度末 (B)	前連結会計年度末比 (B-A)
貸出金残高比率	破綻先債権額	0.16%	0.13%	△0.02%
	延滞債権額	1.03%	1.42%	0.39%
	3カ月以上延滞債権額	0.02%	0.03%	0.00%
	貸出条件緩和債権額	0.44%	0.48%	0.04%
	合計	1.66%	2.08%	0.41%

○リスク管理債権のセグメント情報

地域別セグメント情報

[連結]

	前連結 会計年度末 (A) (億円)	当連結 会計年度末 (B) (億円)	前連結 会計年度末比 (B-A) (億円)
国内	13,905	14,679	774
海外	1,392	2,980	1,588
アジア	154	144	△9
インドネシア	7	35	27
タイ	56	57	1
香港	1	6	5
その他	89	45	△44
アメリカ	812	1,473	660
海外その他	426	1,363	937
合計	15,297	17,660	2,362

(注) 「国内」・「海外」は債務者の所在地により区分しております。

業種別セグメント情報

[連結]

	前連結 会計年度末 (億円)	当連結 会計年度末 (億円)
国内	13,905	14,679
製造業	1,287	1,804
建設業	657	486
卸売・小売業	1,349	1,517
金融・保険業	112	44
不動産業	2,939	2,546
各種サービス業	1,278	1,037
その他	1,246	1,861
消費者	5,032	5,380
海外	1,392	2,980
金融機関	151	219
商工業	1,081	1,715
その他	159	1,045
合計	15,297	17,660

(注) 1 「国内」・「海外」は債務者の所在地により区分しております。

2 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、当連結会計年度から業種の表示を一部変更しております。

[ご参考] 元本補てん契約のある信託勘定

○リスク管理債権の状況

[信託勘定]

直接償却(実施後)延滞債権基準(延滞期間基準)

		前連結 会計年度末 (A) (億円)	当連結 会計年度末 (B) (億円)	前連結 会計年度末比 (B-A) (億円)
リスク管理債権	破綻先債権額	1	1	△0
	延滞債権額	0	0	0
	3ヵ月以上延滞債権額	0	0	0
	貸出条件緩和債権額	11	8	△3
	合計	13	10	△3
貸出金残高(末残)		1,397	1,251	△146

○リスク管理債権のセグメント情報

地域別セグメント情報

[信託勘定]

		前連結 会計年度末 (A) (億円)	当連結 会計年度末 (B) (億円)	前連結 会計年度末比 (B-A) (億円)
国内		13	10	△3

業種別セグメント情報

[信託勘定]

前連結 会計年度末 (億円)	当連結 会計年度末 (億円)
国内 13	国内 10
製造業 —	製造業 —
建設業 —	建設業 —
卸売・小売業 —	卸売業、小売業 —
金融・保険業 —	金融業、保険業 —
不動産業 5	不動産業、物品賃貸業 3
各種サービス業 2	各種サービス業 —
その他 —	その他 —
消費者 5	消費者 6
合計 13	合計 10

(注) 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、当連結会計年度から業種の表示を一部変更しております。

[ご参考] 金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権は、前連結会計年度末比1,588億円増加して1兆3,487億円となりました。開示債権比率は、前連結会計年度末比0.25ポイント増加して1.50%となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準じる債権が468億円減少する一方、危険債権が1,889億円、要管理債権が166億円、それぞれ増加しております。

当連結会計年度末の開示債権の保全状況は、開示債権合計1兆3,487億円に対し、担保・保証等による保全が6,458億円、貸倒引当金による保全が4,134億円で、開示債権全体の保全率は78.53%となっております。

不良債権処理に関しましては、従来より重要課題として取り組んでおり、今後とも償却・売却等による最終処理、又は再建可能な先の正常化を図ることで、不良債権残高を削減したいと考えております。

金融再生法開示債権 [2行合算+信託勘定合算]

債権区分	開示残高 (A) (億円)	貸倒引当金 (B) (億円)	特定債務者 支援引当金(C) (億円)	うち担保・ 保証等による 保全額(D) (億円)	非保全部分に 対する引当率 [(B)+(C)] /[ (A)-(D)]	保全率 [(B)+(C)+(D)] /(A)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	1,942 (2,410)	30 (81)	— (—)	1,912 (2,329)	—	100.00% (100.00%)
危険債権	8,450 (6,560)	3,269 (1,901)	— (—)	3,345 (3,166)	—	78.28% (77.24%)
要管理債権	3,095 (2,928)	834 (902)	— (—)	1,200 (782)	—	65.74% (57.51%)
小計	13,487 (11,899)	4,134 (2,884)	— (—)	6,458 (6,277)	—	78.53% (77.00%)
正常債権	882,697 (940,195)	—	—	—	—	—
合計	896,185 (952,095)	—	—	—	—	—
開示債権比率	1.50% (1.24%)	—	—	—	—	—

(注) 上段は当連結会計年度末の計数、下段(カッコ書き)は前連結会計年度末の計数を掲載しております。「2行合算」とは、株式会社三菱東京UFJ銀行と三菱UFJ信託銀行株式会社の単体数値の単純合計を示しております。

(2) 有価証券

有価証券は、社債が前連結会計年度末比3,515億円減少しましたが、国債が15兆1,821億円、株式についても5,815億円それぞれ増加したことにより、前連結会計年度末比15兆6,503億円増加して63兆9,644億円となりました。

	前連結 会計年度末 (A) (億円)	当連結 会計年度末 (B) (億円)	前連結 会計年度末比 (B-A) (億円)
有価証券	483,141	639,644	156,503
国債	245,432	397,253	151,821
地方債	3,344	3,232	△111
社債	49,202	45,686	△3,515
株式	42,932	48,747	5,815
その他の証券	142,229	144,724	2,494

(注) 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(3) 繰延税金資産

繰延税金資産の純額は、前連結会計年度末比5,988億円減少して6,072億円となりました。

2行合算の発生原因別では、繰延税金資産は、繰越欠損金の減少、その他有価証券評価差額金の減少等により前連結会計年度末比3,199億円減少の1兆1,110億円となりました。また、繰延税金負債は、その他有価証券評価差額金の増加を主因に前連結会計年度末比2,400億円増加して6,080億円となりました。

	前連結 会計年度末 (A) (億円)	当連結 会計年度末 (B) (億円)	前連結 会計年度末比 (B-A) (億円)
繰延税金資産の純額	12,061	6,072	△5,988

(注) 連結財務諸表上の繰延税金資産から繰延税金負債を差し引いたものです。

発生原因別内訳(2行合算)

	前連結 会計年度末 (A) (億円)	当連結 会計年度末 (B) (億円)	前連結 会計年度末比 (B-A) (億円)
繰延税金資産	14,309	11,110	△3,199
貸倒引当金	4,501	4,727	226
有価証券評価損	4,601	3,810	△790
繰越欠損金	5,033	2,915	△2,117
その他有価証券評価差額金	4,364	1,060	△3,303
その他	5,946	5,997	51
評価性引当額(△)	10,136	7,401	△2,735
繰延税金負債	3,680	6,080	2,400
その他有価証券評価差額金	1,067	3,367	2,300
その他	2,613	2,713	99
繰延税金資産の純額	10,629	5,029	△5,599

(注) 「2行合算」とは、株式会社三菱東京UFJ銀行と三菱UFJ信託銀行株式会社の単体数値の単純合計を示しております。

(4) 預金(2行合算)

預金(2行合算)は、国内法人預金その他が前連結会計年度末比3兆3,407億円、国内個人預金についても1,637億円増加した結果、前連結会計年度末比3兆3,127億円増加の116兆4,882億円となりました。

	前連結 会計年度末 (A) (億円)	当連結 会計年度末 (B) (億円)	前連結 会計年度末比 (B-A) (億円)
預金	1,131,755	1,164,882	33,127
うち国内個人預金	628,816	630,453	1,637
うち国内法人預金その他	412,117	445,524	33,407
うち海外支店	86,459	86,323	△135

(注) 1 「2行合算」とは、株式会社三菱東京UFJ銀行と三菱UFJ信託銀行株式会社の単体数値の単純合計を示しております。

2 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

## (5) 純資産の部

純資産の部合計は、前連結会計年度末比2兆7,288億円増加して11兆2,994億円となりました。

主な内訳では、一般募集による普通株式の発行等により、株主資本合計が前連結会計年度末比1兆2,780億円増加したほか、株式相場の上昇によるその他有価証券評価差額金の増加等により、評価・換算差額等合計が1兆2,240億円増加いたしました。

	前連結 会計年度末 (A) (億円)	当連結 会計年度末 (B) (億円)	前連結 会計年度末比 (B-A) (億円)
純資産の部合計	85,706	112,994	27,288
株主資本合計	76,806	89,587	12,780
資本金	16,208	21,365	5,156
資本剰余金	18,980	24,233	5,252
利益剰余金	41,686	44,055	2,368
自己株式	△68	△66	2
評価・換算差額等合計	△8,770	3,470	12,240
うちその他有価証券評価差額金	△7,763	4,034	11,798
新株予約権	46	64	18
少数株主持分	17,623	19,872	2,248

### 3. 自己資本比率(第一基準)

自己資本は、前連結会計年度末比2兆5,133億円増加し、13兆9,917億円となりました。

これは、一般募集による普通株式の発行や当期純利益の計上、また株式相場の上昇により有価証券評価損が評価益に転じたことなどを主因に、基本的項目(Tier 1)が前連結会計年度末比2兆4,344億円、補完的項目(Tier 2)についても2,334億円増加したことによるものです。

リスク・アセットは、泉州銀行の非連結化や事業法人向け与信残高の減少などにより、前連結会計年度末比3兆4,121億円減少し94兆813億円となりました。

以上より、自己資本比率(第一基準)は、前連結会計年度末比3.09ポイント上昇して14.87%、Tier 1比率は、前連結会計年度末比2.86ポイント上昇して10.63%となりました。

	前連結 会計年度末 (A) (億円)	当連結 会計年度末 (B) (億円)	前連結 会計年度末比 (B-A) (億円)
基本的項目 (Tier 1)	(A)	75,751	100,096
補完的項目 (Tier 2)	(B)	42,161	44,496
準補完的項目 (Tier 3)	(C)	—	—
控除項目	(D)	3,128	4,675
自己資本=(A)+(B)+(C)-(D)	(E)	114,784	139,917
リスク・アセット	(F)	974,934	940,813
自己資本比率=(E)÷(F)		11.77%	14.87%
Tier 1比率=(A)÷(F)		7.76%	3.09%
			2.86%

(注) 自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。

#### 4. 事業部門別収益

当連結会計年度の内部管理上の区分けを基準とした事業部門別収益状況は、次のとおりであります。

##### [各事業部門の主な担当業務]

リテール連結事業本部	：国内の個人に対する金融サービスの提供						
法人連結事業本部	：国内及び海外の企業に対する金融サービスの提供						
受託財産連結事業本部	：企業年金、公的年金、公的資金、投資信託等の各種資金に関する資産運用・管理サービスの提供						
市場部門	：為替・資金・証券の対顧客・対市場取引及び流動性管理・資金繰り管理						
U N B C	：UnionBanCal Corporation(米国Union Bank, N. A. を子会社として保有する持株会社)						

リテール 連結事業 本部	法人連結事業本部				受託財産 連結事業 本部	市場 部門	その他 部門	合計
	合計 (億円)	うち国内 (億円)	うち海外 (億円)	うち U N B C (億円)				
業務粗利益	14,333	15,591	9,454	6,136	2,653	1,572	5,285	△730 36,051
経費等	9,882	8,843	5,117	3,726	1,681	915	612	1,792 22,045
営業純益(注)	4,451	6,747	4,337	2,410	972	658	4,672	△2,522 14,006

(注) 連結業務純益の内部取引消去等連結調整前の計数(子会社からの配当収入のみ消去)です。社内管理のために算出した損益であり、財務会計上の損益とは一致しません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の主要な目的、内容は次のとおりであります。

銀行業では、株式会社三菱東京UFJ銀行において、お客さまへの幅広いサービスの維持・向上と内部事務の合理化・効率化を図ることを目的として、商品・サービス拡充のためのシステム投資のほか、店舗の統廃合、移転・建替・改修、並びに本部ビル・センター改修のための投資等を実施しました。

信託銀行業では、三菱UFJ信託銀行株式会社において、電算機の老朽化対応及びマネー・ローンディング対策のシステム投資等を実施しました。

証券業では、三菱UFJ証券株式会社において、営業店舗統廃合・移転関連投資のほか、モルガン・スタンレー証券株式会社との統合対応及び情報セキュリティ強化のためのシステム投資等を実施しました。

クレジットカード・貸金業では、三菱UFJニコス株式会社において、関連法令(貸金業法および割賦販売法)の改正対応のためのシステム投資等を実施しました。

その他のセグメントにおける設備投資としては、主にリース業を営む連結子会社においてオペレーティング・リース用資産の取得を行いました。

この結果、当連結会計年度の事業の種類別セグメントごとの設備投資金額は次のとおりとなりました。

(単位：億円)

銀行業	信託銀行業	証券業	クレジットカード・ 貸金業	その他	合計
1,632	333	161	348	465	2,941

(注) 金額は、有形固定資産のほかソフトウェア等の無形固定資産への投資を含めて記載しております。

なお、当連結会計年度において、記載すべき重要な設備の除却、売却等はありません。

## 2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における当社及び当社連結子会社の主要な設備(事業の種類別セグメントの別)は以下のとおりです。

(銀行業)

(平成22年3月31日現在)

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の有 形固定資産	合計	従業 員数 (人)	
				面積 (m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)					
国内連結 子会社	㈱三菱東京 UFJ銀行	本店 ほか273店	東京都	店舗	114,861 (14,714)	290,555	54,366	8,813	353,735	15,839
		横浜駅前支店 ほか116店	関東地区 (除、東京都)	店舗	49,961 (5,228)	32,908	14,684	3,836	51,429	2,614
		札幌支店 ほか5店	北海道地区	店舗	—	—	375	94	469	101
		仙台支店 ほか9店	東北地区	店舗	974	2,902	321	111	3,335	120
		名古屋営業部 ほか115店	愛知県	店舗	131,887 (34,024)	38,837	21,076	3,995	63,909	3,476
		静岡支店 ほか19店	中部地区 (除、愛知県)	店舗	9,636 (1,127)	3,326	1,227	401	4,954	450
		大阪営業部 ほか126店	大阪府	店舗	62,378 (3,788)	39,561	14,313	4,022	57,896	4,280
		京都支店 ほか62店	近畿地区 (除、大阪府)	店舗	39,943 (4,070)	16,045	7,877	2,048	25,970	1,369
		広島支店 ほか9店	中国地区	店舗	2,194	2,205	971	315	3,492	217
		高松支店 ほか4店	四国地区	店舗	1,899	2,057	293	71	2,422	76
		福岡支店 ほか12店	九州地区	店舗	3,097	4,002	884	227	5,115	271
		ニューヨーク 支店ほか10店	北米地区	店舗	—	—	667	151	819	1,336
		ブエノスアイ レス支店 ほか3店	中南米地区	店舗	—	—	0	5	6	79
		ロンドン支店 ほか12店	欧州地区	店舗	—	—	395	593	989	1,217
		バハレーン支 店ほか3店	中近東・ アフリカ地区	店舗	—	—	156	75	232	60
		香港支店 ほか29店	アジア・ オセアニア 地区	店舗	—	—	947	2,360	3,307	3,357
		駐在員事務所 14ヶ所	北米地区 ほか	駐在員事務 所	—	—	16	42	59	40
		多摩ビジネス センター ほか	東京都 多摩市ほか	センター	123,538	37,910	55,196	13,932	107,038	—
		社宅・寮・ 厚生施設 (国内)	東京都 世田谷区 ほか	厚生施設	437,925 (15,956)	101,389	26,993	400	128,783	—
		社宅・寮 (海外)	北米地区 ほか	厚生施設	7,886 (4,072)	164	207	34	406	—
		その他	東京都 中央区ほか	その他	52,146	27,474	5,408	23,017	55,900	—

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の有 形固定資産	合計	従業 員数 (人)
					面積 (m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)				
国内連結 子会社	三菱UFJ ファクター(㈱)	本社ほか	東京都 千代田区ほか	事務所	340	8,759	1,155	335	10,250	253
海外連結 子会社	UnionBanCal Corporation	本社・子会社 店舗ほか	北米地区	店舗等	542,322 (107,359)	5,866	26,196	12,670	44,733	10,211

(注) 1 リース資産に主要な設備はありません。

以下の各計数等は、㈱三菱東京UFJ銀行の単体の計数等であります。

- 2 土地の面積欄の( )内は、借地の面積(うち書き)であり、賃借している建物も含めた年間賃借料は57,744百万円であります。
- 3 土地、建物、その他の有形固定資産は、当社の連結貸借対照表の有形固定資産の内訳に準じております。その他の有形固定資産のうち、事務機械(国内記帳用)は18,234百万円、その他は46,318百万円であります。
- 4 上記のほか、ソフトウェア資産244,627百万円を所有しております。
- 5 主要な設備には、当社の連結会社以外の者に貸与している土地、建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。

会社名	所在地	設備の内容	土地		建物
			面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)	
㈱三菱東京 UFJ銀行	東京都	店舗	8,664	14,439	915
	関東地区 (除、東京都)	店舗	3,299	1,976	203
	東北地区	店舗	147	439	—
	愛知県	店舗	13,983	3,925	10
	中部地区 (除、愛知県)	店舗	1,429	623	—
	大阪府	店舗	8,934	2,538	55
	近畿地区 (除、大阪府)	店舗	4,598	1,357	16
	四国地区	店舗	310	113	—
	九州地区	店舗	30	27	—
	東京都 多摩市ほか	センター	953	4,141	1,470
	東京都 中央区ほか	その他	1,649	985	61

- 6 両替業務を主とした成田空港支店成田国際空港出張所、成田空港支店成田国際空港第二出張所、成田空港支店成田国際空港第三出張所、成田空港支店成田国際空港第四出張所、名古屋営業部中部国際空港第二出張所、大阪営業部関西国際空港出張所、大阪中央支店関西国際空港第二出張所、外貨両替ショップ本店、外貨両替ショップ札幌店、外貨両替ショップ新橋店、外貨両替ショップ田町店、外貨両替ショップ京都店、外貨両替ショップなんばCITY店、外貨両替ショップ船場店、外貨両替ショップ神戸店、外貨両替ショップ広島店、ローン業務を主としたダイレクトローン推進部及びICカード審査等事務を主とした総合カードローン推進部、並びに店舗外現金自動設備1,733ヶ所に係る土地の面積及び帳簿価額、建物及びその他の有形固定資産の帳簿価額、並びに従業員数は、上記に含めて記載しております。

- 7 貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行ったリース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料 (百万円)
㈱三菱東京 UFJ銀行	センターほか	東京都ほか	電算機等	—	15,116

- 8 従業員数には執行役員を含めておりません。

## (信託銀行業)

(平成22年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の有 形固定資産	合計	従業 員数 (人)
					面積 (m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)				
国内連結 子会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	本店 ほか13店	東京地区 ほか	店舗・ 事務所	26,687 (107)	56,804	24,538	8,090	89,433	4,576
		横浜駅 西口支店 ほか15店	東京地区を 除く 関東地区	店舗	3,006	2,100	2,181	458	4,739	509
		札幌支店	北海道地区	店舗	—	—	—	57	57	80
		仙台支店	東北地区	店舗	1,088	1,322	279	76	1,678	77
		名古屋支店 ほか2店	愛知地区	店舗	—	—	509	145	654	237
		静岡支店 ほか4店	愛知地区を 除く 中部地区	店舗	487	628	753	130	1,513	183
		大阪支店 ほか5店	大阪地区	店舗	1,745	5,700	5,319	521	11,541	529
		京都支店 ほか5店	大阪地区を 除く 近畿地区	店舗	2,115	2,700	2,939	344	5,984	309
		広島支店 ほか1店	中国地区	店舗	416	742	508	81	1,333	92
		高松支店 ほか2店	四国地区	店舗	348	139	154	80	374	74
		福岡支店 ほか4店	九州地区	店舗	3,422	1,397	492	169	2,059	202
		ニューヨーク 支店 ほか1店	北米地区	店舗	—	—	372	167	540	101
		ロンドン支店	欧州地区	店舗	1,440	12,266	1,443	148	13,858	93
		香港支店 ほか1店・ 1事務所	アジア地区	店舗	—	—	135	42	177	82
		芳賀センター ほか 2センター	栃木県 芳賀郡ほか	システム センター	71,218	1,783	7,119	1,897	10,800	—
		上用賀 アパート ほか176カ所	東京都 世田谷区ほか	社宅・寮・ 厚生施設	80,000 (1,602)	15,194	6,803	35	22,033	—
		その他の施設	東京都 千代田区ほか	その他	6,238 (20)	289	34	508	831	—

(注) 1 リース資産に主要な設備はありません。

以下の各計数等は、三菱UFJ信託銀行㈱の単体の計数等であります。

2 土地の面積欄の( )内は、借地の面積(うち書き)であり、賃借している建物も含めた年間賃借料は15,084百万円であります。

3 土地、建物、その他の有形固定資産は、当社の連結貸借対照表の有形固定資産の内訳に準じております。

4 上記のほか、ソフトウェア資産57,655百万円を所有しております。

5 主要な設備には、当社の連結会社以外の者に貸与している土地・建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。

会社名	所在地	設備の 内容	土地		建物
			面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)	
三菱UFJ 信託銀行㈱	東京地区ほか	店舗ほか	—	—	397
	東京地区を除く 関東地区	店舗	368	53	—
	愛知地区を除く 中部地区	店舗	—	—	46
	大阪地区	店舗	—	—	94
	大阪地区を除く 近畿地区	店舗	—	—	1,004
	中国地区	店舗	—	—	8
	九州地区	店舗	—	—	1
	栃木県芳賀郡ほか	システム センター	—	—	2,939

6 店舗外現金自動設備2カ所は、上記に含めて記載しております。

7 従業員数は、嘱託等を含めた就業者ベースで記載しております。また、執行役員を含めておりません。

## (証券業)

(平成22年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の有 形固定資産	合計	従業 員数 (人)
					面積 (m <sup>2</sup> )	帳簿価額 (百万円)				
国内連結 子会社	三菱UFJ 証券㈱	本店 ほか26店	東京都	店舗・ 事務所	210	202	3,196	2,387	5,786	3,634
		大宮支店 ほか27店	東京都を 除く 関東地区	店舗	257	1	371	192	564	660
		札幌支店 ほか1店	北海道地区	店舗	273	197	151	17	366	68
		仙台支店 ほか2店	東北地区	店舗	—	—	48	27	76	92
		名古屋支店 ほか8店	愛知県	店舗	146	23	239	100	363	337
		岐阜支店 ほか10店	愛知県を 除く 中部地区	店舗	—	—	104	73	178	346
		大阪支店 ほか7店	大阪府	店舗	993 (350)	583	1,322	118	2,024	483
		神戸支店 ほか9店	大阪府を 除く 近畿地区	店舗	—	—	233	90	323	361
		広島支店 ほか3店	中国地区	店舗	—	—	184	42	226	142
		高松支店 ほか3店	四国地区	店舗	—	—	35	30	65	95
		福岡支店 ほか5店	九州地区	店舗	—	—	114	56	171	156
		駐在員事務所	アジア地区	事務所	—	—	8	5	13	1
		青葉台研修 センター	横浜市青葉区	研修所	4,218	657	296	10	964	—
		社宅・寮 計16カ所	東京都 世田谷区ほか	厚生施設	11,518 (203)	3,387	1,535	31	4,953	—
		その他の 施設	東京都 江東区ほか	その他	42,090	51	324	2,404	2,780	—

(注) 1 リース資産に主要な設備はありません。

以下の各計数等は、三菱UFJ証券㈱の単体の計数等であります。

- 2 土地の面積欄の( )内は、借地の面積(うち書き)であり、賃借している建物も含めた年間賃借料は11,819百万円であります。
- 3 土地、建物、その他の有形固定資産は、当社の連結貸借対照表の有形固定資産の内訳に準じております。
- 4 上記のほか、ソフトウェア資産41,282百万円を所有しております。
- 5 従業員数には執行役員を含めておりません。

## (クレジットカード・貸金業)

(平成22年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の有 形固定資産	合計	従業 員数 (人)
					面積 (m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)				
国内連結 子会社	三菱UFJ ニコス㈱	本店ほか	東京都 文京区 ほか	事務所 ほか	21,927 (1,131)	14,851	12,073	6,312	33,237	3,732

- (注) 1 以下の各計数等は、三菱UFJニコス㈱の単体の計数等であります。  
 2 土地の面積欄の( )内は、借地の面積（うち書き）であります。  
 3 その他の有形固定資産にはリース資産を含めて記載しております。  
 4 上記のほか、ソフトウェア資産84,170百万円を所有しております。  
 5 主要な設備には、当社の連結会社以外の者に貸与している建物が含まれております。  
 6 従業員数には執行役員を含めておりません。

会社名	所在地	設備の内容	土地		建物
			面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)	
三菱UFJ ニコス㈱	東京都文京区ほか	事務所ほか	—	—	97

- 6 従業員数には執行役員を含めておりません。

(平成22年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の有 形固定資産	合計	従業 員数 (人)
					面積 (m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)				
国内連結 子会社	アコム㈱	本店ほか	東京都 千代田区 ほか	店舗ほか	70,982 (18,215)	6,411	9,265	10,831	26,507	2,455

- (注) 1 以下の各計数等は、アコム㈱の単体の計数等であります。  
 2 土地の面積欄の( )内は、借地の面積（うち書き）であります。  
 3 建物には構築物を含めて記載しております。  
 4 その他の有形固定資産の内、器具及び備品は10,540百万円であります。なお、その他の有形固定資産にはリース資産を含めて記載しております。  
 5 主要な設備には、当社の連結会社以外の者に貸与している建物が含まれております、その年間の賃貸料は4百万円であります。  
 6 従業員数には執行役員を含めておりません。

## (その他)

(平成22年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の有 形固定資産	合計	従業 員数 (人)
					面積 (m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)				
海外連結 子会社	BTMU Capital Corporation	—	—	営業用 賃貸資産 ほか	— (—)	—	146	140,952	141,099	109

- (注) 1 リース資産に主要な設備はありません。  
 2 BTMU Capital Corporation はリース業を営む連結子会社であります。以下の各計数等は、BTMU Capital Corporation の単体の計数等であります。  
 3 土地、建物、その他の有形固定資産は、当社の連結貸借対照表の有形固定資産の内訳に準じております。  
 4 その他の有形固定資産は営業用賃貸資産（オペレーティング・リース資産）等です。  
 5 上記のほかリース債権12,154百万円を有しております。  
 6 従業員数には執行役員を含めておりません。

なお、上記のほか、リース業を営む連結子会社で以下のとおりリース債権又はリース投資資産を有しています。

㈱日本ビジネスリース	リース投資資産	150,011百万円
BTMU Leasing & Finance, Inc.	リース債権	28,136百万円
PT. BTMU-BRI Finance	リース債権	15,894百万円

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末における当社及び当社連結子会社の主要な設備投資計画は以下のとおりであります。

(銀行業)

#### (1) 新設・改修等

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
国内連結 子会社	㈱三菱東京 U F J 銀行	東銀ビル ヂング	東京都 千代田区	建替	営業店（注2）	6,098	246	自己資金	平成19年6月	平成23年4月
		相模原 第二ビル (仮称)	神奈川県 相模原市	新設	事務センター	5,285	1,426	自己資金	平成19年9月	平成22年12月
		多摩 ビジネス センター	東京都 多摩市	更改	電源設備の 更新	5,276	2,727	自己資金	平成21年1月	平成23年6月
		荻窪支店	東京都 杉並区	建替	営業店	3,076	693	自己資金	平成19年6月	平成22年8月
		—	—	新設	新海外システム アジア展開 (シンガポール への導入)	16,657	7,428 (注3)	自己資金	平成20年6月	平成23年1月
		—	—	更改	外貨有価証券 システム	4,460	4,358	自己資金	平成19年10月	平成22年6月
		—	—	更改	公金システムの 再構築	2,684	1,686	自己資金	平成19年10月	平成22年12月
		—	—	拡充	米州業務継続 計画の高度化	2,660	1,997	自己資金	平成19年10月	平成23年2月
海外連結 子会社	UnionBanCal Corporation	—	—	更改	基幹業務 システム	12,586	2,629	自己資金	平成20年11月	平成24年7月
		子会社 店舗	北米地区	新設・拡 充・改修	店舗の防犯強 化設備等設置	2,893	2,358	自己資金	平成20年3月	平成22年5月

(注) 1 記載金額には、消費税等を含んでおりません。

2 東銀ビルヂングを区分所有する㈱三菱東京U F J 銀行と隣接ビルの所有者が、共同で街区一体の建替再開発事業を行うものであります。

3 上記のほかリース組成元本2,020百万円があります。

4 投資予定金額に外貨が含まれる場合、円貨建に換算しております。

#### (2) 除却・売却等

重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

(信託銀行業)

(1) 新設・改修等

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
国内連結 子会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	本店ビル	東京都 千代田区	新設 (取得)	店舗 (注2)	未定	—	自己資金	平成23年4月	平成23年4月
		港南 センター ほか	東京都 港区ほか	新設・更改	ソフトウェア	25,853	8,080	自己資金	—	(注3)

(注) 1 記載金額には、消費税等を含んでおりません。

2 三菱UFJ信託銀行㈱が所有する旧東京ビルの敷地と三菱UFJ信託銀行㈱が賃借する本店ビルの敷地の一部との交換に伴い、敷地の持分に相当する本店ビルの建物の一部を売買により取得するものであります。

3 ソフトウェアの主なものは、平成23年3月までに投資完了予定であります。

(2) 除却・売却等

重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

(証券業)

重要な設備の新設、改修、除却、売却等の計画はありません。

(クレジットカード・貸金業)

(1) 新設・改修等

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
国内連結 子会社	三菱UFJ ニコス㈱	—	東京都 豊島区 ほか	新設・改修	総量規制 関連 システム	17,984	16,118	自己資金	平成20年4月	平成22年6月

(注) 記載金額には、消費税等を含んでおりません。

(2) 除却・売却等

重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

(その他)

重要な設備の新設、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,000,000,000
第三種優先株式	120,000,000
第1回第五種優先株式	400,000,000(注) 1
第2回第五種優先株式	400,000,000(注) 1
第3回第五種優先株式	400,000,000(注) 1
第4回第五種優先株式	400,000,000(注) 1
第1回第六種優先株式	200,000,000(注) 2
第2回第六種優先株式	200,000,000(注) 2
第3回第六種優先株式	200,000,000(注) 2
第4回第六種優先株式	200,000,000(注) 2
第1回第七種優先株式	200,000,000(注) 3
第2回第七種優先株式	200,000,000(注) 3
第3回第七種優先株式	200,000,000(注) 3
第4回第七種優先株式	200,000,000(注) 3
第十一種優先株式	1,000
計	33,920,001,000

(注) 1 第1回ないし第4回第五種優先株式の発行可能株式総数は併せて400,000,000株を超えないものとする。

2 第1回ないし第4回第六種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。

3 第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。

## ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,148,414,920	14,148,840,320	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券取引所	株主としての権利内 容に制限のない、標 準となる株式 (注)3 (注)4
第一回第三種優先 株式	100,000,000	—	—	(注)3 (注)5
第1回第五種優先 株式	156,000,000	同左	—	(注)3 (注)6
第十一種優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権付 社債券等)	1,000	同左	—	(注)2 (注)3 (注)7
計	14,404,415,920	14,304,841,320 (注)1	—	—

(注) 1 提出日現在発行数には、平成22年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの新株予約権(ストックオプション)の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 第十一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(1) 第十一種優先株式には取得価額の下方修正条項が付されており、普通株式の株価の下落により第十一種優先株式の取得価額が下方に修正された場合には、これにより当該優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加します。ただし、提出日現在の取得価額は、下記(3)に記載の下限取得価額である865円90銭であるため、以後取得価額が修正されることではなく、取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することもありません。

(2) 取得価額の修正の基準および頻度

① 修正の基準

毎年7月15日(決定日)に終了する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1円未満は切り上げる。)

② 修正の頻度

1年に1度(平成18年8月1日以降平成25年8月1日までの毎年8月1日)

(3) 取得価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

① 取得価額の下限

865円90銭

② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限1,160株(提出日現在の普通株式の発行済株式総数の0.00%)

(4) 第十一種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

(5) 当社の株券の売買に関する事項についての第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

3 財務政策上の柔軟性を確保するために、異なる内容の株式として普通株式および複数の種類の優先株式を発行しております。単元株式数は、普通株式および優先株式のそれぞれにつき100株であります。

4 議決権を有しております。

5 第一回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。なお、平成22年4月1日付で第一回第三種優先株式100,000,000株を取得し、同日付で消却しております。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年60円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき30円の優先中間配当金を支払う。

- (3) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2,500円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。
- (4) 優先順位  
本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。
- (5) 取得条項  
当社は、平成22年2月18日以降は、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の発行後に当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、本優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。
- (6) 議決権  
本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)は無い。
- (7) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等  
法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当、新株予約権の無償割当は行わない。

## 6 第1回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1) 優先配当金
  - ① 優先配当金  
毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回第五種優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき115円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)(ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、本優先株式1株につき43円とする。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
  - ② 非累積条項  
ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
  - ③ 非参加条項  
本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
- (2) 優先中間配当金  
中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき57円50銭の優先中間配当金を支払う。
- (3) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2,500円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。
- (4) 優先順位  
本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。
- (5) 取得条項  
当社は、平成26年4月1日以降は、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の発行後に当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、本優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。
- (6) 議決権  
本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)は無い。
- (7) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等  
法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当、または新株予約権の無償割当は行わない。

## 7 第十一種優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1) 優先配当金
  - ① 優先配当金  
毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第十一種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年5円30銭の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

- (2) 非累積条項  
ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (3) 非参加条項  
本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
- (2) 優先中間配当金  
中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2円65銭の優先中間配当金を支払う。
- (3) 残余財産の分配  
剰余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。
- (4) 優先順位  
本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。
- (5) 議決権  
本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)は無い。
- (6) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等  
法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。
- (7) 取得請求
- ① 取得を請求することができる期間  
本優先株式発行の日から平成26年7月31日までとする。
  - ② 取得と引換えに交付すべき普通株式数  
本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。
- $$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した本優先株式数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$
- 取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。
- ③ 取得価額等の条件
    - イ 当初取得価額  
当初取得価額は、918,700円とする。
    - ロ 取得価額の修正  
取得価額は、平成18年7月15日以降平成25年7月15日まで毎年7月15日(決定日)に終了する、30取引日(修正計算期間)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1円未満は切り上げる。)が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の8月1日において、上記の計算の結果算出された金額に修正されるものとする。ただし、それぞれの算出金額が918,700円(下限取得価額)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。なお、修正計算期間において、下記ハに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記ハに準じて調整される。
    - ハ 取得価額の調整  
取得価額(下限取得価額を含む。)は、当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行を行った場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整する。ただし、計算の結果取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後} = \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも便宜調整される。

なお、取得価額および下限取得価額は次のとおり調整された。

平成21年12月21日 調整後取得価額 867円60銭

調整後下限取得価額 867円60銭

平成21年12月25日 調整後取得価額 865円90銭

調整後下限取得価額 865円90銭

(8) 一斉取得

平成26年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成26年8月1日をもって取得し、これと引換えに1株につき1,000円を平成26年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が802円60銭を下回るときは、1,000円を802円60銭で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成19年11月21日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	16,289	15,916
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,628,900	1,591,600
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする	同左
新株予約権の行使期間	平成19年12月6日～平成49年12月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	① 発行価格 1株当たり1,033円 ② 資本組入額 1株当たり517円	同左
新株予約権の行使の条件	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、または三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、または三菱UFJ信託銀行株式会社の監査役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権の一部行使はできない	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

	<p>① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定める内容に準じて決定する。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。</p> <p>⑦ 謙渡による新株予約権の取得の制限 謙渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>	
--	---	--

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。
2. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
- また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成20年6月27日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	27,542	24,888
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,754,200	2,488,800
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月15日～平成50年7月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	① 発行価格 1株当たり924円 ② 資本組入額 1株当たり462円	同左
新株予約権の行使の条件	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券株式会社の監査役の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権行使できる。 ② 新株予約権の一部行使はできない	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の監査役の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権行使できる。 ② 同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

	<p>① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定める内容に準じて決定する。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。</p> <p>⑦ 謙渡による新株予約権の取得の制限 謙渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>	
--	---	--

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。
2. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
- また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成21年6月26日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	55,917	49,387
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,591,700	4,938,700
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月14日～平成51年7月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	① 発行価格 1株当たり488円 ② 資本組入額 1株当たり244円	同左
新株予約権の行使の条件	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券株式会社の監査役の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権行使できる。 ② 新株予約権の一部行使はできない	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の監査役の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権行使できる。 ② 同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。	同左

	<p>① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定める内容に準じて決定する。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。</p> <p>⑦ 謙渡による新株予約権の取得の制限 謙渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>	
--	---	--

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。
2. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
- また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年4月1日 (注1)	△40,700.00	6,645,353.37	—	1,383,052	—	2,499,684
平成17年10月1日 (注2)	—	—	—	1,383,052	1,077,885	3,577,570
平成17年10月3日 (注3)	3,915,173.03	10,560,526.40	—	1,383,052	—	3,577,570
平成17年10月4日 (注4)	122,709.96	10,683,236.36	—	1,383,052	—	3,577,570
平成17年12月6日 (注5)	46,369.92	10,729,606.28	—	1,383,052	—	3,577,570
平成18年2月28日 (注6)	50,246.33	10,779,852.61	—	1,383,052	—	3,577,570
平成18年4月27日 (注7)	11,635.18	10,791,487.79	—	1,383,052	—	3,577,570
平成18年5月23日 (注8)	179,639.00	10,971,126.79	—	1,383,052	—	3,577,570
平成18年6月8日 (注9)	277,245.00	11,248,371.79	—	1,383,052	—	3,577,570
平成18年6月29日 (注10)	△255,700.00	10,992,671.79	—	1,383,052	—	3,577,570
平成18年8月1日 (注11)	—	10,992,671.79	—	1,383,052	△2,194,500	1,383,070
平成19年2月14日 (注12)	28,643.00	11,021,314.79	—	1,383,052	—	1,383,070
平成19年2月19日 (注13)	57,035.00	11,078,349.79	—	1,383,052	—	1,383,070
平成19年3月13日 (注14)	14,195.00	11,092,544.79	—	1,383,052	—	1,383,070
平成19年3月29日 (注15)	△79,500.00	11,013,044.79	—	1,383,052	—	1,383,070
平成19年9月30日 (注16)	11,002,031,745.21	11,013,044,790	—	1,383,052	—	1,383,070
平成20年8月1日 (注17)	43,895,180	11,056,939,970	—	1,383,052	—	1,383,070
平成20年9月25日 (注18)	△17,700,000	11,039,239,970	—	1,383,052	—	1,383,070
平成20年9月30日 (注19)	28,140,710	11,067,380,680	—	1,383,052	—	1,383,070
平成20年10月31日 (注20)	△22,400,000	11,044,980,680	—	1,383,052	—	1,383,070
平成20年11月17日 (注21)	156,000,000	11,200,980,680	195,000	1,578,052	195,000	1,578,070
平成20年12月15日 (注22)	634,800,000	11,835,780,680	29,810	1,607,862	29,810	1,607,880
平成21年1月14日 (注23)	65,200,000	11,900,980,680	13,033	1,620,896	13,033	1,620,914
平成21年2月3日 (注24)	1,835,130	11,902,815,810	—	1,620,896	—	1,620,914
平成21年2月4日 (注24)	1,835,130	11,904,650,940	—	1,620,896	—	1,620,914
平成21年2月5日 (注24)	1,835,130	11,906,486,070	—	1,620,896	—	1,620,914
平成21年2月6日 (注24)	1,835,130	11,908,321,200	—	1,620,896	—	1,620,914
平成21年2月10日 (注24)	1,835,130	11,910,156,330	—	1,620,896	—	1,620,914
平成21年2月12日 (注24)	1,835,130	11,911,991,460	—	1,620,896	—	1,620,914

平成21年2月13日 (注24)	1,835,130	11,913,826,590	—	1,620,896	—	1,620,914
平成21年2月16日 (注24)	1,835,130	11,915,661,720	—	1,620,896	—	1,620,914
平成21年2月27日 (注25)	△11,300,000	11,904,361,720	—	1,620,896	—	1,620,914
平成21年12月21日 (注26)	2,337,000,000	14,241,361,720	482,041	2,102,937	482,041	2,102,955
平成21年12月25日 (注27)	163,000,000	14,404,361,720	33,621	2,136,558	33,621	2,136,576
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注28)	54,200	14,404,415,920	23	2,136,582	23	2,136,600

(注) 1 第一種優先株式40,700株の償還によるものであります。

- 2 株式会社U F J ホールディングスとの合併により資本準備金が1,077,885百万円増加しております。資本金の増減はございません。
- 3 株式会社U F J ホールディングスとの合併により同社の普通株式1株、第二回第二種優先株式1株、第四回第四種優先株式1株、第五回第五種優先株式1株、第六回第六種優先株式1株および第七回第七種優先株式1株に対し、当社の普通株式0.62株、第八種優先株式1株、第九種優先株式1株、第十種優先株式1株、第十一種優先株式1株および第十二種優先株式1株をそれぞれ割当交付しております。その結果、普通株式が3,215,172.03株、第八種優先株式が200,000株、第九種優先株式が150,000株、第十種優先株式が150,000株、第十一種優先株式が1株および第十二種優先株式が200,000株増加しております。
- 4 第八種優先株式および第九種優先株式の普通株式への転換によるものであります。第八種優先株式69,300株および第九種優先株式57,850株の転換により普通株式がそれぞれ122,763.51株および127,096.45株が発行されております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 5 第八種優先株式および第十二種優先株式の普通株式への転換によるものであります。第八種優先株式51,900株および第十二種優先株式24,700株の転換により普通株式がそれぞれ91,939.77株および31,030.15株が発行されております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 6 第八種優先株式および第九種優先株式の普通株式への転換によるものであります。第八種優先株式51,800株および第九種優先株式12,450株の転換により普通株式がそれぞれ91,762.63株および22,733.70株が発行されております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 7 第十二種優先株式の普通株式への転換によるものであります。第十二種優先株式45,400株の転換により普通株式57,035.18株が発行されております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 8 第八種優先株式および第十種優先株式の取得に伴う普通株式の発行によるものであります。第八種優先株式9,300株および第十種優先株式89,357株の取得に伴い、普通株式がそれぞれ16,474株および163,165株発行されております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 9 第九種優先株式、第十種優先株式および第十二種優先株式の取得に伴う普通株式の発行によるものであります。第九種優先株式79,700株、第十種優先株式60,643株および第十二種優先株式16,700株の取得に伴い、普通株式がそれぞれ145,532株、110,734株および20,979株発行されております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 10 第八種優先株式の自己株式9,300株、第九種優先株式の自己株式79,700株、第十種優先株式の自己株式150,000株および第十二種優先株式の自己株式16,700株の消却によるものであります。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 11 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。
- 12 第十二種優先株式の取得に伴う普通株式の発行によるものであります。第十二種優先株式22,800株の取得に伴い、普通株式が28,643株発行されております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 13 第十二種優先株式の取得に伴う普通株式の発行によるものであります。第十二種優先株式45,400株の取得に伴い、普通株式が57,035株発行されております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 14 第十二種優先株式の取得に伴う普通株式の発行によるものであります。第十二種優先株式11,300株の取得に伴い、普通株式が14,195株発行されております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 15 第十二種優先株式の自己株式79,500株の消却によるものであります。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 16 平成19年9月30日付で当社株式1株を1,000株に分割したことによるものであります。

- 17 第八種優先株式の取得に伴う普通株式の発行によるものであります。第八種優先株式17,700,000株の取得に伴い、普通株式が43,895,180株発行されております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 18 第八種優先株式の自己株式17,700,000株の消却によるものであります。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 19 第十二種優先株式の取得に伴う普通株式の発行によるものであります。第十二種優先株式22,400,000株の取得に伴い、普通株式が28,140,710株発行されております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 20 第十二種優先株式の自己株式22,400,000株の消却によるものであります。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 21 第1回第五種優先株式 有償 第三者割当156,000,000株 発行価格：1株につき2,500円 資本組入額：1株につき1,250円
- 22 普通株式 有償 一般募集634,800,000株 発行価格：1株につき417円 発行価額：1株につき399.80円  
資本組入額：1株につき46.96円  
なお、募集による新株発行と同時に、自己株式の処分による普通株式300,000,000株の売出しを行っております。
- 23 普通株式 有償 第三者割当65,200,000株 発行価格：1株につき399.80円 資本組入額：1株につき199.90円
- 24 第十二種優先株式の取得に伴う普通株式の発行によるものであります。平成21年2月3日から平成21年2月16日までの合計で、第十二種優先株式11,300,000株の取得に伴い、普通株式が14,681,040株発行されております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 25 第十二種優先株式の自己株式11,300,000株の消却によるものであります。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 26 普通株式 有償 一般募集2,337,000,000株 発行価格：1株につき428円 発行価額：1株につき412.53円  
資本組入額：1株につき206.265円
- 27 普通株式 有償 第三者割当163,000,000株 発行価格：1株につき412.53円  
資本組入額：1株につき206.265円
- 28 新株予約権(ストックオプション)の行使によるものであります。
- 29 平成22年4月1日付で第一回第三種優先株式100,000,000株を取得後、同日付で消却しております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 30 当事業年度末後、この有価証券報告書の提出日前月末までに新株予約権(ストックオプション)の行使により、発行済株式総数が425,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ134百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	14	579	126	18,288	994	464	720,571	741,036	—
所有株式数(単元)	32,197	46,040,178	2,573,583	24,102,539	46,800,073	14,531	21,863,908	141,427,009	5,714,020
所有株式数の割合(%)	0.02	32.56	1.82	17.04	33.09	0.01	15.46	100.00	—

(注) 1 自己株式426,985株は「個人その他」に4,269単元、「単元未満株式の状況」に85株含まれております。

2 「その他の法人」および「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ233単元および64株含まれております。

② 第一回第三種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	3	—	—	—	—	—	3	—
所有株式数(単元)	—	1,000,000	—	—	—	—	—	1,000,000	—
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

③ 第1回第五種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	7	—	—	—	—	—	7	—
所有株式数(単元)	—	1,560,000	—	—	—	—	—	1,560,000	—
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

④ 第十一種優先株式

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	1	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	—	10	—	—	10	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	100.00	—	—	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	847,661,900	5.88
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	629,455,000	4.36
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	345,603,153	2.39
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー リーレシート ホルダーズ (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NY10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	275,722,684	1.91
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	219,185,671	1.52
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	217,214,650	1.50
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	210,368,800	1.46
オーディー05 オムニバス チ ャイナ トリーティ 80815 0 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000, AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	180,960,350	1.25
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (明治安田生命保険相互会社・ 退職給付信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	175,000,000	1.21
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	162,305,975	1.12
計		3,263,478,183	22.65

(注) ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー リーレシート ホルダーズ  
は、ADR(米国預託証券)発行のために預託された株式の名義人であります。

なお、所有株式に係る議決権数の多い上位10名は、以下のとおりであります。

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	8,476,619	5.99
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	6,294,550	4.45
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	2,856,031	2.02
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー リーレシート ホルダーズ (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NY10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	2,757,226	1.95
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	2,172,146	1.53
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,103,688	1.48
オーディー05 オムニバス チ ャイナ トリーティ 80815 0 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000, AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,809,603	1.28
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (明治安田生命保険相互会社・ 退職給付信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,750,000	1.23
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	1,623,059	1.14
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	1,492,631	1.05
計		31,335,553	22.17

(注) ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー リーレシート ホルダーズ  
は、ADR(米国預託証券)発行のために預託された株式の名義人であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第三種優先株式 100,000,000 第1回第五種優先株式 156,000,000 第十一種優先株式 1,000	— — —	1. [株式等の状況] の(1) [株式の総数等] に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 426,900	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 13,699,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,128,574,300	141,285,743	—
単元未満株式	普通株式 5,714,020	—	—
発行済株式総数	14,404,415,920	—	—
総株主の議決権	—	141,285,743	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、実質的に保有していない子会社名義の株式29,000株(議決権290個)が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内 二丁目7番1号	426,900	—	426,900	0.00
(相互保有株式) アコム株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目1番1号	12,197,200	—	12,197,200	0.08
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目4番1号	617,600	—	617,600	0.00
株式会社中京銀行	名古屋市中区栄 三丁目33番13号	286,700	—	286,700	0.00
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷 三丁目33番5号	285,000	—	285,000	0.00
株式会社大正銀行	大阪市中央区今橋 二丁目5番8号	274,400	—	274,400	0.00
アイ・アール債権回収 株式会社	東京都千代田区麹町 三丁目4番地	35,000	—	35,000	0.00
ヤマガタ食品株式会社	静岡県沼津市双葉町 9-11-13	3,800	—	3,800	0.00
計	—	14,126,600	—	14,126,600	0.09

(注) 1 株主名簿上は、三菱UFJ証券株式会社累積投資口、三菱UFJニコス株式会社およびUFJつばさ証券株式会社(平成17年10月1日に三菱UFJ証券株式会社に商号変更)の各名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が、それぞれ27,600株、800株および600株あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 三菱UFJ証券株式会社が保有する株式は、平成22年4月1日付で同社の子会社である三菱UFJ証券分割準備株式会社に吸収分割の方法により承継され、同日付で三菱UFJ証券株式会社は会社名を三菱UFJ証券ホールディングスに変更し、三菱UFJ証券分割準備株式会社は会社名を三菱UFJ証券株式会社に変更しております。また、三菱UFJ証券株式会社は、平成22年5月1日付で会社名を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に変更しております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成19年11月21日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員 計189名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員 計236名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員 計233名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております

決議年月日	平成22年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員 計256名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株
株式の数	9,554,300株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする
新株予約権の行使期間	平成22年7月16日～平成52年7月15日

新株予約権の行使条件	<p>①当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社または三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社または三菱UFJモルGAN・スタンレー証券株式会社の監査役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。</p> <p>②新株予約権の一部行使はできない</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>①交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注1に定める内容に準じて決定する。</p> <p>④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 注2に準じて決定する。</p> <p>⑦譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧新株予約権の取得条項 注3に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>

(注) 1. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
  - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号による第一回第三種優先株式の取得、会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第1号に基づく取得条項による第一回第三種優先株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成22年2月3日)での決議状況 (取得日 平成22年4月1日)	100,000,000	250,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	100,000,000	250,000,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.00	100.00
当期間における取得自己株式	100,000,000	250,000,000,000
提出日現在の未行使割合(%)	0.00	0.00

(注) 平成22年4月1日付で第一回第三種優先株式100,000,000株を取得後、同日付で消却しております。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	500,754	245,538,259
当期間における取得自己株式	11,926	5,877,599

(注) 当期間における取得自己株式には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

#### ① 普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	970,900	970,025,919	403,300	205,038,372
(単元未満株式の買増請求による売渡)	60,900	37,692,288	1,742	883,696
保有自己株式数	426,985	—	33,869	—

- (注) 1 当期間におけるその他の株式には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使株式数及び単元未満株式の買増請求による売渡株式数は含めておりません。
- 2 当期間における保有自己株式数には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使株式数、単元未満株式の買取請求による株式数及び買増請求による売渡株式数は含めておりません。

② 第一回第三種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	100,000,000	250,000,000,000
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆さまへの利益還元を重要な経営課題と位置づけ、企業価値の持続的な向上と企業体質のさらなる強化をめざしつつ、配当金額の継続的な増加に努めることを基本方針としております。

また、毎事業年度における配当の回数については、当社は会社法第454条第5項の規定による金銭による中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、同条に基づく中間配当(決定機関は取締役会)および期末配当(決定機関は株主総会)の年2回としております。

当事業年度の配当につきましては、業績等を総合的に判断した結果、普通株式の年間配当は1株につき12円(中間配当6円および期末配当6円)といたしました。なお、優先株式の年間配当は所定額としております。

内部留保資金につきましては、企業価値の持続的な向上と企業体質のさらなる強化をめざすべく、活用してまいります。

なお、第5期の剩余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額	1株当たりの配当額
平成21年11月18日 取締役会決議	普通株式 69,889,940,874円	普通株式 6円
	優先株式	優先株式
	第三種 3,000,000,000円	第三種 30円
	第五種 8,970,000,000円	第五種 57円50銭
	第十一種 2,650円	第十一種 2円65銭
	合計 81,859,943,524円	
平成22年6月29日 定時株主総会決議	普通株式 84,887,927,610円	普通株式 6円
	優先株式	優先株式
	第三種 3,000,000,000円	第三種 30円
	第五種 8,970,000,000円	第五種 57円50円
	第十一種 2,650円	第十一種 2円65銭
	合計 96,857,930,260円	

#### 4 【株価の推移】

##### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

###### ① 普通株式

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	1,810	1,950	1,430	1,173	699
最低(円)	873	1,260	782	377	437

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 当社は平成19年9月30日付で1株を1,000株に分割しております。上記の最高・最低株価は、当該株式分割を勘案したものであります。

###### ② 優先株式

各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されておりません。

##### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

###### ① 普通株式

月別	平成21年10月	平成21年11月	平成21年12月	平成22年1月	平成22年2月	平成22年3月
最高(円)	512	523	507	506	482	504
最低(円)	439	441	437	450	443	453

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

###### ② 優先株式

各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されておりません。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役会長 (代表取締役)	一	沖 原 隆 宗	昭和26年 7月11日	昭和49年 4月 平成13年 3月 平成14年 1月 平成15年 5月 平成16年 5月 平成16年 6月 平成17年10月 平成18年 1月 平成20年 4月 平成22年 6月	株式会社三和銀行入行 同行執行役員 株式会社U F J 銀行執行役員 同行常務執行役員 同行取締役頭取 株式会社U F J ホールディングス 取締役 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ常務執行役員 株式会社三菱東京U F J 銀行 副頭取 同行取締役副会長(現在に至る) 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ常務執行役員退任 同社取締役会長(現在に至る) (他の会社の代表状況) 株式会社三菱東京U F J 銀行 取締役副会長	(注) 4	18,620
取締役副会長 (代表取締役)	一	岡 内 欣 也	昭和26年 9月10日	昭和49年 4月 平成13年 6月 平成15年 4月 平成16年 3月 平成16年 6月 平成17年 6月 平成17年10月 平成19年 6月 平成20年 6月 平成22年 4月	三菱信託銀行株式会社入社 同社執行役員 同社常務執行役員 同社常務取締役 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役 三菱信託銀行株式会社専務取締役 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ取締役 三菱U F J 信託銀行株式会社 専務取締役 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ常務執行役員 三菱U F J 信託銀行株式会社 取締役社長(現在に至る) 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ取締役 同社取締役副会長(現在に至る) (他の会社の代表状況) 三菱U F J 信託銀行株式会社 取締役社長	(注) 4	13,100
取締役社長 (代表取締役)	一	永 易 克 典	昭和22年 4月 6日	昭和45年 5月 平成 9年 6月 平成12年 6月 平成13年 4月 平成13年10月 平成14年 6月 平成16年 4月 平成16年 6月 平成17年 1月 平成17年 5月 平成17年10月 平成17年12月 平成18年 1月 平成18年 6月 平成20年 4月 平成22年 4月	株式会社三菱銀行入行 株式会社東京三菱銀行取締役 同行取締役退任 日本信託銀行株式会社常務取締役 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役 三菱信託銀行株式会社常務取締役 同社常務取締役退任 株式会社東京三菱銀行常務取締役 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役常務執行役員 同社常務執行役員 株式会社東京三菱銀行専務取締役 同行副頭取 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ常務執行役員 同社常務執行役員退任 株式会社三菱東京U F J 銀行 副頭取 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ取締役副社長 同社取締役 株式会社三菱東京U F J 銀行頭取 (現在に至る) 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ取締役社長 (現在に至る) (他の会社の代表状況) 株式会社三菱東京U F J 銀行頭取	(注) 4	8,540

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役副社長 (代表取締役)	一	大 森 京 太	昭和23年3月14日	昭和47年4月 平成11年6月 平成13年6月 平成15年5月 平成15年6月 平成16年5月 平成17年6月 平成17年10月 平成18年1月 平成19年10月 平成20年4月 平成20年6月	株式会社三三菱銀行入行 株式会社東京三三菱銀行取締役 同行執行役員 同行常務執行役員 同行常務取締役 同行常務執行役員 株式会社三三菱東京フィナンシャル・グループ常務執行役員 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員 株式会社三三菱東京UFJ銀行常務執行役員 同行専務執行役員 同行専務執行役員退任 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ専務執行役員 同社取締役副社長(現在に至る)	(注)4	13,000
専務取締役 (代表取締役)	一	斎 藤 広 志	昭和26年7月13日	昭和49年4月 平成14年6月 平成17年10月 平成18年6月 平成19年5月 平成19年6月	三菱信託銀行株式会社入社 同社執行役員 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員 同社常務取締役 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員 三菱UFJ信託銀行株式会社常務取締役退任 株式会社三三菱東京UFJ銀行取締役(現在に至る) 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ専務取締役(現在に至る)	(注)4	8,340
専務取締役 (代表取締役)	一	亀 井 信 重	昭和27年11月20日	昭和50年4月 平成14年1月 平成16年5月 平成18年1月 平成21年5月 平成21年6月	株式会社三和銀行入行 株式会社UFJ銀行執行役員 同行常務執行役員 株式会社三三菱東京UFJ銀行常務執行役員 同行常務執行役員退任 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ専務執行役員 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役(現在に至る) 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ専務取締役(現在に至る)	(注)4	71,280
常務取締役 (代表取締役)	一	長谷川 理 雄	昭和30年4月20日	昭和54年4月 平成17年5月 平成18年1月 平成20年4月 平成20年5月 平成22年5月 平成22年6月	株式会社東京銀行入行 オランダ東京三三菱銀行頭取 オランダ三三菱東京UFJ銀行頭取 株式会社三三菱東京UFJ銀行執行役員 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員 株式会社三三菱東京UFJ銀行執行役員退任 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社取締役(現在に至る) 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ常務取締役(現在に至る)	(注)4	4,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	
取締役	—	秋 草 史 幸	昭和24年10月 9日	昭和47年 4月 平成12年 6月 平成13年 6月 平成15年 5月 平成16年 5月  平成16年 6月 平成17年 5月  平成17年 6月  平成17年10月  平成18年 6月  平成20年 6月  平成22年 4月  平成22年 5月	株式会社三三菱銀行入行 株式会社東京三三菱銀行取締役 同行執行役員 同行常務執行役員 株式会社三三菱東京フィナンシャル・グループ常務執行役員 株式会社東京三三菱銀行常務取締役 株式会社三三菱東京フィナンシャル・グループ常務執行役員退任 株式会社東京三三菱銀行 常務取締役退任 三菱証券株式会社 専務取締役兼専務執行役員 三菱UFJ証券株式会社 取締役専務執行役員 同社取締役副社長 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役(現在に至る) 三菱UFJ証券株式会社 取締役社長 三菱UFJ証券ホールディングス 株式会社取締役社長(現在に至る) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社取締役社長 (現在に至る) (他の会社の代表状況) 三菱UFJ証券ホールディングス 株式会社取締役社長 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社取締役社長	(注) 4	17,546
取締役	—	竹 内 和 男	昭和25年 8月 15日	昭和48年 4月 平成11年 4月 平成11年 6月 平成13年 3月 平成13年 4月  平成14年 1月  平成17年 5月 平成17年 6月  平成17年10月  平成20年 6月  平成22年 4月  平成22年 5月	株式会社東海銀行入行 同行執行役員 同行取締役 同行取締役退任 株式会社UFJホールディングス 執行役員 同社執行役員退任 株式会社UFJ銀行常務執行役員 同行常務執行役員退任 UFJつばさ証券株式会社 専務執行役員 三菱UFJ証券株式会社 常務執行役員 同社専務取締役 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役(現在に至る) 三菱UFJ証券ホールディングス 株式会社専務取締役 同社取締役副社長(現在に至る) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社専務取締役 (現在に至る) (他の会社の代表状況) 三菱UFJ証券ホールディングス 株式会社取締役副社長	(注) 4	18,320

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	平野 信行	昭和26年10月23日	昭和49年 4月 平成13年 6月 平成16年 7月 平成17年 5月 平成17年 6月 平成17年10月 平成18年 1月 平成20年10月 平成21年 6月 平成22年 6月	株式会社三三菱銀行入行 株式会社東京三三菱銀行執行役員 株式会社三三菱東京フィナンシャル・グループ執行役員 株式会社東京三三菱銀行 常務執行役員 同行常務取締役 株式会社三三菱東京フィナンシャル・グループ取締役 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役 株式会社三三菱東京UFJ銀行 常務取締役 同行専務取締役 同行副頭取(現在に至る) 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員 同社取締役(現在に至る) (他の会社の代表状況) 株式会社三三菱東京UFJ銀行 副頭取	(注) 4	21,400
取締役	—	寺岡 俊介	昭和28年12月4日	昭和51年 4月 平成14年 5月 平成16年 5月 平成17年 5月 平成17年10月 平成20年 6月 平成22年 6月	東洋信託銀行株式会社入社 UFJ信託銀行株式会社執行役員 同社取締役執行役員 同社取締役常務執行役員 三菱UFJ信託銀行株式会社 常務執行役員 同社専務取締役 同社取締役副社長(現在に至る) 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役(現在に至る) (他の会社の代表状況) 三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役副社長	(注) 4	4,740
取締役	—	和地 薫	昭和30年12月9日	昭和53年 4月 平成16年 4月 平成17年 6月 平成17年10月 平成20年 6月 平成22年 6月	三菱信託銀行株式会社入社 株式会社三三菱東京フィナンシャル・グループ受託業務企画部長 同社執行役員 三菱信託銀行株式会社執行役員 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員 三菱UFJ信託銀行株式会社 執行役員 同社常務取締役 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役(現在に至る) 三菱UFJ信託銀行株式会社 専務取締役(現在に至る) (他の会社の代表状況) 三菱UFJ信託銀行株式会社 専務取締役	(注) 4	4,300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	一	小山田 隆	昭和30年11月 2日	昭和54年 4月 平成16年 5月  平成16年 7月  平成17年 6月  平成17年10月  平成18年 1月  平成21年 1月 平成21年 6月	株式会社三三菱銀行入行 株式会社三三菱東京フィナンシャル・グループ経営政策部長 株式会社東京三三菱銀行 総合企画室室長(特命担当) 株式会社三三菱東京フィナンシャル・グループ経営政策部部長 (特命担当) 同社執行役員 株式会社東京三三菱銀行執行役員 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員 株式会社三三菱UFJ銀行 執行役員 同行常務執行役員 同行常務取締役(現在に至る) 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役(現在に至る) (他の会社の代表状況) 株式会社三三菱UFJ銀行 常務取締役	(注) 4	10,550
取締役	一	荒木 隆 司	昭和15年 1月 29日	昭和37年 4月 平成 4年 9月 平成 9年 6月 平成11年 6月 平成13年 6月 平成14年 6月 平成17年 6月  平成19年 6月 平成20年 6月  平成21年 6月	トヨタ自動車工業株式会社入社 トヨタ自動車株式会社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役副社長 あいおい損害保険株式会社監査役 トヨタ自動車株式会社相談役 あいおい損害保険株式会社 取締役会長 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社取締役会長 同社相談役 トヨタ自動車株式会社顧問 (現在に至る) あいおい損害保険株式会社 特別顧問(現在に至る) トヨタファイナンシャルサービス 株式会社相談役退任 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役(現在に至る)	(注) 4	9,000
取締役	一	渡邊 一 弘	昭和22年 5月 19日	昭和49年 4月 平成10年 7月 平成13年 4月 平成14年 1月 平成16年 9月 平成17年 9月 平成19年 6月 平成20年 7月 平成21年 7月 平成21年 9月  平成22年 6月	東京地方検察庁検事 法務大臣官房審議官 最高検察庁検事 奈良地方検察庁検事正 前橋地方検察庁検事正 名古屋地方検察庁検事正 横浜地方検察庁検事正 札幌高等検察庁検事長 退官 弁護士登録 第一東京弁護士会入会(現在に至る) 東海大学法科大学院教授 (現在に至る) 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役(現在に至る)	(注) 4	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	大 蔡 卓 麻	昭和23年10月17日	昭和46年 7月 平成 6年 3月 平成 6年11月 平成 8年 1月 平成 9年 3月 平成11年12月 平成15年 3月 平成16年 6月 平成17年10月 平成20年 4月 平成21年 1月	日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 同社取締役 同社非常勤取締役 同社取締役 同社常務取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役社長執行役員 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役(現在に至る) 日本アイ・ビー・エム株式会社 代表取締役社長執行役員兼会長 同社会長(現在に至る)	(注) 4	3,000
常勤監査役	—	安 田 正 太	昭和23年 7月23日	昭和46年 7月 平成10年 6月 平成13年 6月 平成14年 5月 平成18年 1月 平成19年 6月	株式会社三三菱銀行入行 株式会社東京三三菱銀行取締役 同行執行役員 同行常務執行役員 株式会社三三菱東京UFJ銀行 専務取締役 同行専務取締役退任 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ常勤監査役 (現在に至る)	(注) 5	21,500
常勤監査役	—	前 田 哲 男	昭和26年 6月10日	昭和49年 4月 平成12年 5月 平成14年 1月 平成15年 5月 平成16年 9月 平成17年10月 平成18年 6月 平成21年 6月	東洋信託銀行株式会社入社 同社執行役員 UFJ信託銀行株式会社執行役員 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 三三菱UFJ信託銀行株式会社 常務取締役 同社専務取締役 同社専務取締役退任 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ常勤監査役 (現在に至る)	(注) 6	62,230
監査役	—	高須賀 猛	昭和17年 2月11日	昭和42年 4月 昭和60年 6月 平成 2年 2月 平成14年 9月 平成16年 4月 平成16年10月 平成17年 6月 平成17年10月 平成18年 1月 平成22年 3月	公認会計士登録 監査法人三田会計社代表社員 監査法人トーマツ代表社員 監査法人トーマツ退社 文京学院大学経営学部教授 株式会社東京三三菱銀行常勤監査役 株式会社三三菱東京フィナンシャル・グループ監査役 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ監査役(現在に至る) 株式会社三三菱東京UFJ銀行 常勤監査役(現在に至る) 文京学院大学経営学部教授退任	(注) 6	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	岡 本 圭 衛	昭和19年9月11日	昭和44年6月 平成7年7月 平成11年3月 平成14年3月 平成17年4月 平成17年6月 平成17年10月	日本生命保険相互会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社代表取締役社長(現在に至る) 株式会社U F J ホールディングス 監査役 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ監査役(現在に至る) (他の会社の代表状況) 日本生命保険相互会社 代表取締役社長	(注) 6	536
監査役	—	池 田 靖	昭和21年4月18日	昭和47年4月 昭和52年4月 平成21年6月	弁護士登録 東京弁護士会入会 三宅・今井・池田法律事務所パートナー(現在に至る) 株式会社三菱U F J フィナンシャル・グループ監査役(現在に至る)	(注) 6	0
計							310,002

- (注) 1 各取締役、各監査役とも当社の各種優先株式は保有しておりません。  
 2 荒木隆司、渡邊一弘、大歳卓麻の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 3 高須賀竜、岡本圭衛、池田靖の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 4 各取締役の任期は平成22年6月から平成23年6月までであります。  
 5 安田正太氏の任期は平成19年6月から平成23年6月までであります。  
 6 前田哲男、高須賀竜、岡本圭衛、池田靖の4氏の任期は平成21年6月から平成25年6月までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① 企業統治の体制の概要等

##### (i) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社などの子会社を傘下に擁する持株会社です。当社グループは、国内最大級の顧客基盤と国内外の広範なネットワーク、多様なグループ会社を有する「総合金融グループ」として、コーポレート・ガバナンス態勢を適切に構築・運営していくことを経営の最重要課題の一つとして位置付けております。

また、当社は、前述の通り「グループ経営理念」を制定し、経営戦略の策定や経営の意思決定のよりどころとなる基本方針と位置付けております。さらに、グループの基本的な価値観や倫理観を共有するために「倫理綱領」（下記ご参照）を制定するとともに、こうした価値観や倫理観を業務に反映させていくために「行動規範」を制定しております。

#### 「倫理綱領」

##### 1. 信頼の確立

グループの社会的責任と公共的使命の重みを十分認識し、情報管理を徹底するとともに、企業情報の適時適切な開示を含め、健全かつ適切な業務運営を通じて、社会からの揺るぎない信頼の確立を図ります。

##### 2. お客さま本位の徹底

常にお客さま本位で考え、十分なコミュニケーションを通じて、お客さまのニーズに最も適合する金融サービスを提供し、お客さまの満足と支持をいただけるよう努めます。

##### 3. 法令等の厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない、公正かつ誠実な企業活動を遂行するとともに、グローバルな総合金融グループとして国際的に通用する基準も尊重します。

##### 4. 人権および環境の尊重

お互いの人格や個性を尊重するとともに、人類共通の資産である地球環境の保護を重視して、社会との調和を図ります。

##### 5. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫きます。

## (ii) 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、業務に精通した取締役による職務執行を監査役が監査する監査役設置会社形態を採用し、かつ過半数を独立性の要件を満たした社外監査役で構成する監査役会を設置しております。

併せて、対外説明責任、経営全般への助言、業務執行に対する牽制等の観点から複数名の社外取締役を任用し、取締役会の傘下に社外取締役を委員長とした任意の委員会を設置することにより、経営監督機能を強化しております。

また、業務執行の意思決定機関である経営会議の諮問機関として、各種委員会を設置するとともに、社外の有識者を委員とするアドバイザリーボードを定期的に開催し、独立した立場から有意義な助言を受けております。

このようなコーポレート・ガバナンス態勢を構築することにより、「社外の視点」を重視した公正大で透明性の高い経営を行っております。

## (iii) 会社の機関の概要(内部監査及び監査役監査の状況は後記②社外取締役及び社外監査役は後記③ご参照)

### (イ) 取締役会及び取締役

- ・取締役会は16名の取締役で構成しております。
- ・取締役会傘下の委員会として、社外取締役を委員長とし、過半数を社外委員(社外取締役または法律及び会計分野における社外専門家)で構成する「監査委員会」と「指名・報酬委員会」を、以下の通り設置しております。

#### 監査委員会

持株会社及び子会社の内部監査及び法令遵守等に係わる事項の審議(原則月1回開催)

#### 指名・報酬委員会

持株会社の取締役候補の選任、持株会社及び子会社の重要な人事、並びに持株会社及び子会社の役員の報酬に係わる事項の審議(原則年4回開催)

### (ロ) 経営会議

- ・業務執行の意思決定機関として経営会議を設置し、取締役会の決定した基本方針に基づき、経営に関する全般的重要事項を協議決定しております。

### (ハ) 経営会議傘下の各種委員会等

- ・経営会議の諮問機関として各種の委員会等を設置し、各委員会等においてそれぞれ所管事項を集中審議し、経営会議に報告することで、経営会議における審議に資することとしております。各種委員会等の概要は以下のとおりです。

#### ・経営計画委員会(原則年4回開催)

グループ全体の施策・計数計画及び資本政策の審議、施策・計数計画の進捗状況のフォローアップ

#### ・リスク管理委員会(原則年4回開催)

グループ全体の統合リスク管理を推進するための方針及び体制整備に係わる重要事項の審議

- ・グループ与信管理委員会(原則年2回開催)
  - グループ全体の与信集中状況等に係わる重要事項の審議
  - グループ全体の信用リスク管理体制整備に係わる重要事項の審議
- ・情報開示委員会(原則年6回開催)
  - 開示情報の適正性、開示に係わる内部統制に関する審議
- ・査問委員会(隨時開催)
  - 懲戒に関する事項の審議
- ・バーゼルⅡ推進委員会(原則月1回開催)
  - グループ全体のバーゼルⅡに係わる事項の審議
- ・CSR委員会(原則年2回開催)
  - グループ全体のCSR活動を推進するための方針及び体制整備に係わる重要事項の審議
- ・グループコンプライアンス委員会(原則年6回開催)
  - グループ全体におけるコンプライアンスを推進するための方針及び体制整備に係わる重要事項の審議
- ・グループCCO会議(原則週1回開催)
  - グループ各社間の情報共有化並びに予兆管理強化に向けた、コンプライアンスに係わる重要事項、コンプライアンスに係わるグループとして共通認識を持つべき事項の審議(持株会社のチーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)を議長とし、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJ証券ホールディングス株式会社のCCOが参加)

## (二)アドバイザリーボード

- ・経営会議の諮問機関として、以下の社外有識者を委員とするアドバイザリーボードを定期的に開催し、グループ経営全般に対して、独立した立場から活発な議論をいただき、有意義な指導・助言を受けております。

池尾 和人 (慶應義塾大学経済学部教授)  
大久保 尚武 (積水化学工業株式会社代表取締役会長)  
川本 裕子 (早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授)  
宗国 旨英 (本田技研工業株式会社元代表取締役会長)

## (ホ)執行役員

- ・執行役員制度を導入しており、連結事業本部の本部長・副本部長や主要なライン長など、常務執行役員14名及び執行役員31名が、取締役会が定めた業務執行に従事しております。

(iv) 会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制体制)

当社は、会社法(「法」)第362条第4項第6号、同第5項、同施行規則(「施行規則」)第100条第1項及び同第3項の規定に則り、会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制体制)を以下の通り決議し、この決議内容に則り、社則の制定、所管部署の設置、計画・方針の策定その他の体制の整備を行っております。

**1. 法令等遵守体制**

- (1) 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、グループ経営理念、倫理綱領および行動規範を制定する。
- (2) 各種社則およびコンプライアンスマニュアルの制定および周知を通じて、役職員が法令等を遵守することを確保するための体制を整備する。
- (3) コンプライアンスの推進および管理に係わる委員会等や、コンプライアンスを担当する役員(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)および統括部署を設置する。
- (4) コンプライアンス・プログラム(役職員を対象とする教育等、役職員が法令等を遵守することを確保するための具体的な計画)を策定し、その進捗状況のフォローアップを実施する。
- (5) グループ・コンプライアンス・ヘルpline(広くグループ会社社員等から不正行為に関する通報を社外を含む窓口で受付ける内部通報制度)を設置する。
- (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の防止に努める。
- (7) 金融機関を通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ローンダリングの防止に努める。

**2. 顧客保護等管理体制**

- (1) グループ経営理念および倫理綱領を踏まえて「お客さま本位の徹底」を実現するため、お客さまの保護および利便性向上に向けた「顧客保護等管理」の基本方針及び関連社則の制定、管理・統括部署の設置、役職員への周知等を通じて、お客さまへの説明やサポート体制、情報管理体制、利益相反管理体制等を整備する。
- (2) 情報管理体制整備の一環として「個人情報保護方針」を策定し、個人情報が適切に保護・管理される体制を整備する。
- (3) 利益相反管理に関する基本方針として「利益相反管理方針」を策定し、お客さまの利益を不当に害する事がないよう、利益相反を管理する体制を整備する。

**3. 情報保存管理体制**

- (1) 取締役会および経営会議等の会議の議事録および参考資料等、重要な文書について、社則の定めるところにより、保存・管理を行う。
- (2) 監査役が求めたときは、担当部署はいつでも当該請求のあった文書を閲覧または謄写に供する。

#### 4. リスク管理体制

- (1) 業務遂行から生じる様々なリスクを可能な限り統一的な尺度で総合的に把握したうえで、経営の安全性を確保しつつ、株主価値の極大化を追求するため、統合リスク管理・運営を行う。
- (2) リスクを次のように分類したうえで、それぞれのリスク管理規則において当該リスクの管理の基本方針を定める等、リスク管理・運営のための社則を制定する。
  - ① 信用リスク
  - ② 市場リスク
  - ③ 資金流動性リスク
  - ④ オペレーションリスク
- (3) 当社グループの統合リスク運営のための管理体制を整備するものとする。リスクの管理・運営に係わる委員会や、リスク管理を担当する役員および統括部署等を設置する。
- (4) リスクの特定、計測、コントロールおよびモニタリングからなるリスク管理プロセスによって適切にリスクを管理する。
- (5) 割当資本制度(リスクを計量化し、当社グループ全体の経済資本(リスク量に見合う資本)を、当社連結事業本部および当社グループ会社ごとにリスクカテゴリー別にそれぞれ割り当てる制度)を運営するための体制を整備する。
- (6) 危機事象の発生に伴う経済的損失および信用失墜等を最小限に留めるとともに、危機事態における業務継続および迅速な通常機能の回復を確保するために必要な体制を整備する。

#### 5. 職務執行の効率性確保のための体制

- (1) 経営目標を定めるとともに、当社グループの経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- (2) 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。また、経営会議の諮問機関として各種の委員会を設置する。
- (3) 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、社則に基づく職制、組織体制等の整備を行い、職務執行を分担する。

#### 6. グループ管理体制

- (1) 当社グループとしての業務の適正を確保するため、グループ経営理念、倫理綱領および行動規範を制定する。
- (2) 持株会社としての当社グループ経営管理の基本方針を定める他、顧客保護等管理、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等、各事項毎に、当社グループ経営管理のための社則を制定するとともに、株三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株、三菱UFJ証券ホールディングス株等と経営管理契約を締結する。
- (3) 当社グループ経営管理のための各社則に則り、職務分担に沿って当社グループ会社からの報告等を受け、当社グループの経営管理を行う。
- (4) 財務報告に関する内部統制及び開示統制・手続に関する社則を制定するとともに、その一環として会計監査ホットライン(当社グループにおける会計に係る事案について、当社グループ会社の役職員のみならず一般関係者からの通報を受付ける内部通報制度)を設置する。

## 7. 内部監査体制

- (1) リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価する機能を担う高い専門性と独立性を備えた内部監査体制を整備し、当社および当社グループ全体の業務の健全性・適切性を確保する。
- (2) 当社および当社グループの内部監査の基本事項を定めるため社則を制定する。
- (3) 当社および当社グループの内部監査および法令遵守等に関わる事項を審議する取締役会傘下の任意の委員会として「監査委員会」を、内部監査担当部署として監査部を設置する。
- (4) 当社および当社の直接出資先である子会社等の内部監査担当部署は、当社内部監査担当部署統括のもと、連携・協働により、当社取締役会による当社グループ全体の業務監督機能を補佐する。
- (5) 内部監査担当部署は、必要に応じ監査役および監査法人との間で協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に努める。

### (監査役の監査の実効性を確保するための体制)

## 8. 監査役の職務を補助する使用人に関する体制

- (1) 監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、監査役会の指揮の下におく。

## 9. 監査役の職務を補助する使用人の独立性

- (1) 監査役の職務を補助する使用人の人事等、当該使用人の独立性に関する事項は、監査役会の意向を尊重する。

## 10. 監査役への報告体制

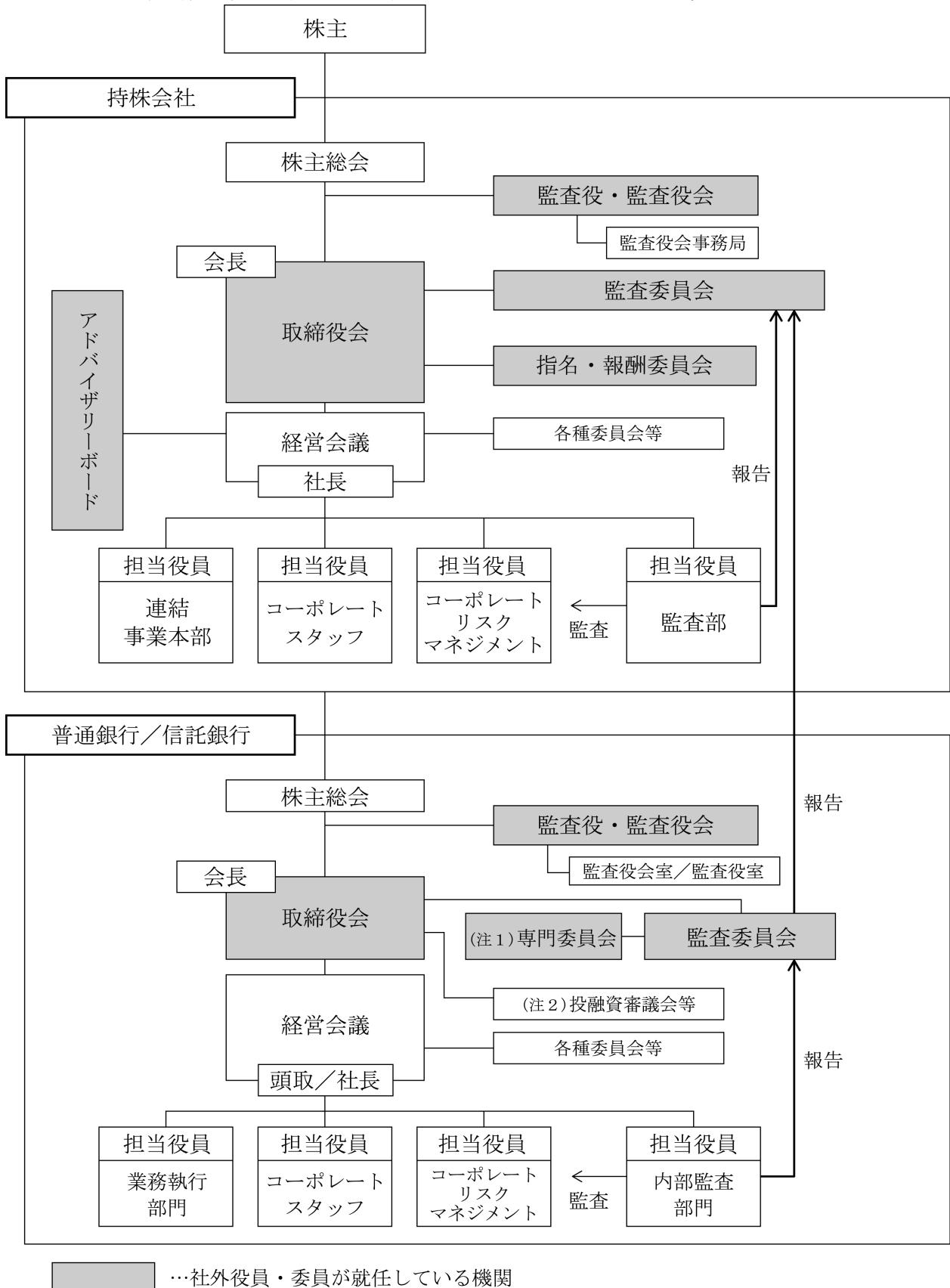
- (1) 下記の事項を監査役に報告する。
  - ① 取締役会および経営会議で決議または報告された事項
  - ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ③ 内部監査の実施状況およびその結果
  - ④ 重大な法令違反等
  - ⑤ グループ・コンプライアンス・ヘルplineおよび会計監査ホットラインの通報の状況および通報された事案の内容
  - ⑥ その他監査役が報告を求める事項

## 11. その他監査役の監査の実効性の確保のための体制

- (1) 代表取締役および内部監査担当部署は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- (2) 監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他の重要な委員会等にも出席できるものとする。
- (3) 役職員は、監査役からの調査またはヒアリング依頼に対し、協力するものとする。
- (4) その他、役職員は、監査役会規則及び監査役監査基準に定めのある事項を尊重する。

以上

業務執行・監査の仕組み、内部統制の仕組みの模式図は以下のとおりです。  
<持株会社・普通銀行・信託銀行のコーポレート・ガバナンス態勢>



…社外役員・委員が就任している機関

- (注1) 普通銀行の監査委員会にはコンプライアンス専門委員会並びに情報セキュリティ専門委員会を設置しています。  
(注2) 信託銀行の取締役会の傘下には投融資審議会等を設置しています。

(v) グループのガバナンス態勢

グループ・ガバナンス態勢を強化し、持株会社としての経営管理を的確に行うために、グループ横断的なリスク管理態勢、コンプライアンス態勢、並びに内部監査態勢を構築するとともに、傘下の普通銀行・信託銀行・証券会社に対しては、当社から取締役を派遣し、その業務執行を監督しております。

傘下の普通銀行・信託銀行・証券会社においても、社外取締役を任用し、取締役会の活性化と経営の透明性向上を図るとともに、それぞれ取締役会傘下の任意の委員会として監査委員会を設置しております。

各社の監査委員会は、当社同様、委員の過半数は社外取締役または法律及び会計分野における社外専門家により構成し、内部監査部門がその事務局となっております。

傘下各社においては、内部監査計画の基本方針や重大な内部監査結果などの重要事項は、内部監査部門から監査委員会に報告され、監査委員会での審議を経て取締役会に報告される仕組みとなっております。

(vi) 提出会社の企業統治に関する事項(社外取締役及び社外監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約(責任限定契約)の概要)

当社は、現行定款において、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(社外取締役の責任限定契約)

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金1千万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、損害賠償責任を負担するものとする。

(社外監査役の責任限定契約)

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金1千万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、損害賠償責任を負担するものとする。

(vii) 会社のコーポレート・ガバナンス充実に向けた取組みの最近の実施状況

平成21年度は、取締役会を21回開催し、当社の業務執行を決定いたしました。監査役会は17回開催し、監査方針及び監査計画を協議決定いたしました。また、各監査役は、監査方針及び監査計画に基づき、取締役会・経営会議・監査委員会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務の執行を監査いたしました。

取締役会傘下の委員会については、監査委員会を12回、指名・報酬委員会を8回開催し、取締役会に報告・提言を行いました。

経営会議の諮問機関であるアドバイザリーボードは4回開催いたしました。

また、当社はグループ全体でCSR(企業の社会的責任)活動に主体的に取り組んでいくため、グループの推進機関としてCSR委員会を設置、主要傘下会社にCSR推進部署を設けています。この体制のもと、「グループ経営理念」「グループ環境理念・方針」に沿い、各社がそれぞれの特徴を活かしたCSR活動を展開しております。

企業情報の開示については、証券取引所の規則に基づく適時開示の実施に加え、ホームページ等を通じて、適時適切な情報提供に取り組んでおります。

当社では、ご利用いただく皆さんにとって使い勝手の良いホームページを目指し、内容の見直し等を継続的に実施してまいりました。その結果、複数の外部評価機関より、4年連続で優良IRサイトとの高い評価を得ることができました。また、ディスクロージャー誌においては、読者の皆さんの視点に立って、より読みやすい内容・レイアウトを心がけた別冊版「MUF Gのある暮らし」を発行するなど、引き続き情報開示に積極的に取り組んでおります。

## ② 内部監査及び監査役監査の状況

### (i) 内部監査

当社では、内部監査の役割を「グループの健全かつ適切な業務運営を確保するための内部管理態勢の適切性・有効性を、業務部門から独立して評価・検証し、結果を経営陣に対し報告するとともに、必要に応じ問題点の改善・是正に関する提言を行うこと」としております。

内部監査の方針、職務上の権限と責任、実施と報告に係る基本事項は、取締役会が制定した規則に定められており、当社ではグループの内部監査部門を統括する部署として監査部を設置しています。監査部は21名(平成22年3月末現在)の当社専任スタッフのほか、子銀行監査部所属の兼任スタッフにより構成され、グループ全体の内部監査の企画・立案、子会社等の内部監査状況のモニタリング(監視)と指導・助言、子会社等の内部監査機能を通じて検証された内部管理態勢の有効性に関する情報収集、当社各部署に対する内部監査の実施等の機能を担っています。内部監査実施にあたっては、リスクの種類・程度に応じて監査資源の配分や検証の範囲・深度に濃淡をつけるリスクベースの監査手法を採用しています。

また、取締役会による業務の監視・監督機能を強化するとともに、内部監査の独立性を高める目的で、監査委員会が設置されておりますが、内部監査計画の基本方針や実施した内部監査結果などの重要事項は、監査部から監査委員会に報告され、監査委員会における審議を経て取締役会に報告される仕組みとなっております。

当社では、監査部と監査役、監査部と会計監査人との意見交換会を開催し、必要に応じて監査施策や実施した監査結果に係る情報を共有しております。また、監査役会と会計監査人との間では、日米それぞれの基準に基づく監査の中間及び最終結果の聴取を中心とした定例会議の開催により、緊密な連携を維持しております。また、内部監査、監査役監査及び会計監査と内部統制所管部署との関係は、監査部、監査役、会計監査人が内部統制所管部署に対して独立した立場で監査を実施し、内部統制所管部署はそれらの監査が効率的かつ適切に実施されるよう、協力する関係にあります。

## (ii) 監査役会及び監査役監査

監査役会は5名の監査役で構成しており、法令及び社則に則り設置しております。そのうち高須賀姫氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する卓越した識見を有することから社外監査役として選任しております。

監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、内部統制所管部署、監査部をはじめとする社内各部署及び監査法人並びに中核子会社常勤監査役との定期会議などによる業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務の執行を監査しております。なお、社外監査役も同様の方法で他の監査役と情報を共有して、独立した見地から監査を実施しております。

監査役会及び監査役は、監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。また、職務の一環として上述の監査委員会に特別委員として出席し、内部監査機能を含めた内部管理態勢全般を継続的に監視しております。

## ③ 社外取締役及び社外監査役

当社は、複数の社外取締役を任用した上で、社外取締役を委員長とする任意の委員会制度の導入等により、「社外の視点」を重視した、安定的で実効性の高いコーポレート・ガバナンス態勢を構築し、その一層の充実に努めています。

具体的には、取締役16名のうち3名を、意思決定の透明性確保と業務執行を担う取締役への監督・牽制を目的に、証券取引所が定める独立性の要件を満たした社外取締役としております。なお、社外取締役への各種情報提供等のサポートは、総務部が行っています。

また、監査役5名のうち過半数(3名)を証券取引所が定める独立性の要件を満たした社外監査役としております。社外監査役を含めた監査役への各種情報提供等のサポートは、監査役会の指揮の下、執行側から独立して監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局が行っています。

当社では内部統制所管部署の担当役員及び内部監査担当役員が、それぞれ当該業務の状況を定期的に取締役会、監査委員会に報告しております。

社外取締役及び社外監査役は、取締役会、監査委員会、指名・報酬委員会、監査役会等において、それぞれの経験・識見等に基づき、独立した観点から必要な発言を行っており、こうした質疑等を通じて、直接・間接的に内部監査、監査役監査、会計監査と連携して、内部統制所管部署の業務執行に対する監督や牽制機能を果たしております。

なお、社外監査役岡本園衛氏が代表取締役社長を務める日本生命保険相互会社は当社の発行済株式総数の2.39%(当事業年度末現在)を保有する株主であります。また、社外監査役高須賀姫氏は、当社子会社である株式会社三菱東京U F J銀行の社外監査役であります。その他の社外取締役及び社外監査役と、当社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。

④ 役員報酬の内容

(i) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				(名)
		年額報酬	ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等	役員賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	1,170	585	346	194	44	16
監査役 (社外監査役を除く)	100	56	26	—	17	3
社外役員	137	72	27	—	37	8

(注) 1 当社役員に対して当社及び連結子会社が支払った役員報酬の合計を記載しております。

(ii) 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名 (役員区分)	連結報酬等の総額	会社区分	連結報酬等の種類別の額				(名)
			年額報酬	ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等	役員賞与	退職慰労金	
玉越 良介 (取締役)	105	当社	54	32	18	—	—
畔柳 信雄 (取締役)	110	当社	28	17	9	—	—
		株式会社三菱東京UFJ銀行	28	17	9	—	—
永易 克典 (取締役)	111	当社	6	3	0	—	—
		株式会社三菱東京UFJ銀行	50	31	18	0	—

(注) 1 連結報酬等の総額が1億円以上であるものに限って記載しております。

(iii) 役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針は定めておりませんが、役員報酬体系の内容は以下の通りです。

(イ) 当社の取締役の報酬等は、株主総会において、年額報酬、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等及び役員賞与のそれぞれの総額を決定し、その範囲内において取締役会が指名・報酬委員会の審議の内容を踏まえ、個人別の報酬等の額を決定することとしております。

- 当社の取締役が受けける報酬等は、年額報酬、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等及び役員賞与の3種類に分けて支払うこととしております。
- 年額報酬は、固定報酬として、役位毎に業務執行の状況・貢献度等に応じて支払うこととしております。年額報酬は、毎月現金で支払っております。
- ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等は、株価上昇及び長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、役位毎に業務執行の状況・貢献度等に応じて支払うこととしております。また、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等は、新株予約権を年に1回付与することで支払い、その新株予約権は取締役の地位を喪失した日の翌日以降権利行使できる制度となっております。

- ・役員賞与は、業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、業績連動報酬として、業績及び取締役個人の職務遂行状況に応じて支払うこととしております。
- ・当社は、社外取締役及び社長を委員として構成する指名・報酬委員会を設けており、報酬等に関する、当社及び子会社の役員の報酬等に関する制度の設置・改廃並びにそれぞれの会長、副会長、社長及び頭取の報酬等を審議しております。

(ロ)当社の監査役の報酬等は、株主総会において、年額報酬、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の総額を決定し、その範囲内において監査役の協議により監査役が受ける個人別の報酬等の額を決定しております。

##### ⑤ 株式の保有状況

当社の保有する株式のうち、保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式は3銘柄、その貸借対照表計上額は906,980百万円であります。

最大保有会社である株式会社三菱東京UFJ銀行の保有する株式のうち、保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式は3,536銘柄、その貸借対照表計上額は3,786,393百万円であります。

株式会社三菱東京UFJ銀行の保有する、保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式(みなし保有株式及び非上場株式を除く)のうち、当事業年度の貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄は次のとおりであります。

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
トヨタ自動車株式会社	48,923,583	183,218	発行会社グループとの、総合的な取引の維持・拡大を図る為
本田技研工業株式会社	36,686,700	121,066	発行会社グループとの、総合的な取引の維持・拡大を図る為
東日本旅客鉄道株式会社	12,520,315	81,382	発行会社グループとの、総合的な取引の維持・拡大を図る為
三菱地所株式会社	45,028,360	68,893	発行会社グループとの、総合的な取引の維持・拡大を図る為
三菱商事株式会社	25,620,905	62,771	発行会社グループとの、総合的な取引の維持・拡大を図る為
CIMB Group Holdings Berhad	152,732,400	61,094	発行会社グループとの資本・業務提携関係の維持・拡大の為
BANCO BRADESCO S.A.	42,612,350	58,032	発行会社グループとの資本・業務提携関係の維持・拡大の為
株式会社リコー	35,943,512	52,477	発行会社グループとの、総合的な取引の維持・拡大を図る為
新日本製鐵株式会社	134,637,184	49,411	発行会社グループとの、総合的な取引の維持・拡大を図る為
シャープ株式会社	41,678,116	48,721	発行会社グループとの、総合的な取引の維持・拡大を図る為

保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

		当事業年度末			
		貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
当社	上場株式	—	—	—	—
	非上場株式	—	—	—	—
(株)三菱東京UFJ銀行	上場株式	—	—	—	—
	非上場株式	55,814	—	—	—

当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものは、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行とも該当ありません。

当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものは、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行とも該当ありません。

#### ⑥ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は小野行雄氏、小暮和敏氏、野中俊氏、百瀬和政氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士30名、会計士補等34名、その他17名であります。

#### ⑦ 定款で取締役の定数または取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件につき、会社法と異なる別段の定めをした場合の内容

当社の定款には、取締役の定数及び選任決議について、以下のとおり定めております。なお、解任決議につきましては別段の定めはございません。

##### 定款第30条(員数及び選任方法)

当会社の取締役は20名以内とし、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

- ⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合にはその事項及びその理由、取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合にはその事項及びその理由並びに株主総会の特別決議要件を変更した場合にはその内容及びその理由

(i) 当社は、以下の株主総会決議事項につき取締役会で決議することができる旨を定款に定めております。

- ・取締役及び監査役の責任免除(定款第35条及び第42条)

取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)が、期待される役割を十分に發揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任について、当該取締役及び監査役が善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することができることとしております。

- ・自己の株式の取得(定款第48条)

資本政策の機動性を確保するため、株主との合意による自己の株式の取得を取締役会決議により行うことできることとしております。

- ・中間配当金(定款第50条)

剰余金の配当を期末配当以外にも実施するため、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による金銭による剰余金の配当(当該金銭を中間配当金という。)を行うことができることとしております。

(ii) 株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、当社の定款に株主総会の特別決議要件に関する別段の定めを以下のとおり定めております。

#### 定款第26条第2項

会社法第309条第2項の定めによる決議及び会社法その他法令において同項の決議方法が準用される決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 定款第29条第3項

定款第26条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

- ⑨ 株式の種類による議決権の有無等の差異及び理由他

当社は種類株式発行会社であって、財務政策上の柔軟性を確保するために、普通株式及び複数の優先株式の発行を定款に定めております。単元株式数は、普通株式及び優先株式のそれぞれにつき100株であります。優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。ただし、優先株主は定款に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会で否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有します。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	673	37	613	2
連結子会社	3,689	383	3,587	71
計	4,362	420	4,200	73

② 【その他重要な報酬の内容】

当社及び一部の連結子会社では、当社の会計監査人と同一のネットワークに属している監査法人等に対して監査証明業務に基づく報酬及びそれ以外の業務に基づく報酬を支払っており、当連結会計年度において、その総額は1,500百万円であります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度においては、当社は会計監査人に対して、自己資本比率算定に係る内部管理体制に関する調査手続業務、及びシステム統合プロジェクト評価業務を委託しております。

当連結会計年度においては、自己資本比率算定に係る内部管理体制に関する調査手続業務を委託しております。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、会計監査人より監査の体制・手続き・日程等の監査計画、監査見積時間等の提示を受け、その妥当性を検証の上、監査役会の同意を得て決定しております。

## 第5 【経理の状況】

- 1 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しております。なお、前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき作成し、当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。
- 2 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という)に基づいて作成しております。  
なお、前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)は、改正前の財務諸表等規則に基づき作成し、当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- 3 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)及び前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)の連結財務諸表及び財務諸表については、監査法人トーマツの監査証明を受け、当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)及び当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)の連結財務諸表及び財務諸表については、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。  
なお、有限責任監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって監査法人トーマツから名称変更しております。
- 4 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構等に加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しており、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制の整備をしております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	※7 6,562,376	※7 7,495,050
コールローン及び買入手形	293,415	482,546
買現先勘定	※2 2,544,848	※2 3,559,309
債券貸借取引支払保証金	※2 6,797,026	※2 5,770,044
買入金銭債権	※7 3,394,519	※7 2,967,002
特定取引資産	※7 17,452,426	※7 16,448,683
金銭の信託	326,298	362,789
有価証券	※1, ※2, ※7, ※17 48,314,122	※1, ※2, ※7, ※17 63,964,461
投資損失引当金	△37,104	—
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 92,056,820	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 84,880,603
外国為替	※2 1,058,640	※2 1,051,325
その他資産	※7 7,795,056	※7 6,416,721
有形固定資産	※7, ※10, ※11 1,380,900	※10, ※11 1,357,449
建物	339,096	321,088
土地	※9 763,647	※9 747,095
リース資産	2,631	5,167
建設仮勘定	16,111	16,816
その他の有形固定資産	259,413	267,280
無形固定資産	※7 1,209,783	1,152,606
ソフトウエア	485,611	478,147
のれん	※14 570,664	※14 512,515
リース資産	181	1,215
その他の無形固定資産	153,326	160,728
繰延税金資産	1,235,139	646,495
支払承諾見返	9,534,900	8,889,771
貸倒引当金	※15 △1,185,266	※15 △1,337,922
<b>資産の部合計</b>	<b>198,733,906</b>	<b>204,106,939</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
預金	※7 120,149,591	※7 123,891,946
譲渡性預金	7,570,547	11,019,571
コールマネー及び売渡手形	※7 2,272,292	※7 1,907,366
売現先勘定	※7 11,926,997	※7 11,843,211
債券貸借取引受入担保金	※7 4,270,365	※7 3,632,170
コマーシャル・ペーパー	141,436	196,929
特定取引負債	※7 9,868,818	※7 9,894,186
借用金	※2, ※7, ※12 7,729,256	※2, ※7, ※12 6,235,917
外国為替	※2 804,425	※2 704,233
短期社債	323,959	480,545
社債	※7, ※13 6,485,158	※7, ※13 7,022,868
信託勘定借	1,798,223	1,559,765
その他負債	6,634,917	※7 4,933,405
賞与引当金	42,615	52,278
役員賞与引当金	150	751
退職給付引当金	94,623	61,821
役員退職慰労引当金	1,958	1,523
ポイント引当金	8,854	8,717
偶発損失引当金	277,608	239,224
特別法上の引当金	3,339	3,098
繰延税金負債	28,993	39,210
再評価に係る繰延税金負債	※9 194,228	※9 188,963
支払承諾	※7 9,534,900	※7 8,889,771
<b>負債の部合計</b>	<b>190,163,264</b>	<b>192,807,479</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	1,620,896	2,136,582
資本剰余金	1,898,031	2,423,322
利益剰余金	4,168,625	4,405,512
自己株式	△6,867	△6,633
<b>株主資本合計</b>	<b>7,680,685</b>	<b>8,958,783</b>
その他有価証券評価差額金	△776,397	403,490
繰延ヘッジ損益	111,001	92,402
土地再評価差額金	※9 142,502	※9 142,848
為替換算調整勘定	△302,352	△254,800
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額	△51,822	△36,930
評価・換算差額等合計	△877,067	347,011
新株予約権	4,650	6,451
少数株主持分	1,762,372	1,987,213
<b>純資産の部合計</b>	<b>8,570,641</b>	<b>11,299,459</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>198,733,906</b>	<b>204,106,939</b>

## ②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	5,677,460	5,040,282
資金運用収益	3,448,391	2,846,622
貸出金利息	2,204,409	1,885,962
有価証券利息配当金	677,776	613,087
コールローン利息及び買入手形利息	14,088	4,127
買現先利息	162,831	22,700
債券貸借取引受利息	28,002	8,822
預け金利息	110,814	26,469
その他の受利息	250,468	285,451
信託報酬	119,474	103,872
役務取引等収益	1,138,306	1,145,376
特定取引収益	253,056	259,770
その他業務収益	536,305	414,726
その他経常収益	※1 181,924	※1 269,913
経常費用	5,594,652	4,494,585
資金調達費用	1,473,042	669,612
預金利息	601,726	307,829
譲渡性預金利息	102,020	46,713
コールマネー利息及び売渡手形利息	25,406	6,559
売現先利息	249,366	46,308
債券貸借取引支払利息	23,169	5,366
コマーシャル・ペーパー利息	3,301	745
借用金利息	97,011	61,550
短期社債利息	4,416	1,411
社債利息	159,996	146,844
その他の支払利息	206,626	46,283
役務取引等費用	168,229	155,570
その他業務費用	581,921	344,951
営業経費	2,104,589	2,183,740
その他経常費用	1,266,869	1,140,710
貸倒引当金繰入額	192,281	360,388
その他の経常費用	※2 1,074,588	※2 780,321
経常利益	82,807	545,697

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
特別利益	159,070	133,950
固定資産処分益	13,347	8,535
償却債権取立益	38,267	65,048
金融商品取引責任準備金取崩額	1,304	241
子会社株式売却益	32,472	13,828
過年度損益修正益	※3 58,904	—
リース会計基準の適用に伴う影響額	※4 6,186	—
投資損失引当金戻入益	—	34,475
持分変動利益	—	11,821
その他の特別利益	8,587	—
特別損失	126,816	82,915
固定資産処分損	27,008	22,435
減損損失	15,842	17,813
子会社における構造改革損失引当金繰入額	6	—
システム統合に係る費用	83,958	—
のれん償却額	—	※5 27,918
事業構造改善費用	—	10,167
その他の特別損失	—	4,579
税金等調整前当期純利益	115,061	596,732
法人税、住民税及び事業税	85,808	101,063
法人税等還付税額	—	△19,099
法人税等調整額	216,131	68,995
法人税等合計	301,939	150,959
少数株主利益	70,073	57,038
当期純利益又は当期純損失(△)	△256,952	388,734

## ③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	1,383,052	1,620,896
当期変動額		
新株の発行	237,844	515,662
新株の発行（新株予約権の行使）	—	23
当期変動額合計	237,844	515,686
当期末残高	1,620,896	2,136,582
<b>資本剰余金</b>		
前期末残高	1,865,696	1,898,031
当期変動額		
新株の発行	239,579	525,375
新株の発行（新株予約権の行使）	—	23
自己株式の処分	△207,243	△29
持分法の適用範囲の変動	—	△78
当期変動額合計	32,335	525,290
当期末残高	1,898,031	2,423,322
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	4,592,960	4,168,625
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	△5,970	—
当期変動額		
剰余金の配当	△153,338	△149,660
当期純利益又は当期純損失（△）	△256,952	388,734
土地再評価差額金の取崩	1,026	△345
連結範囲の変動	1,938	—
持分法の適用範囲の変動	5,763	△1,840
持分法適用関連会社にかかる過年度剰余金修正	△16,802	—
当期変動額合計	△418,364	236,887
当期末残高	4,168,625	4,405,512
<b>自己株式</b>		
前期末残高	△726,001	△6,867
当期変動額		
自己株式の取得	△922	△1,124
自己株式の処分	720,055	1,358
当期変動額合計	719,133	234
当期末残高	△6,867	△6,633

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	7,115,707	7,680,685
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	△5,970	—
当期変動額		
新株の発行	477,423	1,041,037
新株の発行（新株予約権の行使）	—	47
剰余金の配当	△153,338	△149,660
当期純利益又は当期純損失（△）	△256,952	388,734
自己株式の取得	△922	△1,124
自己株式の処分	512,812	1,328
土地再評価差額金の取崩	1,026	△345
連結範囲の変動	1,938	—
持分法の適用範囲の変動	5,763	△1,919
持分法適用関連会社にかかる過年度剰余金 修正	△16,802	—
当期変動額合計	570,948	1,278,097
当期末残高	7,680,685	8,958,783
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	595,352	△776,397
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,371,749	1,179,887
当期変動額合計	△1,371,749	1,179,887
当期末残高	△776,397	403,490
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
前期末残高	79,043	111,001
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	31,958	△18,598
当期変動額合計	31,958	△18,598
当期末残高	111,001	92,402
<b>土地再評価差額金</b>		
前期末残高	143,292	142,502
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△789	346
当期変動額合計	△789	346
当期末残高	142,502	142,848
<b>為替換算調整勘定</b>		
前期末残高	△52,566	△302,352
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△249,786	47,552
当期変動額合計	△249,786	47,552
当期末残高	△302,352	△254,800

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額		
前期末残高	—	△51,822
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△51,822	14,891
当期変動額合計	△51,822	14,891
当期末残高	△51,822	△36,930
評価・換算差額等合計		
前期末残高	765,121	△877,067
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,642,189	1,224,079
当期変動額合計	△1,642,189	1,224,079
当期末残高	△877,067	347,011
新株予約権		
前期末残高	2,509	4,650
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,141	1,800
当期変動額合計	2,141	1,800
当期末残高	4,650	6,451
少数株主持分		
前期末残高	1,716,370	1,762,372
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	46,002	224,840
当期変動額合計	46,002	224,840
当期末残高	1,762,372	1,987,213
純資産合計		
前期末残高	9,599,708	8,570,641
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	△5,970	—
当期変動額		
新株の発行	477,423	1,041,037
新株の発行（新株予約権の行使）	—	47
剰余金の配当	△153,338	△149,660
当期純利益又は当期純損失（△）	△256,952	388,734
自己株式の取得	△922	△1,124
自己株式の処分	512,812	1,328
土地再評価差額金の取崩	1,026	△345
連結範囲の変動	1,938	—
持分法の適用範囲の変動	5,763	△1,919
持分法適用関連会社にかかる過年度剰余金修正	△16,802	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,594,045	1,450,720
当期変動額合計	△1,023,097	2,728,818
当期末残高	8,570,641	11,299,459

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	115,061	596,732
減価償却費	243,342	239,191
減損損失	15,842	17,813
のれん償却額	24,618	60,787
負ののれん償却額	△1,386	△3,071
持分法による投資損益（△は益）	38	△2,614
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△23,276	175,123
投資損失引当金の増減額（△は減少）	7,237	△34,506
賞与引当金の増減額（△は減少）	△5,739	10,135
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△278	599
退職給付引当金の増減額（△は減少）	27,761	△24,253
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△230	△162
ポイント引当金の増減額（△は減少）	775	△85
偶発損失引当金の増減額（△は減少）	△77,829	△38,352
構造改革損失引当金の増減額（△は減少）	△22,865	—
資金運用収益	△3,448,391	△2,846,622
資金調達費用	1,473,042	669,612
有価証券関係損益（△）	327,841	△82,368
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△1,446	3,737
為替差損益（△は益）	247,866	416,688
固定資産処分損益（△は益）	13,660	13,900
特定取引資産の純増（△）減	△3,457,877	1,305,643
特定取引負債の純増減（△）	996,467	△245,739
約定済未決済特定取引調整額	△287,703	107,896
貸出金の純増（△）減	△4,152,604	5,598,759
預金の純増減（△）	246,509	5,542,593
譲渡性預金の純増減（△）	360,423	3,460,182
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	2,721,483	△1,243,393
預け金（現金同等物を除く）の純増（△）減	3,389,142	△836,674
コールローン等の純増（△）減	3,880,764	△549,033
債券貸借取引支払保証金の純増（△）減	1,151,299	1,034,614
コールマネー等の純増減（△）	4,386,894	△735,070
コマーシャル・ペーパーの純増減（△）	△166,634	54,124
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	△1,392,369	△570,270
外国為替（資産）の純増（△）減	173,717	6,385
外国為替（負債）の純増減（△）	△164,405	△100,951
短期社債（負債）の純増減（△）	△105,240	156,585
普通社債発行及び償還による増減（△）	△227,605	372,531
信託勘定借の純増減（△）	335,401	△238,458
資金運用による収入	3,544,139	2,934,191
資金調達による支出	△1,506,951	△703,605
その他	△445,520	175,766

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
小計	8,194,974	14,698,363
法人税等の支払額	△69,164	△128,828
法人税等の還付額	—	31,532
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,125,809	14,601,067
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△115,545,508	△135,630,829
有価証券の売却による収入	75,981,958	74,477,318
有価証券の償還による収入	30,823,155	45,759,986
金銭の信託の増加による支出	△297,208	△942,373
金銭の信託の減少による収入	362,057	948,040
有形固定資産の取得による支出	△152,685	△107,869
無形固定資産の取得による支出	△344,540	△176,498
有形固定資産の売却による収入	60,426	18,616
無形固定資産の売却による収入	191,970	1,394
事業譲受による支出	—	△4,267
子会社株式の取得による支出	△389,513	△2,509
子会社株式の売却による収入	84,995	33,270
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による 収入	758	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による 支出	※2 △100,094	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による 収入	10,874	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による 支出	—	△10
その他	△266	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,313,619	△15,625,731
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	193,050	78,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△404,500	△315,500
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行によ る収入	917,900	577,182
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還によ る支出	△307,752	△285,399
株式の発行による収入	671,595	1,041,037
少数株主からの払込みによる収入	320,610	370,055
優先株式等の償還等による支出	△91,030	△135,000
リース債務の返済による支出	△358	—
配当金の支払額	△153,245	△149,406
少数株主への配当金の支払額	△69,137	△77,942
少数株主への払戻による支出	△135	△217
自己株式の取得による支出	△328	△245
自己株式の売却による収入	123,418	978
子会社の自己株式の取得による支出	△7,714	△1,288
子会社の自己株式の処分による収入	14	80
その他	0	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,192,387	1,102,334
現金及び現金同等物に係る換算差額	△194,549	20,015
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△189,972	97,686

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
現金及び現金同等物の期首残高	4,222,222	4,032,013
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△236	△19,418
現金及び現金同等物の期末残高	※1 4,032,013	※1 4,110,281

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 256社</p> <p>主要な会社名</p> <p>株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ証券株式会社 株式会社泉州銀行 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 カブドットコム証券株式会社 三菱UFJメリルリンチPB証券 株式会社 三菱UFJニコス株式会社 アコム株式会社 株式会社日本ビジネスリース 三菱UFJファクター株式会社 三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティング株式会社 エム・ユー・フロンティア債権 回収株式会社 三菱UFJキャピタル株式会社 国際投信投資顧問株式会社 三菱UFJ投信株式会社 エム・ユー投資顧問株式会社 三菱UFJ不動産販売株式会社 UnionBanCal Corporation Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd. Mitsubishi UFJ Trust &amp; Banking Corporation (U.S.A.) Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. PT. Bank Nusantara Parahyangan, Tbk. Mitsubishi UFJ Securities International plc Mitsubishi UFJ Securities (USA), Inc. Mitsubishi UFJ Trust International Limited Mitsubishi UFJ Securities (HK) Holdings, Limited BTMU Capital Corporation BTMU Leasing &amp; Finance, Inc. PT U Finance Indonesia PT. BTMU-BRI Finance なお、アコム株式会社他28社は、 関連会社からの異動、新規設立等に より、当連結会計年度より連結の範 囲に含めております。 また、Tokai Finance (Curacao) N.V.他14社は、清算、合併等により 子会社でなくなったため、当連結会 計年度より連結の範囲から除いてお ります。</p>	<p>(1) 連結子会社 236社</p> <p>主要な会社名</p> <p>株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ証券株式会社 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 カブドットコム証券株式会社 三菱UFJメリルリンチPB証券 株式会社 三菱UFJニコス株式会社 アコム株式会社 株式会社日本ビジネスリース 三菱UFJファクター株式会社 三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティング株式会社 エム・ユー・フロンティア債権 回収株式会社 三菱UFJキャピタル株式会社 国際投信投資顧問株式会社 三菱UFJ投信株式会社 エム・ユー投資顧問株式会社 三菱UFJ不動産販売株式会社 UnionBanCal Corporation Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd. Mitsubishi UFJ Trust &amp; Banking Corporation (U.S.A.) Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. PT. Bank Nusantara Parahyangan, Tbk. Mitsubishi UFJ Securities International plc Mitsubishi UFJ Securities (USA), Inc. Mitsubishi UFJ Trust International Limited Mitsubishi UFJ Securities (HK) Holdings, Limited BTMU Capital Corporation BTMU Leasing &amp; Finance, Inc. PT U Finance Indonesia PT. BTMU-BRI Finance なお、MUFG Capital Finance 9 Limited他3社は、新規設立によ り、当連結会計年度より連結の範 囲に含めております。 また、株式会社泉州銀行他23社 は、株式移転に伴う議決権の所有割 合の低下等により、当連結会計年度 より連結の範囲から除いておりま す。 三菱UFJ証券株式会社は、平成</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権) の過半数を自己の計算において所有 しているにもかかわらず子会社とし なかつた当該他の会社等の名称 株式会社ハイジア (子会社としなかつた理由) 土地信託事業において受益者の ために信託建物を管理する目的で 設立された管理会社であり、傘下 に入れる目的で設立されたもので はないことから、子会社として取 り扱つておりません。 ティ・エイチ・シー・エー・ピー 投資事業有限責任組合 投資事業有限責任組合 しょうなん産学連携事業化 支援ファンド 投資事業有限責任組合 ぐんまチャレンジファンド 株式会社フーズネット ヤマガタ食品株式会社 株式会社グリーン・ベル 株式会社パトライト ベスタ・フーズ株式会社 ドリームインフィニティ 株式会社 日本コンピュータシステム 株式会社 (子会社としなかつた理由) ベンチャーキャピタル事業を営 む連結子会社が、主たる営業とし て組合の管理業務に準ずる業務を行 うために無限責任組合員の地位を 有するものであること、あるいは投 資育成目的等による株式の所 有であつて、傘下に入れる目的で はないことから、子会社として取 り扱つておりません。</p>	<p>22年4月1日付で会社名を三菱UF J証券ホールディングス株式会社に 変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 MU Japan Fund PLC 非連結子会社は、その資産、経常 収益、当期純損益(持分に見合う額) 及び利益剰余金(持分に見合う額)等 からみて、連結の範囲から除いても 企業集団の財政状態及び経営成績に 関する合理的な判断を妨げない程度 に重要性が乏しいため、連結の範囲 から除いております。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権) の過半数を自己の計算において所有 しているにもかかわらず子会社とし なかつた当該他の会社等の名称 株式会社ハイジア (子会社としなかつた理由) 土地信託事業において受益者の ために信託建物を管理する目的で 設立された管理会社であり、傘下 に入れる目的で設立されたもので はないことから、子会社として取 り扱つておりません。 ティ・エイチ・シー・エー・ピー 投資事業有限責任組合 投資事業有限責任組合 しょうなん産学連携事業化 支援ファンド 投資事業有限責任組合 ぐんまチャレンジファンド 株式会社フーズネット ヤマガタ食品株式会社 株式会社グリーン・ベル 株式会社パトライト ベスタ・フーズ株式会社 ドリームインフィニティ 株式会社 日本コンピュータシステム 株式会社 (子会社としなかつた理由) ベンチャーキャピタル事業を営 む連結子会社が、主たる営業とし て組合の管理業務に準ずる業務を行 うために無限責任組合員の地位を 有するものであること、あるいは投 資育成や事業再生を図りキャ ピタルゲイン獲得を目的等とする 営業取引として株式等を所有して いるのであって、傘下に入れる目 的ではないことから、子会社とし て取り扱つておりません。</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(4) 開示対象特別目的会社に関する事項</p> <p>① 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、融資債権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社(主にケイマンに設立された会社)を利用してあります。当該流動化においては、三菱UFJニコスは、まず融資債権に対してそれぞれ信託資産の設定を行ったのち優先部分と劣後部分等の異なる受益権に分割します。その後、優先受益権のみを特別目的会社に譲渡し、譲渡した優先受益権を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入を行い、調達した資金を売却代金として三菱UFJニコスは受領します。</p> <p>さらに、三菱UFJニコスは、特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、信託資産における劣後受益権等及び優先受益権の売却代金の一部を留保しています。このため、当該信託資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、適正に貸倒引当金が設定されております。</p> <p>流動化の結果、平成21年3月末において、三菱UFJニコスと取引残高のある特別目的会社は2社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は1,026百万円、負債総額(単純合算)は961百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社及び当社の連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p>	<p>(4) 開示対象特別目的会社に関する事項</p> <p>国内信託銀行連結子会社は、保有する金融資産の流動化を目的として、開示対象特別目的会社(1社)を利用してますが、重要性が乏しいため、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額等の記載を省略しております。</p>

	<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p> <p>② 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2">主な取引の 金額又は当 連結会計年 度末残高</th><th colspan="2">主な損益</th></tr> <tr> <th>(項目)</th><th>(金額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡した優先 受益権</td><td>—</td><td>売却益</td><td>—</td></tr> <tr> <td>営業貸付金</td><td>—</td><td>分配益</td><td>—</td></tr> <tr> <td>残存売却代金 残高(未収入 金)</td><td>19</td><td>回収サービス 業務収益</td><td>—</td></tr> <tr> <td>回収サービス 業務取引高</td><td>958</td><td></td><td>958</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 劣後受益権等に係る分配益(10,536 百万円)は、「資金運用収益」に計 上されております。 2 回収サービス業務収益は、「資金運 用収益」に計上されております。</p>		主な取引の 金額又は当 連結会計年 度末残高	主な損益		(項目)	(金額)	譲渡した優先 受益権	—	売却益	—	営業貸付金	—	分配益	—	残存売却代金 残高(未収入 金)	19	回収サービス 業務収益	—	回収サービス 業務取引高	958		958	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
	主な取引の 金額又は当 連結会計年 度末残高			主な損益																				
		(項目)	(金額)																					
譲渡した優先 受益権	—	売却益	—																					
営業貸付金	—	分配益	—																					
残存売却代金 残高(未収入 金)	19	回収サービス 業務収益	—																					
回収サービス 業務取引高	958		958																					
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 59社 主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社岐阜銀行 株式会社じぶん銀行 三菱UFJリース株式会社 東銀リース株式会社 株式会社モビット 株式会社ジャックス 株式会社ジャルカード 三菱総研DCS株式会社 Dah Sing Financial Holdings Limited Kim Eng Holdings Limited</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 1社 MU Japan Fund PLC なお、MU Japan Fund PLCは、関 連会社からの異動により、当連結会 計年度より持分法適用の非連結子会 社としております。 株式会社池田泉州ホールディング ス他30社は、株式会社池田銀行と株 式会社泉州銀行の共同株式移転によ る新規設立等により、当連結会計年 度より持分法を適用しております。 その後、株式会社池田泉州ホール ディングス他1社は、株式売却に伴 う議決権の所有割合の低下等により 関連会社へ異動したため、当連結会 計年度より持分法適用の非連結子会 社から除いております。 また、株式会社池田銀行他28社 は、株式会社池田泉州ホールディン グスの関連会社化に伴う議決権の所 有割合の低下により子会社でなくな ったため、当連結会計年度より持分 法の対象から除いております。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 62社 主要な会社名 株式会社池田泉州ホールディング ス 株式会社中京銀行 株式会社じぶん銀行 三菱UFJリース株式会社 東銀リース株式会社 株式会社モビット 株式会社ジャックス 株式会社ジャルカード 三菱総研DCS株式会社 Dah Sing Financial Holdings Limited</p>																						

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>なお、株式会社ジャルカード他21社は、株式取得、新規設立等により、当連結会計年度より持分法を適用しております。</p> <p>また、アコム株式会社他5社は、子会社への異動等により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法の対象から除いております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited</p> <p>持分法非適用の関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(5) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディス 株式会社京都コンステラ・テクノロジーズ 株式会社パスト 株式会社シフラ ファルマフロンティア株式会社 株式会社スーパーインデックス 株式会社Spring 株式会社ストリートデザイン マーズ株式会社 株式会社コンバージョン 日本スーパーマップ株式会社 NBA株式会社 株式会社two-five 株式会社NSCore 株式会社医療情報総合研究所</p>	<p>Aberdeen Asset Management PLC Kim Eng Holdings Limited なお、Aberdeen Asset Management PLC他6社は、株式取得等により、当連結会計年度より持分法を適用しております。</p> <p>株式会社池田泉州ホールディングス他1社は、株式売却に伴う議決権の所有割合の低下等により子会社から異動したため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社としております。</p> <p>また、株式会社岐阜銀行他4社は、議決権の所有割合の低下等により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法の対象から除いております。</p> <p>MU Japan Fund PLCは、子会社への異動により、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除いております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 SCB Leasing Public Company Limited</p> <p>持分法非適用の関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(5) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディス 株式会社京都コンステラ・テクノロジーズ 株式会社シフラ 株式会社パスト ファルマフロンティア株式会社 株式会社スーパーインデックス 株式会社Spring 株式会社ストリートデザイン マーズ株式会社 株式会社レボ・トレーディング 株式会社ファーストロジック 日本スーパーマップ株式会社 アキュメンバイオファーマ 株式会社 株式会社two-five</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																		
	<p>Centillion II Venture Capital Corporation (関連会社としなかった理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p> <p>株式会社両国シティコア (関連会社としなかった理由)</p> <p>土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>	<p>株式会社医療情報総合研究所 株式会社N S C o r e Beaunet Corporation Limited Centillion II Venture Capital Corporation (関連会社としなかった理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているのであって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p> <p>株式会社両国シティコア (関連会社としなかった理由)</p> <p>土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>																																		
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tbody> <tr><td>5月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>139社</td></tr> <tr><td>1月24日</td><td>22社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>86社</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 5月末日を決算日とする連結子会社2社は、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>6月末日を決算日とする連結子会社は、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>8月末日を決算日とする連結子会社は、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>10月末日を決算日とする連結子会社は、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>また、その他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	5月末日	2社	6月末日	1社	8月末日	1社	10月末日	1社	12月末日	139社	1月24日	22社	1月末日	1社	2月末日	3社	3月末日	86社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tbody> <tr><td>6月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>131社</td></tr> <tr><td>1月24日</td><td>24社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>74社</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 6月末日を決算日とする連結子会社は、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>8月末日を決算日とする連結子会社は、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>10月末日を決算日とする連結子会社は、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>また、その他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	6月末日	1社	8月末日	1社	10月末日	1社	12月末日	131社	1月24日	24社	1月末日	1社	2月末日	3社	3月末日	74社
5月末日	2社																																			
6月末日	1社																																			
8月末日	1社																																			
10月末日	1社																																			
12月末日	139社																																			
1月24日	22社																																			
1月末日	1社																																			
2月末日	3社																																			
3月末日	86社																																			
6月末日	1社																																			
8月末日	1社																																			
10月末日	1社																																			
12月末日	131社																																			
1月24日	24社																																			
1月末日	1社																																			
2月末日	3社																																			
3月末日	74社																																			

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っておりましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日企業会計基準委員会。以下「実務対応報告第25号」という)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が92,364百万円増加、「繰延税金資産」が31,267百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が61,097百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。</p> <p>また、国内銀行連結子会社において満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の一部については、市場価格に準ずるものとして外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)から入手する価格により評価を行っておりましたが、当連結会計年度より評価の精度を高めるため、自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。</p> <p>この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、「買入金銭債権」が317,618百万円増加、「有価証券」が5,559百万円増加、「繰延税金資産」が44,987百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が147,019百万円増加し、「その他業務費用」が131,171百万円減少、「経常利益」及び「税金等調整前当期純利益」が同額増加しております。</p>	

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)								
	<p>企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者より入手した価格の双方を勘案して算出しております。</p> <p>なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。</p> <p>(B) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法によっております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>									
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>								
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 (リース資産を除く)</p> <p>当社、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>15年～50年</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	建物	15年～50年	動産	2年～20年	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 (リース資産を除く)</p> <p>当社、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>15年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	建物	15年～50年	その他	2年～20年
建物	15年～50年									
動産	2年～20年									
建物	15年～50年									
その他	2年～20年									

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>② 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として3年から10年）に対応して定額法により償却しております。</p> <p>③ リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>② 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として3年から10年）に対応して定額法により償却しております。</p> <p>③ リース資産</p> <p>同左</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>なお、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>また、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乘じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は980,079百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>「念先」という)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乘じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は981,866百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左
	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(9) 役員賞与引当金の計上基準 同左
	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 (A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理 (B) 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理	(10) 退職給付引当金の計上基準 同左  (A) 過去勤務債務 同左  (B) 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理 (会計方針の変更) 当連結会計年度末から企業会計基準第19号「「退職給付に係る会計基準」」の一部改正(その3)」 (平成20年7月31日 企業会計基準委員会)を適用しております。 これによる未認識数理計算上の差異に与える影響は軽微であります。なお、未認識数理計算上の差異は発生の翌連結会計年度から費用処理することとしているため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(12) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認める額を計上しております。</p> <p>(13) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関する偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。偶発損失引当金には、将来の利息返還の請求に備えるために過去の返還実績及び最近の返還状況等を勘案して見積もった必要額を含んでおります。</p> <p>(14) 構造改革損失引当金の計上基準 構造改革損失引当金は、連結子会社における業務構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失見積額を計上しております。</p> <p>(15) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金3,339百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関する事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(16) 外貨建資産・負債の換算基準 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、当社の連結子会社が、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(12) ポイント引当金の計上基準 同左</p> <p>(13) 偶発損失引当金の計上基準 同左</p> <p>――</p> <p>(14) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金3,098百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関する事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(15) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(17) リース取引の処理方法 (借手側)</p> <p>国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せずに、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会。以下「企業会計基準第13号」という)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会。以下「企業会計基準適用指針第16号」という)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。</p>	<p>(16) リース取引の処理方法 (借手側)</p> <p>国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せずに、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(借手側)</p> <p>この変更による連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(貸手側)</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「経常収益」は114,746百万円減少し、うち「資金運用収益」が8,949百万円増加、「その他経常収益」が123,696百万円減少しております。「経常費用」は114,996百万円減少し、うち「その他の経常費用」が111,450百万円減少しております。「経常利益」は250百万円増加、「特別利益」は6,186百万円増加、「税金等調整前当期純利益」は6,436百万円増加しております。</p>	

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(18)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>	<p>(17)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は13,512百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は22,597百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジを行っており、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は5,733百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は7,138百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジを行っており、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(ハ)連結会社間取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当連結会計年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>	<p>(ハ)連結会社間取引等</p> <p>同左</p>
	<p>(19)消費税等の会計処理</p> <p>当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。</p>	<p>(18)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
	<p>(20)手形割引及び再割引の会計処理</p> <p>手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。</p>	<p>(19)手形割引及び再割引の会計処理</p> <p>同左</p>
	<p>(21)在外子会社の会計処理基準</p> <p>在外子会社の財務諸表は、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続上利用しております。</p> <p>なお、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、主として米国会計基準に準拠して修正しております。</p> <p>また、連結決算上必要な修正を実施しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>①実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」</p> <p>実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年5月17日 企業会計基準委員会。以下「実務対応報告第18号」という)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。</p>	<p>(20)在外子会社の会計処理基準</p> <p>在外子会社の財務諸表は、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続上利用しております。</p> <p>なお、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、主として米国会計基準に準拠して修正しております。</p> <p>また、連結決算上必要な修正を実施しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「経常利益」及び「税金等調整前当期純利益」が、それぞれ1,971百万円減少しております。</p> <p>②国際会計基準第39号「金融商品：認識と測定」</p> <p>国際会計基準第39号「金融商品：認識と測定」(平成20年10月13日改正 国際会計基準審議会。以下、「IAS第39号」という)が改正され、平成20年7月1日より適用されることになったことに伴い、一部の12月決算在外子会社において平成20年7月1日に遡って適用し、従来、「売買目的有価証券」に区分していた一部の債券を「満期保有目的の債券」及び「その他有価証券」の区分に変更しております。</p> <p>なお、この変更に伴い、従来のIAS第39号によった場合と比較して、「経常利益」及び「税金等調整前当期純利益」は、それぞれ29,093百万円増加しております。</p> <p>区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「6 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>米国会計基準適用子会社の財務諸表において、米国財務会計基準審議会基準書第158号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理—米国財務会計基準審議会基準書第87号、第88号、第106号及び第132号(改訂版)の改訂」(以下、「米国財務会計基準審議会基準書第158号」という)に基づき計上される「退職給付費用として未認識の数理計算上の差異等」については、従来、純資産の部から控除し、「その他資産」及び「退職給付引当金」を加減しておりましたが、当連結会計年度より税効果相当額及び少数株主持分相当額控除後の金額を「米国会計基準適用子会社における年金債務調整額」として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」が430百万円減少、「退職給付引当金」が97,403百万円増加、「繰延税金負債」が39,641百万円減少、「少数株主持分」が6,311百万円減少しております。</p>	

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
		<p>(追加情報)</p> <p>一部の12月決算在外子会社において、米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」に従い、平成21年2月28日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。</p> <p>この変更は、満期まで保有する能力と意思があることから、「満期保有目的の債券」に区分することがより適切であると判断したため、行ったものであります。</p> <p>これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「買入金銭債権」は21,177百万円減少、「繰延税金資産」は8,259百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は12,917百万円減少しております。</p> <p>なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「5 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	三菱UFJ証券株式会社、カブドットコム証券株式会社、三菱UFJニコス株式会社、アコム株式会社及びUnionBanCal Corporationに係るのれん及び負ののれん、株式会社ジャックス及び株式会社ジャルカードに係るのれん相当額及び負ののれん相当額の償却については、主として発生年度以降20年間で均等償却しております。その他の金額に重要性が乏しいのれん及び負ののれん、並びにのれん相当額及び負ののれん相当額については、発生年度に全額償却しております。	三菱UFJ証券株式会社、カブドットコム証券株式会社、三菱UFJニコス株式会社及びUnionBanCal Corporationに係るのれん及び負ののれん、株式会社ジャックス、株式会社ジャルカード、株式会社池田泉州ホールディングス及びAberdeen Asset Management PLCに係るのれん相当額及び負ののれん相当額の償却については、主として発生年度以降20年間で均等償却しております。その他の金額に重要性が乏しいのれん及び負ののれん、並びにのれん相当額及び負ののれん相当額については、発生年度に全額償却しております。
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものであります。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(マスター・ネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示)  従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスター・ネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当連結会計年度より、これらの金融資産及び金融負債を総額で表示する方法に変更しております。 これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・金融負債のみを相殺表示する合理性が薄れています、原則通り総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。 この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、連結貸借対照表については、「特定取引資産」が5,920,325百万円増加、「特定取引負債」が6,044,534百万円増加、「その他資産」が1,550,996百万円増加、「その他負債」が1,426,787百万円増加しております。また、連結キャッシュ・フロー計算書については、営業活動によるキャッシュ・フローの「特定取引資産の純増（△）減」が1,866,660百万円減少、「特定取引負債の純増減（△）」が1,954,111百万円増加、「その他」が87,451百万円減少しております。	
(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い)  実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（平成20年12月5日 企業会計基準委員会。以下「実務対応報告第26号」という）が公表されたことに伴い、国内銀行連結子会社において当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、平成21年1月30日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「買入金銭債権」は9,046百万円増加、「繰延税金資産」は19,884百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は10,837百万円減少しております。 なお、区分変更した債券の概要等については、「（有価証券関係）」の「6 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。	
	(金融商品に関する会計基準)  当連結会計年度末から企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（平成20年3月10日 企業会計基準委員会）を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有価証券」は5,849百万円増加、「投資損失引当金」は34,661百万円減少、「繰延税金資産」は6,267百万円減少、「繰延税金負債」は308百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は9,559百万円増加し、「経常利益」は7,875百万円減少、「税金等調整前当期純利益」は24,423百万円増加しております。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(連結貸借対照表関係)  「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年7月11日 内閣府令第44号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行われ、平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係る書類について適用されることになったことに伴い、リース債権及びリース投資資産は、「その他資産」に含めて表示しております。この変更により、従来、「貸出金」に含めて表示していた海外のリース業を営む子会社のファイナンス・リース取引に係る債権及び、「その他の有形固定資産」又は「その他の無形固定資産」に含めて表示していたリース投資資産は、当連結会計年度より、「その他資産」に含めて表示しております。  なお、前連結会計年度末の「貸出金」に含まれる「その他資産」の金額は288,067百万円、「その他の有形固定資産」に含まれる「その他資産」の金額は12,411百万円、「その他の無形固定資産」に含まれる「その他資産」の金額は283百万円であります。	
(連結損益計算書関係)  「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度から区分して表示しております。  なお、前連結会計年度の「法人税、住民税及び事業税」に含まれる「法人税等還付税額」は2,758百万円であります。	(連結損益計算書関係)  「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度から区分して表示しております。
(連結キャッシュ・フロー計算書関係)  「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含めて表示しておりました「法人税等の還付額」は、連結損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」を区分して表示したことに合わせて、当連結会計年度から区分して表示しております。  なお、前連結会計年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含まれる「法人税等の還付額」は31,890百万円であります。	(連結キャッシュ・フロー計算書関係)  「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含めて表示しておりました「法人税等の還付額」は、連結損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」を区分して表示したことに合わせて、当連結会計年度から区分して表示しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式192,702百万円及び出資金2,722百万円を含んでおります。</p> <p>なお、上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額は9,160百万円であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式301,792百万円及び出資金21,580百万円を含んでおります。</p> <p>なお、上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額は9,649百万円であります。</p>
<p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に35百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は4,501,727百万円、再貸付に供している有価証券は617,411百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは13,357,629百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は821,028百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は22,802百万円であります。</p>	<p>※2 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は4,910,187百万円、再貸付に供している有価証券は332,358百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは11,437,867百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は802,656百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は15,405百万円であります。</p>
<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は147,810百万円、延滞債権額は950,262百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は113,104百万円、延滞債権額は1,212,609百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は25,421百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は29,175百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は406,292百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は411,137百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,529,787百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,766,026百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産	※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産
現金預け金 1,807百万円 特定取引資産 780,740百万円 有価証券 2,898,317百万円 貸出金 2,576,819百万円 その他資産 403百万円 有形固定資産 604百万円 無形固定資産 654百万円	現金預け金 2,162百万円 特定取引資産 1,203,733百万円 有価証券 2,287,763百万円 貸出金 798,554百万円 その他資産 71,729百万円
担保資産に対応する債務	担保資産に対応する債務
預金 445,370百万円 コールマネー及び売渡手形 565,000百万円 特定取引負債 88,680百万円 借用金 4,479,119百万円 社債 25,823百万円 支払承諾 1,124百万円	預金 408,098百万円 コールマネー及び売渡手形 540,000百万円 特定取引負債 48,902百万円 借用金 3,127,284百万円 社債 63,704百万円 その他負債 56,162百万円 支払承諾 985百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金39,022百万円、買入金銭債権765,299百万円、特定取引資産339,393百万円、有価証券10,006,346百万円、貸出金7,976,256百万円及びその他資産4,551百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は6,172,468百万円、有価証券は6,898,165百万円であり、対応する売現先勘定は9,239,668百万円、債券貸借取引受入担保金は3,599,956百万円であります。	上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金12,625百万円、買入金銭債権155,200百万円、特定取引資産292,298百万円、有価証券6,706,223百万円及び貸出金8,812,751百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は4,024,825百万円、有価証券は9,087,877百万円であり、対応する売現先勘定は8,377,917百万円、債券貸借取引受入担保金は2,729,833百万円であります。

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライセンス契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は67,679,162百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額に、持分法適用関連会社の純資産の部に計上された土地再評価差額金のうち親会社持分相当額を加えた金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日</p> <p>国内銀行連結子会社 平成10年3月31日</p> <p>国内信託銀行連結子会社 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>なお、一部の持分法適用関連会社は、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライセンス契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は68,610,083百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額に、持分法適用関連会社の純資産の部に計上された土地再評価差額金のうち親会社持分相当額を加えた金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日</p> <p>国内銀行連結子会社 平成10年3月31日</p> <p>国内信託銀行連結子会社 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p>55,464百万円</p> <p>なお、一部の持分法適用関連会社は、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。</p>

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,090,331百万円	※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,092,746百万円
※11 有形固定資産の圧縮記帳額 89,825百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一千万円)	※11 有形固定資産の圧縮記帳額 88,400百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一千万円)
※12 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位 である旨の特約が付された劣後特約付借入金 989,300百万円が含まれております。	※12 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位 である旨の特約が付された劣後特約付借入金 743,800百万円が含まれております。
※13 社債には、劣後特約付社債3,615,686百万円が含 まれております。	※13 社債には、劣後特約付社債3,814,187百万円が含 まれております。
※14 のれん及び負ののれんは相殺し、のれんに含めて 表示しております。なお、相殺前の金額は次のとお りであります。 のれん 601,301百万円 負ののれん 30,637百万円 純額 570,664百万円	※14 のれん及び負ののれんは相殺し、のれんに含めて 表示しております。なお、相殺前の金額は次のとお りであります。 のれん 541,562百万円 負ののれん 29,046百万円 純額 512,515百万円
※15 貸倒引当金には、利息返還請求に関する損失見積 額のうち、貸出金及びその他資産の充当に係る額 133,266百万円が含まれております。	※15 貸倒引当金には、利息返還請求に関する損失見積 額のうち、貸出金及びその他資産の充当に係る額 122,431百万円が含まれております。
16 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契 約のある信託の元本金額は、金銭信託1,147,334百 万円、貸付信託122,073百万円であります。	16 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契 約のある信託の元本金額は、金銭信託1,086,286百 万円、貸付信託41,774百万円であります。
※17 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融 商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証 債務の額は2,874,625百万円であります。	※17 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融 商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証 債務の額は2,552,623百万円であります。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 「その他経常収益」には、株式等売却益106,275百万円を含んでおります。	※1 「その他経常収益」には、株式等売却益179,331百万円を含んでおります。
※2 「その他の経常費用」には、株式等償却479,583百万円及び貸出金償却411,276百万円を含んでおります。	※2 「その他の経常費用」には、貸出金償却439,113百万円を含んでおります。
※3 「過年度損益修正益」は、平成17年10月1日に株式会社U F J ホールディングスと合併した際に受入れた有価証券の減損処理に際し、連結会社における取得原価と連結財務諸表上の取得原価との差額に起因する連結修正を要する額43,215百万円、及び外貨建有価証券に対する為替変動リスク・ヘッジ取引に係る修正額15,689百万円であります。	————
※4 「リース会計基準の適用に伴う影響額」は、リース業を主たる事業として営む連結子会社が貸手としてのリース取引の処理方法を変更したことに伴う影響額であります。	————
	※5 「のれん償却額」は、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(平成10年5月12日 日本公認会計士協会)第32項の規定に基づきのれんを償却したものであります。

## (連結株主資本等変動計算書関係)

## I 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,861,643	786,716	—	11,648,360	注1
第一回第三種 優先株式	100,000	—	—	100,000	
第1回第五種 優先株式	—	156,000	—	156,000	注2
第八種優先株式	17,700	—	17,700	—	注3
第十一種優先株式	1	—	—	1	
第十二種優先株式	33,700	—	33,700	—	注4
合計	11,013,044	942,716	51,400	11,904,361	
自己株式					
普通株式	504,262	4,743	499,844	9,161	注5
第八種優先株式	—	17,700	17,700	—	注6
第十二種優先株式	—	33,700	33,700	—	注7
合計	504,262	56,143	551,244	9,161	

- (注) 1 普通株式数の増加786,716千株は、第八種優先株式を一斉取得し交付したもの、第十二種優先株式の取得請求を受け交付したもの及び公募増資並びに第三者割当増資により発行したものであります。
- 2 第1回第五種優先株式の増加156,000千株は、第三者割当により発行したものであります。
- 3 第八種優先株式の減少17,700千株は、取得請求期限到来に伴い一斉取得した当該優先株式を消却したことによるものであります。
- 4 第十二種優先株式の減少33,700千株は、取得請求を受けた当該優先株式を消却したことによるものであります。
- 5 普通株式の自己株式の増加4,743千株は、単元未満株及びその他の買取請求に応じて取得したもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式の減少499,844千株は、単元未満株の買増請求に応じて売却したもの、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使、株式交換、自己株式の売出しに伴い交付したもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります。
- 6 第八種優先株式の自己株式の増加17,700千株は、一斉取得によるものであります。また、第八種優先株式の自己株式の減少17,700千株は、当該優先株式を消却したことによるものであります。
- 7 第十二種優先株式の自己株式の増加33,700千株は、取得請求を受けたことによるものであります。また、第十二種優先株式の自己株式の減少33,700千株は、当該優先株式を消却したことによるものであります。

## 2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当連結会計年度	当連結会計年度末		
当社	新株予約権(自己新株予約権)	—	—	(—)	(—)	(—)	(—)
	ストック・オプションとしての新株予約権	—				4,650	
連結子会社(自己新株予約権)		—				0 (—)	
合計		—				4,650 (—)	

## 3 配当に関する事項

### (1)当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日定時株主総会	普通株式	72,525	7	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第一回第三種優先株式	3,000	30	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第八種優先株式	140	7.95	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第十一種優先株式	0	2.65	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第十二種優先株式	193	5.75	平成20年3月31日	平成20年6月27日
平成20年11月18日取締役会	普通株式	74,428	7	平成20年9月30日	平成20年12月10日
	第一回第三種優先株式	3,000	30	平成20年9月30日	平成20年12月10日
	第十一種優先株式	0	2.65	平成20年9月30日	平成20年12月10日
	第十二種優先株式	64	5.75	平成20年9月30日	平成20年12月10日

なお、配当金の総額のうち、14百万円は、連結子会社への支払であります。

### (2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日定時株主総会	普通株式	58,237	その他利益剰余金	5	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第一回第三種優先株式	3,000	その他利益剰余金	30	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第1回第五種優先株式	6,708	その他利益剰余金	43	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第十一種優先株式	0	その他利益剰余金	2.65	平成21年3月31日	平成21年6月26日

II 当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,648,360	2,500,054	—	14,148,414	注1
第一回第三種 優先株式	100,000	—	—	100,000	
第1回第五種 優先株式	156,000	—	—	156,000	
第十一種優先株式	1	—	—	1	
合計	11,904,361	2,500,054	—	14,404,415	
自己株式					
普通株式	9,161	2,423	1,803	9,781	注2
合計	9,161	2,423	1,803	9,781	

- (注) 1 普通株式数の増加2,500,054千株は、新株予約権の行使により発行したもの及び公募増資並びに第三者割当増資により発行したものであります。
- 2 普通株式の自己株式の増加2,423千株は、単元未満株及びその他の買取請求に応じて取得したもの、関連会社による株式取得及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式の減少1,803千株は、単元未満株の買増請求に応じて売却したもの、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使に伴い交付したもの、関連会社による株式売却及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります。

## 2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当連結会計年度	増加	減少		
当社	新株予約権(自己新株予約権)	—	—	(—)	(—)	(—)	(—)	
	ストック・オプションとしての新株予約権	—					6,450	
連結子会社(自己新株予約権)		—					0 (—)	
合計		—					6,451 (—)	

## 3 配当に関する事項

### (1)当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日定時株主総会	普通株式	58,237	5	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第一回第三種優先株式	3,000	30	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第1回第五種優先株式	6,708	43	平成21年3月31日	平成21年6月26日
	第十一種優先株式	0	2.65	平成21年3月31日	平成21年6月26日
平成21年11月18日取締役会	普通株式	69,889	6	平成21年9月30日	平成21年12月9日
	第一回第三種優先株式	3,000	30	平成21年9月30日	平成21年12月9日
	第1回第五種優先株式	8,970	57.5	平成21年9月30日	平成21年12月9日
	第十一種優先株式	0	2.65	平成21年9月30日	平成21年12月9日

なお、配当金の総額のうち、144百万円は、連結子会社への支払であります。

### (2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日定時株主総会	普通株式	84,887	利益剰余金	6	平成22年3月31日	平成22年6月29日
	第一回第三種優先株式	3,000	利益剰余金	30	平成22年3月31日	平成22年6月29日
	第1回第五種優先株式	8,970	利益剰余金	57.5	平成22年3月31日	平成22年6月29日
	第十一種優先株式	0	利益剰余金	2.65	平成22年3月31日	平成22年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 平成21年3月31日現在 現金預け金勘定 6,562,376百万円 定期性預け金及び譲渡性預け金 △2,530,362百万円 現金及び現金同等物 <u>4,032,013百万円</u>	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 平成22年3月31日現在 現金預け金勘定 7,495,050百万円 定期性預け金及び譲渡性預け金 △3,384,769百万円 現金及び現金同等物 <u>4,110,281百万円</u>
※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により連結子会社になったアコム株式会社及びその子会社16社の連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式取得による支出との関係は次のとおりであります。	
資産 1,767,244百万円 うち、貸出金 1,340,041百万円 負債 △1,269,255百万円 うち、借用金 △586,818百万円 うち、社債 △253,952百万円 同社子会社の連結範囲の変動 △2,547百万円 少数株主持分 △304,839百万円 のれん 29,006百万円 小計 <u>219,608百万円</u>	
既取得株式の持分法による評価額 △66,850百万円 同社株式取得価額 152,757百万円 同社現金及び現金同等物 △91,398百万円 相殺消去 38,734百万円 差引：同社株式取得による支出 100,094百万円	
3 重要な非資金取引の内容 三菱UFJニコス株式会社の株式交換による完全子会社化に伴う取引 同社株式の追加取得に伴う自己株式の減少額 286,391百万円 自己株式処分差損 87,570百万円 同社株式の追加取得価額 198,821百万円	

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側) <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul>	1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借手側) <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul>
取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>建物 5百万円</li> <li>その他の有形固定資産 138,374百万円</li> <li>ソフトウェア 19,396百万円</li> <li>合計 157,776百万円</li> </ul>	取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>建物 5百万円</li> <li>その他の有形固定資産 99,027百万円</li> <li>ソフトウェア 18,551百万円</li> <li>合計 117,584百万円</li> </ul>
減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>建物 3百万円</li> <li>その他の有形固定資産 87,262百万円</li> <li>ソフトウェア 11,098百万円</li> <li>合計 98,364百万円</li> </ul>	減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>建物 4百万円</li> <li>その他の有形固定資産 70,123百万円</li> <li>ソフトウェア 13,000百万円</li> <li>合計 83,128百万円</li> </ul>
減損損失累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の有形固定資産 90百万円</li> <li>ソフトウェア 4百万円</li> <li>合計 94百万円</li> </ul>	減損損失累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の有形固定資産 1百万円</li> <li>ソフトウェア 0百万円</li> <li>合計 1百万円</li> </ul>
年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>建物 2百万円</li> <li>その他の有形固定資産 51,022百万円</li> <li>ソフトウェア 8,293百万円</li> <li>合計 59,318百万円</li> </ul>	年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>建物 1百万円</li> <li>その他の有形固定資産 28,901百万円</li> <li>ソフトウェア 5,550百万円</li> <li>合計 34,453百万円</li> </ul>
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。
・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 24,325百万円</li> <li>1年超 35,303百万円</li> <li>合計 59,628百万円</li> </ul>	・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> <li>1年内 17,786百万円</li> <li>1年超 16,862百万円</li> <li>合計 34,649百万円</li> </ul>
(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。	(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。
・リース資産減損勘定年度末残高 94百万円	・リース資産減損勘定年度末残高 1百万円

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul>
支払リース料 49,734百万円	支払リース料 23,466百万円
リース資産減損勘定取崩額 119百万円	リース資産減損勘定取崩額 82百万円
減価償却費相当額 48,596百万円	減価償却費相当額 23,469百万円
支払利息相当額 833百万円	支払利息相当額 3百万円
減損損失 88百万円	
<ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>
2 オペレーティング・リース取引 (借手側)	2 オペレーティング・リース取引 (借手側)
<ul style="list-style-type: none"> <li>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</li> </ul>
1年内 43,500百万円	1年内 35,536百万円
1年超 160,550百万円	1年超 144,511百万円
合計 204,050百万円	合計 180,048百万円
(貸手側)	(貸手側)
<ul style="list-style-type: none"> <li>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</li> </ul>
1年内 13,456百万円	1年内 16,233百万円
1年超 43,737百万円	1年超 54,356百万円
合計 57,193百万円	合計 70,589百万円

I 当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務をはじめ有価証券投資、その他の証券業務、為替業務等の総合金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、市場からの資金調達やデリバティブ取引でのリスクヘッジを行う等、市場の状況や長短のバランスを調整して、金利・為替等の変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループは、貸出金をはじめ有価証券やデリバティブ取引等の様々な金融商品を保有しているため、信用リスク、市場リスクに晒されております。

信用リスクとしては、貸出金等の債権について、債務者の財務状況の悪化等により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

市場リスクとしては特に、内外金利、為替レート、及び株価・債券価格の市場変動等が挙げられます。例えば、内外金利が上昇した場合には、当社グループの保有する国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値が減少し、円高となった場合には、当社グループの外貨建有価証券等の円換算価値が減少します。また、当社グループは市場性のある株式を保有しており、株価が下落した場合には、保有株式の時価が減少します。なお、当社グループは、トレーディングやALMの一環で、金利スワップ等のデリバティブを保有しており、為替や金利が大きく変動した場合には、保有しているデリバティブの時価が大きく変動する可能性があります。デリバティブのヘッジ目的の取引において、金利リスク・ヘッジについては、固定金利の預金・貸出金・債券等、変動金利の預金・貸出金等及び固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引をヘッジ対象としており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。また、為替変動リスク・ヘッジについては、外貨建の金銭債権債務等をヘッジ対象としており、通貨スワップ取引及び為替予約をヘッジ手段として指定しております。なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしております。これをもって有効性の判定に代えているほか、一部において金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループでは、グループ会社の与信ポートフォリオを定期的にモニタリングし、状況を把握するとともに、信用格付制度、資産自己査定制度を評価基準として、信用リスクの適時かつ適正な把握に努めております。

信用リスク管理体制の基本的な枠組みは、MUFG信用リスク管理規則に基づき、グループ会社がそれぞれ連結・グローバルベースで信用リスク管理体制を整備し、当社はグループ全体の信用リスクを管理するというものです。当社では、グループ会社の信用リスク管理のモニタリングを行うとともに必要に応じて指導・助言を行っております。

主要なグループ会社では、個別案件の審査・与信管理にあたり、審査管理部署と営業推進部署を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。

また、経営陣による委員会審議を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を報告・審議しております。

以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署が与信運営に係る妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理体制を構築しております。

## ② 市場リスクの管理

### (イ) リスク管理体制

当社グループでは、トレーディング目的の市場業務（トレーディング業務）とトレーディング目的以外の市場業務（バンキング業務）の市場リスク管理を同様の体制で行っており、主要なグループ会社がそれぞれ連結・グローバルベースで市場リスク管理体制を整備し、当社がグループ全体の市場リスクを管理しております。

主要なグループ会社では、フロントオフィス（市場部門）から独立した、バックオフィス（事務管理部署）及びミドルオフィス（リスク管理部署）を設置し、相互に牽制が働く体制としております。経営陣による管理体制につきましては、取締役会において市場リスク管理体制の枠組みを定めるとともに、経営会議において市場性業務に係る権限を設定しております。また、自己資本の範囲内において、市場リスク量に見合う経済資本を割り当て、経済資本をベースに市場リスク量の限度額を設けるとともに、損失限度額を設定することで、リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるように運営しております。

### (ロ) 市場リスクマネジメント

当社では、グループの抱える市場リスクの状況や主要なグループ各社におけるリスク限度額、損失限度額の遵守状況を、主要なグループ会社では、各社における市場リスクの状況やリスク限度額、損失限度額の運営状況について、それぞれ日次でリスク管理担当役員に報告するとともに、ストレステスト等を用いた複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM委員会やリスク管理委員会等へ報告しております。

主要なグループ会社の各部門の運営においては、市場性資産・負債に係る金利・為替等の市場変動リスクに対して、有価証券取引やデリバティブ取引でのリスクヘッジを適宜実施する等、適切なリスク運営を行っております。また、特定取引勘定の対象取引及びその管理方法については、文書により明確化し、価格評価の方法及びその運用の適切性について、当該勘定を適切に運用していることを内部監査により定期的に確認しております。

### (ハ) 市場リスク量の計測モデル

市場リスクは他のリスクに比べ日々の変動が大きいため、当社グループではバリュー・アット・リスク（VaR）を用いた市場リスク量を日次で把握・管理しております。

市場リスク量は、トレーディング業務、バンキング業務共に同様の市場リスク計測モデルで算出しており、市場リスク計測モデルには主にヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10営業日、信頼水準99%、観測期間701営業日）を採用しております。

※ ヒストリカル・シミュレーション法とは、現在のポートフォリオに対して過去一定期間内で実際に起きた市場変動をあてはめた場合に発生すると推定される損益をシミュレーションしてVaRを算出する手法です。この手法は市場変動の特性を直接的に反映させることが可能となること、オプション性のリスクを精緻に計測できること等が特徴です。

## ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループの主要なグループ会社では、円貨・外貨のそれぞれについて、資金調達の構成内容や資金繰りギャップの管理、コミットメントライン等の資金流動性を供給する商品の管理及び資金流動性維持のための準備資産の管理等を行い、適正な資金流動性の確保に努めております。

具体的には、取締役会は、流動性リスク管理の枠組みを定めるとともに、資金繰りの逼迫度に応じたステージ運営及び各ステージにおける管理を実施しております。流動性リスク管理部門は、他部門から独立して牽制機能が発揮できる体制とし、資金繰り逼迫度合いの判定、限度枠遵守状況のモニタリング等を行い、ALM委員会や取締役会等に報告しております。資金繰り管理部門は、適切な資金繰り運営・管理を行い、流動性リスク管理部門に対し、定期的に資金繰り状況及び予測、流動性リスクの状況を報告するとともに、ALM委員会等にも定期的に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	7,495,050	7,495,050	—
(2) コールローン及び買入手形	482,546	482,546	—
(3) 買現先勘定	3,559,309	3,559,309	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	5,770,044	5,770,044	—
(5) 買入金銭債権（＊1）	2,967,002	3,020,538	53,536
(6) 特定取引資産	9,156,026	9,156,026	—
(7) 金銭の信託	362,789	362,789	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,265,254	2,292,061	26,807
その他有価証券	59,955,287	59,955,287	—
(9) 貸出金	84,880,603		
貸倒引当金（＊1）	△1,149,577		
	83,731,025	84,800,301	1,069,275
(10) 外国為替（＊1）	1,051,325	1,051,325	—
資産計	176,795,663	177,945,282	1,149,619
(1) 預金	123,891,946	123,991,554	99,607
(2) 譲渡性預金	11,019,571	11,031,042	11,471
(3) コールマネー及び売渡手形	1,907,366	1,907,366	—
(4) 売現先勘定	11,843,211	11,843,211	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	3,632,170	3,632,170	—
(6) コマーシャル・ペーパー	196,929	196,929	—
(7) 特定取引負債	2,945,424	2,945,424	—
(8) 借用金	6,235,917	6,268,532	32,614
(9) 外国為替	704,233	704,233	—
(10) 短期社債	480,545	480,545	—
(11) 社債	7,022,868	7,155,381	132,513
(12) 信託勘定借	1,559,765	1,559,765	—
負債計	171,439,951	171,716,157	276,206
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	359,729	359,729	—
ヘッジ会計が適用されているもの	277,510	277,510	—
デリバティブ取引計	637,239	637,239	—

- (\* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額にて計上しております。
- (\* 2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格、あるいは合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を用いて評価しております。また、これらに該当しない買入金銭債権については、債権の性質上、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。  
投資信託は、公表されている基準価格によっております。

国内外の銀行連結子会社及び信託銀行連結子会社の保証付私募債は、債務不履行リスク、担保・保証による回収額及び保証料を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、主要なグループ会社は合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、証券化商品のうち、企業向け貸出資産を裏付資産とした証券化商品の一部については、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出した価額を時価としております。その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づき算出した価額を時価としております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

#### (9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。なお、個人向けの住宅ローン等のうち、変動金利によるものは、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は帳簿価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

#### (10) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### 負債

#### (1) 預金、及び(2) 謙渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものの大半は、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としております。

#### (3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(5) 債券貸借取引受入担保金、及び(6) コマーシャル・ペーパー

これらは、約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (7) 特定取引負債

トレーディング目的で売付けしている債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (8) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借用金の将来キャッシュ・フローを当社あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた借用金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

#### (9) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (10) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (11) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。一部の社債は、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いた現在価値を時価としております。市場価格がない社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該社債の将来キャッシュ・フローを当社あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の社債において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、当該金利スワップの時価を反映しております。

#### (12) 信託勘定借

信託勘定借は、満期のない預り金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (評価性引当金控除前) (百万円)
① 非上場株式(*1) (*2)	1,229,651
② 組合出資金等(*2) (*3)	188,997
③ その他(*2)	1,897
合 計	1,420,546

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式等について35,286百万円減損処理を行っております。

(\* 3) 組合出資金等は、主に、匿名組合、投資事業組合等であります。これらは市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
有価証券(* 1)(* 2)	17,832,322	14,715,612	13,146,465	1,781,862	4,733,906	6,294,996
満期保有目的の債券	510,281	1,509,970	252,698	96,975	262,115	718,524
国債	199,908	762,405	15,003	24	—	—
地方債	19,659	22,688	—	—	—	—
社債	66,197	150,490	4,060	—	—	—
外国債券	221,766	574,215	222,953	281	1,940	828
その他	2,748	170	10,680	96,669	260,175	717,695
その他有価証券のうち 満期があるもの	17,322,040	13,205,642	12,893,767	1,684,887	4,471,790	5,576,471
国債	15,084,154	9,812,598	9,235,444	465,612	2,386,785	1,763,449
地方債	2,346	23,659	54,496	27,956	171,971	469
社債	535,122	1,195,428	1,245,911	342,487	255,334	773,527
外国債券	1,682,381	2,109,186	2,234,934	590,822	1,418,452	2,637,468
その他	18,035	64,769	122,980	258,008	239,247	401,556
貸出金(* 1)(* 3)	38,003,608	16,044,156	9,907,080	4,992,529	4,327,464	10,238,794
合 計	55,835,930	30,759,769	23,053,546	6,774,392	9,061,370	16,533,790

(\* 1) 債還予定額につきましては、連結貸借対照表計上額にて記載しております。

(\* 2) 有価証券には、「買入金銭債権」中の信託受益権等が含まれております。

(\* 3) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、債還予定額が見込めない1,366,969百万円は含めておりません。

(注4) 定期預金、譲渡性預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
定期預金及び譲渡性預金 (* 1)	51,062,700	8,555,253	1,379,513	93,956	78,270	112
借用金(* 1)(* 2) (* 3)	4,309,985	633,626	588,830	143,797	291,994	267,682
社債(* 1)(* 2)	1,200,414	1,456,146	1,007,904	994,381	1,562,953	801,067
合 計	56,573,100	10,645,027	2,976,248	1,232,135	1,933,218	1,068,862

(\* 1) 返済予定額につきましては、連結貸借対照表計上額にて記載しております。

(\* 2) 借用金・社債のうち、返済・償還期限の定めのない借用金・社債につきましては、「10年超」に記載しております。

(\* 3) 当連結会計年度末において再割引手形の残高はございません。

(有価証券関係)

I 前連結会計年度

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	9,380,197	△109,868

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
債券	1,537,035	1,556,047	19,012	20,773	1,760
国債	1,242,065	1,257,883	15,817	17,571	1,753
地方債	51,961	52,712	751	751	0
社債	243,008	245,451	2,443	2,450	7
その他	1,713,338	1,700,161	△13,176	13,790	26,967
外国債券	615,741	611,611	△4,130	3,799	7,929
その他	1,097,596	1,088,549	△9,046	9,991	19,037
合計	3,250,373	3,256,209	5,835	34,564	28,728

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	3,912,382	3,732,578	△179,804	499,874	679,678
債券	25,038,995	25,000,441	△38,553	50,278	88,832
国債	23,328,419	23,301,184	△27,235	43,646	70,881
地方債	274,468	278,005	3,537	3,717	179
社債	1,436,107	1,421,251	△14,856	2,914	17,770
その他	13,561,616	12,862,201	△699,414	119,651	819,066
外国株式	128,619	107,943	△20,675	4,216	24,892
外国債券	10,673,769	10,644,629	△29,139	105,945	135,085
その他	2,759,227	2,109,628	△649,598	9,489	659,088
合計	42,512,994	41,595,222	△917,772	669,804	1,587,576

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- 3 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当連結会計年度末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。
- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落      |
| 要注意先            | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 正常先             | 時価が取得原価に比べて50%以上下落 |
- なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。
- 4 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は10,233百万円(費用)であります。

#### 4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	75,323,191	464,534	333,083

#### 5 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(2を除く)(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 外国債券	78
その他有価証券 株式	406,566
社債	3,255,955
外国株式	952,693
外国債券	340,963

#### 6 保有目的を変更した有価証券

##### (1) 国際会計基準第39号「金融商品：認識と測定」

IAS第39号が改正され、平成20年7月1日より適用されることになったことに伴い、一部の12月決算在外子会社において平成20年7月1日に遡って適用し、従来、「売買目的有価証券」に区分していた一部の外国債券を時価(516,336百万円)により「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。また、「売買目的有価証券」に区分していた一部の国債及び外国債券を時価(297,911百万円)により「その他有価証券」の区分に変更しております。

この変更は、世界的な金融市場の混乱を背景に一部の債券の流動性が極端に低下し、極めて稀な状況に至ったため、時価の変動による利益を得ることを目的としなくなったことによるものであります。

(イ) 売買目的有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年3月31日現在)

	時価評価損益 (百万円)	時価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的を変更しなかったとした 場合の影響額	
				損益 (百万円)	評価・換算差額等 (百万円)
外国債券	10,647	390,386	396,601	△10,449	—

(注) 1 時価評価損益及び損益は、当連結会計年度におけるものであります。

2 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

(ロ) 売買目的有価証券からその他有価証券へ変更したもの(平成21年3月31日現在)

	時価評価損益 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的を変更しなかったとした 場合の影響額	
			損益 (百万円)	評価・換算差額等 (百万円)
国債	414	107,509	△13,251	13,251
外国債券	2,341	140,253	△5,392	5,392

(注) 1 時価評価損益及び損益は、当連結会計年度におけるものであります。

2 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(2) 実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」

従来、「その他有価証券」に区分していた証券化商品1,162,444百万円は、平成21年1月30日に時価(1,053,029百万円)により「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。当該区分変更は、世界的な金融市場の混乱を背景に一部の証券化商品等の流動性が極端に低下し、公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じている稀な状況にあると判断したものであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年3月31日現在)

	時価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表に計上された その他有価証券評価差額金の額 (百万円)
その他(買入金銭債権)	1,047,291	1,056,338	△90,906

7 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	12,457,515	10,828,704	4,420,912	2,090,430
国債	11,941,521	7,709,033	3,471,017	1,421,678
地方債	23,118	110,834	200,021	463
社債	492,875	3,008,835	749,873	668,288
その他	920,563	6,232,583	2,652,998	4,428,611
外国債券	755,611	5,951,919	1,691,492	2,645,186
その他	164,952	280,663	961,506	1,783,425
合計	13,378,079	17,061,287	7,073,911	6,519,041

(追加情報)

従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っておりましたが、実務対応報告第25号の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が92,364百万円増加、「繰延税金資産」が31,267百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が61,097百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、国内銀行連結子会社において満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の一部については、市場価格に準ずるものとして外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)から入手する価格により評価を行っておりましたが、当連結会計年度より評価の精度を高めるため、自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。

この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、「買入金銭債権」が317,618百万円増加、「有価証券」が5,559百万円増加、「繰延税金資産」が44,987百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が147,019百万円増加し、「その他業務費用」が131,171百万円減少、「経常利益」及び「税金等調整前当期純利益」が同額増加しております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。

## II 当連結会計年度

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及び短期社債等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

### 1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	96,203

### 2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	債券	1,240,439	1,260,508	20,068
	国債	977,342	993,314	15,972
	地方債	42,348	42,933	585
	社債	220,748	224,259	3,511
	その他	1,766,370	1,830,882	64,512
	外国債券	694,855	703,247	8,391
	その他	1,071,515	1,127,635	56,120
	小計	3,006,810	3,091,391	84,580
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	410,985	409,188	△1,796
	外国債券	327,130	325,476	△1,653
	その他	83,855	83,712	△142
	小計	410,985	409,188	△1,796
合計		3,417,795	3,500,580	82,784

3 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるも の	株式	2,763,694	1,779,877	983,817
	債券	21,054,440	20,880,506	173,933
	国債	17,401,873	17,288,254	113,618
	地方債	267,821	259,673	8,148
	社債	3,384,744	3,332,578	52,166
	その他	8,038,084	7,796,893	241,191
	外国株式	281,904	208,097	73,806
	外国債券	7,308,743	7,175,905	132,837
	その他	447,437	412,889	34,547
	小計	31,856,219	30,457,277	1,398,942
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	株式	1,513,668	1,815,714	△302,045
	債券	22,322,252	22,379,076	△56,824
	国債	21,346,172	21,379,879	△33,706
	地方債	13,077	13,144	△67
	社債	963,001	986,052	△23,050
	その他	4,714,220	4,941,586	△227,365
	外国株式	669	896	△227
	外国債券	3,393,843	3,449,404	△55,560
	その他	1,319,708	1,491,286	△171,578
	小計	28,550,141	29,136,377	△586,235
合計		60,406,360	59,593,654	812,706

(注) 上記の差額のうち、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額は14,165百万円(費用)であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	539,219	165,694	73,069
債券	53,548,863	120,817	39,989
国債	52,913,944	118,341	38,116
地方債	202,872	197	291
社債	432,046	2,278	1,581
その他	20,505,327	140,185	108,190
外国株式	130,858	13,040	16,229
外国債券	20,077,838	107,411	73,712
その他	296,630	19,734	18,248
合計	74,593,410	426,697	221,250

5 保有目的を変更した有価証券

一部の12月決算在外子会社において、米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」に従い、平成21年2月28日に、従来、「その他有価証券」に区分していた証券化商品を時価（112,356百万円）により、「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。

この変更は、満期まで保有する能力と意思があることから、「満期保有目的の債券」に区分することがより適切であると判断したため、行ったものであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成22年3月31日現在)

	時価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表に計上された その他有価証券評価差額金の額 (百万円)
その他(買入金銭債権)	134,230	113,063	△41,975

6 当連結会計年度前に保有目的を変更した有価証券

(1) 売買目的有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成22年3月31日現在)

	時価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的を変更しなかったとした 場合の影響額	
			損益 (百万円)	評価・換算差額等 (百万円)
外国債券	400,466	402,010	10,069	△1,165

(注) 1 時価は、当連結会計年度末における市場価格等に基づいております。

2 損益は、当連結会計年度におけるものであります。

(2) 売買目的有価証券からその他有価証券へ変更したもの(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的を変更しなかったとした 場合の影響額	
		損益 (百万円)	評価・換算差額等 (百万円)
国債	113,600	6,455	4,479
外国債券	72,886	4,908	180

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 損益は、当連結会計年度におけるものであります。

(3) その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成22年3月31日現在)

	時価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表に計上された その他有価証券評価差額金の額 (百万円)
その他(買入金銭債権)	1,007,126	972,327	△72,076

7 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、時価を把握することが極めて困難と認められるものも含め、79,526百万円（うち、株式40,991百万円、債券その他38,535百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落

要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	39,799	△106

2 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	286,123	286,499	375	375	—

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

II 当連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	49,529	44

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	313,259	312,767	492	492	0

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,013,200
その他有価証券	△902,018
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	375
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した有価証券	△111,557
繰延税金資産	229,464
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△783,735
少数株主持分相当額	21,178
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△13,839
その他有価証券評価差額金	△776,397

(注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額10,233百万円(費用)を除いております。

2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額5,520百万円(益)を含めております。

II 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	671,524
その他有価証券	831,905
その他の金銭の信託	492
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した有価証券	△160,872
繰延税金負債	△274,831
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	396,693
少数株主持分相当額	17,001
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△10,204
その他有価証券評価差額金	403,490

(注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額14,165百万円(費用)を除いております。

2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額5,033百万円(益)を含めております。

## (デリバティブ取引関係)

### I 前連結会計年度

#### 1 取引の状況に関する事項

##### (1) 取引の内容

当社グループの行っているデリバティブ取引は、以下の通りです。

- ・金利関連取引：金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利先渡契約等
- ・通貨関連取引：通貨スワップ、通貨先物、通貨オプション、為替予約等
- ・株式関連取引：株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等
- ・債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション等
- ・その他 : 商品先物、商品オプション、商品スワップ、クレジットデリバティブ等

##### (2) 利用目的並びに取組方針

デリバティブ取引の主な目的は、以下の通りであり、リスク管理・運営方針に基づき、積極的に取り組んでおります。

- ・顧客の資金運用調達の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段の提供
- ・当社グループの短期的な為替・金利見通しに基づくトレーディング
- ・当社グループの資産・負債に係わる為替・金利リスク等の調整

なお、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてヘッジを実施しております。ヘッジ会計では預貸金、有価証券等のヘッジ対象と、金利スワップ、先物等のヘッジ手段との間の関係が、一定基準の範囲内に収まることの検証が必要となっており、各グループ銀行ではこれに対応するための適切な管理体制を構築し、ヘッジの有効性を検証しております。

##### (3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクを内包しております。

市場リスクとは金利、有価証券の価格、為替レート等の様々な市場の変動により損失を生じるリスクであり、当社グループでは、バリュー・アット・リスク（過去の市場変動を基にして、保有期間中に一定の確率でポートフォリオに発生する最大損失額を統計的に推定したリスク指標）を共通の尺度としてリスク量の計測を行っています。

また、信用リスクにつきましては、主要なグループ会社では取引相手毎の取引含み損益を原則日次で市場実勢を基に算出し、これに将来の予想損失額を加えた金額を与信額として計測を行なっております。

#### (4) 取引に係るリスク管理体制

当社グループでは、持株会社がリスク管理に関するグループ全体の基本的な方針を決定し、主要なグループ会社がその基本方針に則って、それぞれ管理体制を整備し、リスク管理を行っております。

持株会社ではリスク管理委員会、主要なグループ会社ではALM委員会・ALM審議会・リスク管理会議等を設置し、市場リスク管理・運営に関する重要事項を協議・決定しています。

また、主要なグループ会社では市場リスク限度額をリミットとして設けるとともに、損失額の上限についてもリミットを設定することにより、リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるよう運営しています。当社グループ全体のリスクの状況及びリミット等の遵守状況は日次で経営陣に報告しています。

なお、信用リスクにつきましては、主要なグループ会社においては、個々の取引内容の妥当性の検証、リスク量・損益状況の把握、取引相手ごとのクレジットラインのチェックを運用担当部署から独立した与信所管部署やリスク管理部署が実施し、適正なリスク管理に努めています。

## 2 取引の時価等に関する事項

### (1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	売建	4,451,839	1,240,690	△11,711
		買建	4,932,155	253,605	5,452
	金利オプション	売建	5,285,916	—	△577
		買建	6,063,190	—	865
店頭	金利先渡契約	売建	8,081,288	—	7,818
		買建	8,540,127	—	△9,571
	金利スワップ	受取固定・ 支払変動	248,844,887	170,196,845	6,346,192
		受取変動・ 支払固定	235,043,363	161,814,106	△5,603,222
		受取変動・ 支払変動	25,137,136	18,364,633	17,859
		受取固定・ 支払固定	614,514	499,105	△10,177
	金利オプション	売建	42	—	△0
		買建	—	—	—
	金利スワップ ーション	売建	42,816,705	27,617,261	△528,105
		買建	31,779,710	21,220,661	462,680
	その他	売建	4,502,041	3,806,650	△24,933
		買建	3,348,765	2,886,638	27,899
合計		—	—	680,469	726,524

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

#### 2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	売建	2,563	888	△4	△4
		買建	8,508	—	△9	△9
店頭	通貨スワップ		34,050,575	26,099,722	△295,077	△295,077
	為替予約	売建	35,023,160	782,912	139,869	139,869
		買建	37,567,442	796,729	△130,549	△130,549
	通貨オプション	売建	13,299,501	6,528,284	△662,022	△94,615
		買建	11,548,156	5,802,501	759,103	336,748
合計			—	—	△188,689	△43,637

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	株式指數先物	売建	388,126	—	△25,197	△25,197
		買建	85,266	—	△2,536	△2,536
	株式指數 オプション	売建	58,575	—	△3,629	825
		買建	58,462	—	3,686	△969
店頭	有価証券 店頭オプション	売建	394,006	233,318	△62,078	△22,896
		買建	251,693	133,793	46,145	20,376
	有価証券店頭 指數等スワップ	株価指數変化率 受取・金利支払	123,630	123,614	△15,398	△15,398
		金利受取・株価 指數変化率支払	69,121	53,532	22,308	22,308
	有価証券店頭 指數等先渡取引	売建	1,049	—	58	58
		買建	2,640	—	145	145
合計			—	—	△36,496	△23,284

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	債券先物	売建	622,396	138,366	△1,012	△1,012
		買建	543,498	1,923	△178	△178
	債券先物 オプション	売建	320,037	—	△715	275
		買建	137,192	—	733	△525
店頭	債券店頭 オプション	売建	481,983	—	△1,860	△203
		買建	419,153	—	485	△677
合計			—	—	△2,547	△2,322

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	商品先物	売建	16,993	9,476	4,488	4,488
		買建	72,885	30,249	△18,229	△18,229
	商品オプション	売建	33,408	6,237	△4,813	△1,229
		買建	20,942	7,411	2,343	636
店頭	商品スワップ	商品指數変化率 受取・短期変動 金利支払	386,024	296,811	39,245	39,245
		短期変動金利 受取・商品指數 変化率支払	387,659	269,294	45,447	45,447
	商品オプション	売建	317,483	198,775	△65,509	△65,108
		買建	294,237	166,096	65,278	65,211
合計			—	—	68,252	70,462

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、国際石油取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	3,458,964	3,147,410	△263,846	△263,846
		買建	4,017,392	3,464,184	325,281	325,281
	トータル・レー ト・オブ・リタ ーン・スワップ	売建	—	—	—	—
		買建	24,962	—	△6,622	△6,622
合計			—	—	54,812	54,812

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) その他(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザー・ デリバティブ	売建	111	14	△5	15
		買建	100	—	—	—
	地震 デリバティブ	売建	8,691	8,691	30	30
		買建	8,691	8,691	△1,242	△1,242
合計			—	—	△1,216	△1,195

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

## II 当連結会計年度

### 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### (1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	売建	3,504,475	1,752,544	3,523	3,523
		買建	4,818,330	3,652,210	△10,116	△10,116
	金利オプション	売建	3,702,241	—	△1,458	23
		買建	3,225,731	2,059	1,700	△628
店頭	金利先渡契約	売建	11,873,323	58,612	1,580	1,580
		買建	13,753,954	58,612	△1,375	△1,375
	金利スワップ	受取固定・ 支払変動	237,364,867	174,788,918	4,966,602	4,966,602
		受取変動・ 支払固定	243,238,512	175,312,343	△4,611,745	△4,611,745
		受取変動・ 支払変動	31,932,056	21,693,203	△15,829	△15,829
		受取固定・ 支払固定	546,982	501,352	△7,620	△7,620
	金利スワップ ーション	売建	60,424,650	42,495,253	△574,894	△78,660
		買建	41,875,553	22,055,201	582,882	102,066
	その他	売建	4,876,261	4,145,059	△29,010	△11,337
		買建	3,026,224	2,354,933	28,134	16,948
合計			—	—	332,372	353,430

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	売建	23,621	—	147	147
		買建	11,292	—	△18	△18
店頭	通貨スワップ		29,938,521	24,646,597	△56,671	△56,671
	為替予約	売建	21,980,871	418,810	△88,063	△88,063
		買建	38,977,196	1,139,008	4,128	4,128
	通貨オプション	売建	8,995,119	4,765,173	△432,895	△13,795
		買建	8,385,822	4,615,271	612,234	285,118
合計			—	—	38,859	130,844

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	株式指値先物	売建	589,812	—	△47,820	△47,820
		買建	63,922	—	828	828
	株式指値 オプション	売建	187,032	49,371	△12,491	1,221
		買建	225,035	42,955	11,853	△2,523
店頭	有価証券 店頭オプション	売建	406,087	232,602	△44,961	△3,572
		買建	261,416	141,348	31,136	2,332
	有価証券店頭 指値等スワップ	株価指値変化率 受取・金利支払	124,539	123,337	△7,165	△7,165
		金利受取・株価 指値変化率支払	57,108	52,218	7,011	7,011
	有価証券店頭 指値等先渡取引	売建	3,931	—	△289	△289
		買建	3,809	—	283	283
合計			—	—	△61,615	△49,694

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	債券先物	売建	1,042,629	147,298	3,504	3,504
		買建	923,675	63,767	△1,265	△1,265
	債券先物 オプション	売建	323,792	12,501	△773	264
		買建	267,103	67,779	937	4
店頭	債券店頭 オプション	売建	378,429	327,849	△720	1,730
		買建	197,338	151,699	354	89
	債券店頭 スワップ	受取変動・ 支払固定	3,000	3,000	△55	△55
		受取変動・ 支払変動	132,000	132,000	△2,781	△2,781
合計			—	—	△799	1,492

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	商品先物	売建	40,278	18,626	△3,401	△3,401
		買建	82,247	32,618	6,076	6,076
	商品オプション	売建	58,297	23,057	△2,295	1,242
		買建	36,540	16,161	3,950	31
店頭	商品スワップ	商品指數変化率 受取・短期変動 金利支払	327,855	178,505	△54,619	△54,619
		短期変動金利 受取・商品指數 変化率支払	261,089	165,355	109,097	109,097
	商品オプション	売建	278,104	129,442	△28,050	△26,100
		買建	284,245	127,766	24,408	22,728
合計			—	—	55,165	55,054

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、国際石油取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	3,803,392	2,963,381	13,017	13,017
		買建	4,042,004	2,898,065	△7,568	△7,568
	トータル・レー ト・オブ・リタ ーン・スワップ	売建	—	—	—	—
		買建	25,701	—	△8,799	△8,799
合計			—	—	△3,350	△3,350

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) その他(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザー・ デリバティブ	売建	19	—	△1	△0
		買建	—	—	—	—
	地震 デリバティブ	売建	8,694	8,694	△923	△923
		買建	8,694	8,694	21	21
合計			—	—	△903	△902

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	受取固定・支払変動	16,034,138	6,455,973	263,615
		受取変動・支払固定	3,554,535	2,194,409	△90,212
		受取変動・支払変動	20,000	20,000	1,138
	金利先物		2,047,073	198,685	879
	その他		534,180	414,450	8,675
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	金利スワップ	受取固定・支払変動	6,863	6,863	407
		受取変動・支払固定	193,160	133,398	△5,787
		受取固定・支払固定	101,836	95,906	6,254
金利スワップの特例処理	金利スワップ	受取固定・支払変動	184,082	134,500	(注) 3
		受取変動・支払固定	205,965	146,769	
	合計	—	—	—	184,971

(注) 1 業種別監査委員会報告第24号等に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、借用金及び社債等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該科目の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有価証券、預金等	5,914,066	1,132,304	62,639
	為替予約		413,856	—	27,563
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建の借用金	4,400	1,605	(注) 3
	合計	—	—	—	90,202

(注) 1 業種別監査委員会報告第25号等に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借用金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該科目の時価に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	株式指數先物	その他有価証券(その他)	373	—	△7
	合計	—	—	—	△7

(注) 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	債券店頭オプション	その他有価証券(債券)	3,220,000	—	2,343
	合計	—	—	—	2,343

(注) 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

国内連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度等を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、国内連結子会社の一部の海外支店及び一部の海外連結子会社でも確定給付型の退職給付制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成22年3月31日現在)	
		金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	△2,027,936	△1,896,576	
年金資産 (B)	1,819,273	2,111,317	
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△208,662	214,741	
未認識数理計算上の差異 (D)	786,005	334,194	
未認識過去勤務債務 (E)	△46,734	△29,829	
連結貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	530,607	519,106	
前払年金費用 (G)	625,231	580,927	
退職給付引当金 (F)-(G)	△94,623	△61,821	

(注) 1 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

2 国内連結子会社の一部の海外支店及び一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 一部の国内連結子会社は、総合設立型の厚生年金基金制度を有しておりますが、重要性に乏しいものであるため、当該年金制度に係る注記は省略しております。

### 3 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	44,800	46,981
利息費用	45,133	38,413
期待運用収益	△84,001	△65,396
過去勤務債務の費用処理額	△9,558	△9,688
数理計算上の差異の費用処理額	8,700	87,863
その他(臨時に支払った割増退職金等)	10,997	13,617
退職給付費用	16,072	111,790

(注) 簡便法を採用している国内連結子会社の一部の海外支店及び一部の連結子会社の退職給付費用は、主として「勤務費用」に含めて計上しております。

### 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成22年3月31日現在)
(1) 割引率	国内連結子会社 1.30%～2.10% 海外連結子会社 5.00%～12.00%	国内連結子会社 1.00%～2.10% 海外連結子会社 5.50%～12.00%
(2) 期待運用収益率	国内連結子会社 1.00%～4.60% 海外連結子会社 4.50%～8.50%	国内連結子会社 0.50%～4.20% 海外連結子会社 4.00%～8.50%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	主として10年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	主として10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている)	同左

(ストック・オプション等関係)

I 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 2,913百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 当社

① ストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社取締役 15	当社取締役 17
	当社監査役 5	当社監査役 5
	当社執行役員 39	当社執行役員 40
	子会社役員、執行役員 130	子会社役員、執行役員 174
株式の種類別のストック・ オプションの数(株)(注)	普通株式 2,798,000	普通株式 3,263,600
付与日	平成19年12月6日	平成20年7月15日
権利確定条件	退任	退任
対象勤務期間	自 平成19年6月28日 至 平成20年6月27日	自 平成20年6月27日 至 平成21年6月26日
権利行使期間	自 平成19年12月6日 至 平成49年12月5日	自 平成20年7月15日 至 平成50年7月14日

(注) 株式数に換算して記載しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について、株式数に換算して記載しております。

(イ) ストック・オプションの数

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	2,798,000	—
付与	—	3,263,600
失効	42,900	13,900
権利確定	598,300	13,900
未確定残	2,156,800	3,235,800
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	598,300	13,900
権利行使	598,300	13,900
失効	—	—
未行使残	—	—

(ロ) 単価情報

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	930	542
付与日における公正な評価単価(円)	1,032	923

③ ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成20年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(ロ) 主な基礎数値及び見積方法

	平成20年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	33.07%
予想残存期間 (注) 2	4年
予想配当 (注) 3	14円／株
無リスク利子率 (注) 4	1.02%

(注) 1 4年間(平成16年7月15日から平成20年7月14日まで)の株価実績に基づき算出しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、当社及び連結子会社役員の平均的な就任期間に基づき見積っております。

3 平成20年3月期の普通株配当実績によります。

4 予想残存期間に対応する国債利回りに基づき算出しております。

④ ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(2) 連結子会社(カブドットコム証券株式会社)

① ストック・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)(注)3	同社取締役 1 同社従業員 36	同社取締役 1 同社監査役 1 同社従業員 4	同社取締役 1 同社執行役 1 同社従業員 31
株式の種類別のストック・オプションの数 (株)(注)1、2	同社普通株式 12,861	同社普通株式 1,854	同社普通株式 4,314
付与日	平成15年12月31日	平成16年4月30日	平成18年3月31日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年1月1日 至 平成22年12月31日	自 平成18年5月1日 至 平成22年12月31日	自 平成19年7月1日 至 平成24年6月30日

(注) 1 同社の株式数に換算して記載しております。

- 2 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数は分割後の数値によっております。
- 3 平成16年ストック・オプションの付与対象者である同社の監査役1名は、平成16年6月22日開催の同社株主総会において同社の監査役を退任し、同社の取締役に就任しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(イ)ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	783	513	3,642
権利確定	—	—	—
権利行使	405	342	—
失効	—	—	441
未行使残	378	171	3,201

(口) 単価情報

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	15,000	22,366	327,022
行使時平均株価(円) (注) 1	87,700	101,145	—
付与日における公正な評価 単価(円)(注) 2	—	—	—

- (注) 1 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、権利行使価格は分割後の数値によっております。なお、「行使時平均株価」は行使時の同社の平均株価であります。
- 2 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(3) 連結子会社(アコム株式会社)

① ストック・オプションの内容

	平成15年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	同社取締役 10 同社従業員 1,739
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)	同社普通株式 349,800
付与日	平成15年8月1日
権利確定条件	付与日(平成15年8月1日)から権利確定日(平成17年6月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 平成15年8月1日 至 平成17年6月30日
権利行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成22年6月30日

(注) 同社の株式数に換算して記載しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について、株式数に換算して記載しております。

(イ) ストック・オプションの数

	平成15年ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	121,510
権利確定	—
権利行使	—
失効	400
未行使残	121,110

(注) 上記はアコム株式会社が連結子会社となった平成20年12月25日以降の状況について記載しており、前連結会計年度末の残高は平成20年12月25日現在の残高を記載しております。

(ロ) 単価情報

	平成15年ストック・オプション
権利行使価格(円)	4,931
行使時平均株価(円)	4,940
付与日における公正な評価単価(円)(注)	—

(注) 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(4) 連結子会社(アイ・アール債権回収株式会社)

① ストック・オプションの内容

	平成16年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	同社取締役 5 同社従業員 30
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)	同社普通株式 133
付与日	平成16年10月1日
権利確定条件	上場した場合、かつ、権利確定日(上場日)において在籍していること。
対象勤務期間	自 平成16年10月1日 至 平成19年8月31日
権利行使期間	自 上場日 至 平成22年8月31日

(注) 同社の株式数に換算して記載しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について、株式数に換算して記載しております。

(イ) ストック・オプションの数

	平成16年ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	49
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	49
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 上記はアイ・アール債権回収株式会社が連結子会社となった平成20年12月25日以降の状況について記載しております、前連結会計年度末の残高は平成20年12月25日現在の残高を記載しております。

(ロ) 単価情報

	平成16年ストック・オプション
権利行使価格(円)	67,900
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)(注)	—

(注) 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

なお、前連結会計年度において連結子会社として開示していたパレス・キャピタル・パートナーズA株式会社については、当連結会計年度において合併により連結の範囲から除外したことに伴い、記載を省略しております。

II 当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 2,799百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 当社

① ストック・オプションの内容

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数(名)	当社取締役 15 当社監査役 5 当社執行役員 39 子会社役員、執 行役員 130	当社取締役 17 当社監査役 5 当社執行役員 40 子会社役員、執 行役員 174	当社取締役 17 当社監査役 5 当社執行役員 45 子会社役員、執 行役員 166
株式の種類別のストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 2,798,000	普通株式 3,263,600	普通株式 5,655,800
付与日	平成19年12月6日	平成20年7月15日	平成21年7月14日
権利確定条件	退任	退任	退任
対象勤務期間	自 平成19年6月28日 至 平成20年6月27日	自 平成20年6月27日 至 平成21年6月26日	自 平成21年6月26日 至 平成22年6月29日
権利行使期間	自 平成19年12月6日 至 平成49年12月5日	自 平成20年7月15日 至 平成50年7月14日	自 平成21年7月14日 至 平成51年7月13日

(注) 株式数に換算して記載しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について、株式数に換算して記載しております。

(イ) ストック・オプションの数

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	2,156,800	3,235,800	—
付与	—	—	5,655,800
失効	—	6,200	42,300
権利確定	527,900	475,400	21,800
未確定残	1,628,900	2,754,200	5,591,700
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	527,900	475,400	21,800
権利行使	527,900	475,400	21,800
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(ロ) 単価情報

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	599	595	484
付与日における公正な評価単価(円)	1,032	923	487

③ ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成21年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(ロ) 主な基礎数値及び見積方法

	平成21年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	44.45%
予想残存期間 (注) 2	4年
予想配当 (注) 3	12円／株
無リスク利子率 (注) 4	0.52%

(注) 1 4年間(平成17年7月14日から平成21年7月13日まで)の株価実績に基づき算出しております。

- 2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、当社及び連結子会社役員の平均的な就任期間に基づき見積っております。
- 3 平成21年3月期の普通株配当実績によります。
- 4 予想残存期間に対応する国債利回りに基づき算出しております。

④ ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(2) 連結子会社(カブドットコム証券株式会社)

① ストック・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)(注)3	同社取締役 1 同社従業員 36	同社取締役 1 同社監査役 1 同社従業員 4	同社取締役 1 同社執行役 1 同社従業員 31
株式の種類別のストック・オプションの数 (株)(注)1、2	同社普通株式 12,861	同社普通株式 1,854	同社普通株式 4,314
付与日	平成15年12月31日	平成16年4月30日	平成18年3月31日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年1月1日 至 平成22年12月31日	自 平成18年5月1日 至 平成22年12月31日	自 平成19年7月1日 至 平成24年6月30日

(注) 1 同社の株式数に換算して記載しております。

- 2 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数は分割後の数値によっております。
- 3 平成16年ストック・オプションの付与対象者である同社の監査役1名は、平成16年6月22日開催の同社株主総会において同社の監査役を退任し、同社の取締役に就任しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について、株式数に換算して記載しております。

(イ)ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	378	171	3,201
権利確定	—	—	—
権利行使	—	63	—
失効	—	—	51
未行使残	378	108	3,150

(口) 単価情報

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	15,000	22,366	327,022
行使時平均株価(円) (注) 1	—	116,000	—
付与日における公正な評価 単価(円)(注) 2	—	—	—

- (注) 1 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、権利行使価格は分割後の数値によっております。なお、「行使時平均株価」は行使時の同社の平均株価であります。
- 2 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(3) 連結子会社(アコム株式会社)

① ストック・オプションの内容

	平成15年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	同社取締役 10 同社従業員 1,739
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)	同社普通株式 349,800
付与日	平成15年8月1日
権利確定条件	付与日(平成15年8月1日)から権利確定日(平成17年6月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 平成15年8月1日 至 平成17年6月30日
権利行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成22年6月30日

(注) 同社の株式数に換算して記載しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について、株式数に換算して記載しております。

(イ) ストック・オプションの数

	平成15年ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	121,110
権利確定	—
権利行使	—
失効	2,000
未行使残	119,110

(ロ) 単価情報

	平成15年ストック・オプション
権利行使価格(円)	4,931
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)(注)	—

(注) 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(4) 連結子会社(アイ・アール債権回収株式会社)

① ストック・オプションの内容

	平成16年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	同社取締役 5 同社従業員 30
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)	同社普通株式 133
付与日	平成16年10月1日
権利確定条件	上場した場合、かつ、権利確定日(上場日)において在籍していること。
対象勤務期間	自 平成16年10月1日 至 平成19年8月31日
権利行使期間	自 上場日 至 平成22年8月31日

(注) 同社の株式数に換算して記載しております。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について、株式数に換算して記載しております。

(イ) ストック・オプションの数

	平成16年ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	49
付与	—
失効	15
権利確定	—
未確定残	34
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(ロ) 単価情報

	平成16年ストック・オプション
権利行使価格(円)	67,900
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)(注)	—

(注) 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金及び貸出金 償却損金算入限度超過額	貸倒引当金及び貸出金 償却損金算入限度超過額
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
有価証券評価損	有価証券評価損
退職給付引当金	退職給付引当金
税務上の繰越欠損金	税務上の繰越欠損金
その他	その他
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
評価性引当額	評価性引当額
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金
合併時有価証券時価評価	合併時有価証券時価評価
リース取引に係る 未実現損益	リース取引に係る 未実現損益
退職給付信託設定益	退職給付信託設定益
未収配当金	未収配当金
在外子会社の留保利益	在外子会社の留保利益
繰延ヘッジ損益	繰延ヘッジ損益
その他	その他
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 (調整)	法定実効税率 (調整)
評価性引当額の増減	子会社からの受取配当金消去
子会社からの受取配当金消去	評価性引当額の増減
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	受取配当金等永久に益金に 算入されない項目
在外連結子会社との税率差異	在外連結子会社との税率差異
外国税額	外国税額
連結子会社の親会社株式売却益の 連結消去による影響額	その他
税効果未認識項目の認容	税効果会計適用後の法人税等の負担率
在外子会社の留保利益	
法人税と事業税の課税標準差異	
その他	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	

(企業結合等関係)

I 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(当社と三菱UFJニコス株式会社との取引等)

当社と当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、平成20年8月1日付で当社を株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。当該株式交換は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称 三菱UFJニコス株式会社

事業の内容 クレジットカード業

② 企業結合の法的形式 株式交換

③ 結合後企業の名称 三菱UFJニコス株式会社

④ 取引の目的を含む取引の概要

平成19年9月20日、当社と三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、(イ)三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとすること、(ロ)三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、(ハ)銀行・信託・証券と並ぶMUFGグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確化すること、(ニ)三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円について全額引受けこと、また、株式交換の方法により、三菱UFJニコスが当社の完全子会社となる方針を決定しております。

この決定に基づき、当社と三菱UFJニコスは、当社を完全親会社、三菱UFJニコスを完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用した結果、のれん及び負ののれんが発生しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

① 取得原価及びその内訳

取得原価 198,936百万円

(内訳)

自己株式 198,821百万円

取得に直接要した支出額 115百万円

計 198,936百万円

② 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(イ)株式の種類別の交換比率

当社普通株式 1 : 三菱UFJニコス普通株式 0.37

当社普通株式 1 : 三菱UFJニコス第1種株式 1.39

(ロ) 交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は野村證券株式会社を、三菱UFJニコスは株式会社KPMG FASを、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定し算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両社間で慎重な交渉・協議を行ったうえで、本株式交換の株式交換比率を決定いたしました。

(ハ) 交付株式数及びその評価額

交付株式数	197,989,554株
評価額	286,391百万円

③ 発生したのれん及び負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(イ) 発生したのれん及び負ののれんの金額

のれん	98,360百万円
負ののれん	38,419百万円

(ロ) 発生原因

結合当事企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

(ハ) 債却方法及び償却期間

のれん	20年間で均等償却
負ののれん	20年間で均等償却

(アコム株式会社の子会社化)

当社は、平成20年9月8日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社であるアコム株式会社(以下「アコム」という)の株式に対する公開買付けの開始を決議し、平成20年9月16日から平成20年10月21日まで実施し、同社の株式38,140,009株を取得いたしました。本公開買付けにより、当社及び当社の連結子会社が保有するアコムの普通株式に係る議決権の合計の、アコムの総株主の議決権に占める保有比率は、40.04%となりました。

その後、アコムを当社の連結子会社とするべく必要な手続きを進め、平成20年12月25日に当該手続きが完了したため、アコムは当社の連結子会社となりました。

(1) 被取得企業の名称、事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率

- ① 被取得企業の名称 アコム株式会社
- ② 事業の内容 ローン事業、総合あっせん事業(クレジットカード事業)、信用保証事業
- ③ 企業結合を行った主な理由 アコムを当社グループにおける消費者金融事業の中核企業とし、当社グループの消費者金融事業を含むコンシューマーファイナンス事業の更なる発展を図るため

- ④ 企業結合日 平成20年12月25日
- ⑤ 企業結合の法的形式 株式公開買付けによる株式取得等による子会社化
- ⑥ 取得した議決権比率 24.27%

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得原価	152,757百万円
(内訳)	
株式取得代価	152,560百万円
取得に直接要した支出額	197百万円
計	152,757百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額 29,006百万円

② 発生原因

被取得企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

③ 債却方法及び償却期間 20年間で均等償却

(5) 企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳

① 資産の額 資産合計	1,767,244百万円
うち貸出金	1,340,041百万円
② 負債の額 負債合計	1,269,255百万円
うち借用金	586,818百万円
うち社債	253,952百万円

(6) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

経常収益	245,919百万円
経常利益	55,775百万円
当期純利益	8,038百万円

概算額は、企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された経常収益、経常利益、当期純利益との差額であります。また、企業結合時に認識されたのれんが当連結会計年度の開始の日に発生したものとし、償却額を算定しております。

なお、影響の概算額については、監査証明を受けておりません。

(ユニオンバンカル・コーポレーションの完全子会社化)

当社の国内銀行連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」という)は、平成20年8月29日から平成20年9月26日まで(いずれも米国東部時間)、ユニオンバンカル・コーポレーション(UnionBanCal Corporation、以下「UNBC」という)の発行済普通株式の全て(ただし、当社が三菱東京UFJ銀行及びその他の連結子会社を通じて保有する株式を除く)を対象とした米国における公開買付けを実施し、その後、平成20年11月4日(米国東部時間)、UNBCは三菱東京UFJ銀行が米国に設立した100%出資の受皿会社と合併し、三菱東京UFJ銀行の完全子会社となりました。

(1) 結合当事企業の名称、事業の内容、完全子会社化を行った主な理由、完全子会社化の法的形式及び取得した議決権比率

① 結合当事企業の名称	UnionBanCal Corporation
② 事業の内容	銀行持株会社

③ 完全子会社化を行った主な理由

海外事業強化は三菱東京UFJ銀行の戦略の大きな柱であり、とりわけ高い成長が期待されるアジアと、欧米の主要金融市場での業務拡大に取り組んでおります。

このうち、米国ではニューヨークをはじめとする主要都市に支店、現地法人の形態で事業展開を行う一方、西海岸では1996年以来、UNBCの議決権の過半数を保有しております。UNBCは傘下に100%子会社として、米国カリフォルニア州をベースとし、預金残高で全米第20位の商業銀行、ユニオンバンク(Union Bank, N.A)を有しております。

かかる状況下、三菱東京UFJ銀行では米国戦略強化の一環としてUNBCを完全子会社化することを決定いたしました。本件を米国における成長戦略の重要な布石と位置づけ、同国における経営の機動性を高め、更なるプレゼンスの向上をめざしてまいります。また、本件はグループ横断のガバナンス態勢、リスク管理態勢の高度化にも資するものと考えております。

④ 完全子会社化の法的形式

公開買付けにより子会社株式を取得する形式等

⑤ 取得した議決権比率 35.59%

(2) 子会社株式の追加取得に関する事項

① 取得原価及びその内訳

取得原価	389,310百万円
------	------------

(内訳)

株式取得代価	387,918百万円
--------	------------

取得に直接要した支出額	1,391百万円
-------------	----------

② 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(イ)発生したのれんの金額	221,605百万円
---------------	------------

(ロ)発生原因

結合当事企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

(ハ)償却方法及び償却期間	20年間で均等償却
---------------	-----------

II 当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

企業結合等関係について記載すべき重要なものはありません。

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	銀行業 (百万円)	信託銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	クレジット カード・ 貸金業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	4,006,533	617,339	501,634	436,999	114,951	5,677,460	-	5,677,460
(2) セグメント間の 内部経常収益	103,627	26,277	28,674	10,490	293,587	462,657	(462,657)	-
計	4,110,161	643,616	530,309	447,490	408,538	6,140,117	(462,657)	5,677,460
経常費用	4,110,416	583,547	548,234	416,530	186,386	5,845,116	(250,464)	5,594,652
経常利益 (△経常損失)	△254	60,069	△17,925	30,959	222,152	295,000	(212,192)	82,807
II 資産、減価償却費 及び資本的支出								
資産	160,547,082	22,011,994	19,679,450	4,844,270	3,707,788	210,790,587	(12,056,681)	198,733,906
減価償却費	151,775	35,861	22,202	22,005	11,497	243,342	-	243,342
資本的支出	324,620	40,594	29,472	23,791	72,418	490,898	-	490,898

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、リース業等が属しております。

3 その他における経常利益には、当社が国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社から受け取った配当金231,777百万円が含まれております。

4 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

実務対応報告第18号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「銀行業」で111百万円増加し、「その他」で3,452百万円減少し、経常費用は「銀行業」で1,753百万円、「証券業」で329百万円それぞれ増加し、「その他」で3,452百万円減少し、経常利益は「銀行業」で1,642百万円、「証券業」で329百万円それぞれ減少しております。なお、その他の各セグメントに与える影響は軽微であります。

## (追加情報)

米国会計基準適用子会社の財務諸表において、米国財務会計基準審議会基準書第158号に基づき計上される「退職給付費用として未認識の数理計算上の差異等」については、従来、純資産の部から控除し、その他資産及び退職給付引当金を加減しておりますが、当連結会計年度より税効果相当額及び少数株主持分相当額控除後の金額を米国会計基準適用子会社における年金債務調整額として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、資産が「銀行業」で416百万円、「その他」で13百万円それぞれ減少しております。

5 国際会計基準第39号「金融商品：認識と測定」

IAS第39号が改正され、平成20年7月1日より適用されることになったことに伴い、一部の12月決算在外子会社において平成20年7月1日に遡って適用し、従来、売買目的有価証券に区分していた一部の債券を満期保有目的の債券及びその他有価証券の区分に変更しております。

なお、この変更に伴い、従来のIAS第39号によった場合と比較して、経常収益は31,146百万円、経常費用は2,053百万円、経常利益は29,093百万円それぞれ増加しておりますが、この影響は「証券業」におけるものであります。

6 リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

## (借手側)

この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。

#### (貸手側)

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「銀行業」で1,322百万円、「その他」で113,442百万円それぞれ減少し、経常費用は「銀行業」で1,346百万円、「その他」で113,669百万円それぞれ減少し、経常利益は「銀行業」で23百万円、「その他」で226百万円それぞれ増加しております。

#### 7 その他有価証券に係る時価の算定方法

##### (追加情報)

従来、有価証券に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っておりましたが、実務対応報告第25号の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、資産が「銀行業」で59,219百万円、「信託銀行業」で1,878百万円それぞれ増加しております。

また、国内銀行連結子会社において満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の一部については、市場価格に準ずるものとして外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）から入手する価格により評価を行っておりましたが、当連結会計年度より評価の精度を高めるため、自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。

この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、経常費用は「銀行業」で131,171百万円減少し、経常利益は「銀行業」で同額増加し、資産は「銀行業」で274,892百万円、「信託銀行業」で3,297百万円それぞれ増加しております。

#### 8 マスターねッティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示

従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターねッティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりますが、当連結会計年度より、これらの金融資産及び金融負債を総額で表示する方法に変更しております。

これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・金融負債のみを相殺表示する合理性が薄れしており、原則通り総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。

この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、資産が「銀行業」で6,766,182百万円、「証券業」で4,349,791百万円それぞれ増加しております。

#### 9 債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い

実務対応報告第26号が公表されたことに伴い、国内銀行連結子会社において当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、平成21年1月30日にその他有価証券の一部を満期保有目的の債券の区分に変更しております。

この変更により、従来の区分で保有した場合に比べ、資産は10,837百万円減少しておりますが、この影響は「銀行業」におけるものであります。

#### 10 スプレッド方式による新株式発行及び自己株式の売出し

平成20年12月15日を払込期日とする募集による新株式発行(634,800千株)及び自己株式の処分による株式売出し(300,000千株)は、引受会社が引受価格(1株当たり399.80円)で引受を行い、これを引受価格と異なる発行価格(1株当たり417円)または売出価格(1株当たり417円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。

スプレッド方式では発行価額及び売出価額の合計額と引受価額総額との差額16,078百万円が事実上の引受手数料であり、引受価格と同一の発行価格及び売出価格で販売する方法によった場合と比較して、経常収益は「証券業」で3,488百万円減少し、経常費用は「その他」で16,078百万円減少し、経常利益は「証券業」で3,488百万円減少し、「その他」で16,078百万円増加しております。

#### 11 事業区分の方法

平成20年12月にアコム株式会社が連結子会社となり、コンシューマーファイナンス事業としての「貸金業」の重要性が高まったことに伴い、当連結会計年度より、従来「その他」に含まれていた「貸金業」を区分し、「クレジットカード業」を含めた「クレジットカード・貸金業」として表示しております。

なお、当連結会計年度の「クレジットカード・貸金業」に含まれる「貸金業」の経常収益、経常費用、経常利益および資産は、それぞれ以下のとおりであります。

当連結会計年度	
経常収益	69,577百万円
経常費用	53,247百万円
経常利益	16,330百万円
資産	1,615,610百万円

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	銀行業 (百万円)	信託銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	クレジット カード・ 貸金業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
<b>I 経常収益</b>								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	3,371,761	509,844	390,702	602,269	165,704	5,040,282	-	5,040,282
(2) セグメント間の 内部経常収益	111,921	25,743	29,000	18,020	234,622	419,308	(419,308)	-
計	3,483,683	535,588	419,703	620,289	400,326	5,459,590	(419,308)	5,040,282
経常費用	3,004,886	478,183	365,463	677,457	171,825	4,697,817	(203,232)	4,494,585
経常利益 (△経常損失)	478,796	57,404	54,239	△57,168	228,500	761,772	(216,075)	545,697
<b>II 資産、減価償却費 及び資本的支出</b>								
資産	165,126,983	22,629,373	21,544,623	4,912,838	5,286,626	219,500,446	(15,393,506)	204,106,939
減価償却費	141,607	36,840	24,410	27,975	8,357	239,191	-	239,191
資本的支出	163,228	33,370	16,124	34,877	46,528	294,129	-	294,129

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、リース業等が属しております。

3 その他における経常利益には、当社が計上した関係会社からの受取配当金202,648百万円が含まれております。

4 金融商品に関する会計基準

当連結会計年度末から企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)を適用しております。

これにより、従来の方法によった場合と比較して、経常費用は「銀行業」で7,875百万円増加し、経常利益は「銀行業」で同額減少し、資産は「銀行業」で33,486百万円増加、「信託銀行業」で757百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア ・オセ アニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	4,082,841	693,744	8,759	563,701	328,413	5,677,460	-	5,677,460
(2) セグメント間の内部 経常収益	157,577	40,450	120,576	99,983	43,019	461,607	(461,607)	-
計	4,240,419	734,194	129,335	663,685	371,433	6,139,068	(461,607)	5,677,460
経常費用	4,419,728	674,447	78,249	593,240	284,706	6,050,372	(455,719)	5,594,652
経常利益(△経常損失)	△179,309	59,747	51,086	70,444	86,726	88,695	(5,888)	82,807
II 資産	170,708,313	18,378,033	3,562,634	19,612,020	10,666,306	222,927,308	(24,193,402)	198,733,906

(注) 1 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

3 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

実務対応報告第18号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「北米」で362百万円、「欧州・中近東」で2,977百万円それぞれ減少し、経常費用は「北米」で1,629百万円増加し、「欧州・中近東」で2,998百万円減少し、経常利益は「北米」で1,992百万円減少し、「欧州・中近東」で20百万円増加しております。

(追加情報)

米国会計基準適用子会社の財務諸表において、米国財務会計基準審議会基準書第158号に基づき計上される「退職給付費用として未認識の数理計算上の差異等」については、従来、純資産の部から控除し、その他資産及び退職給付引当金を加減しておりますが、当連結会計年度より税効果相当額及び少数株主持分相当額控除後の金額を米国会計基準適用子会社における年金債務調整額として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、資産が430百万円減少しておりますが、この影響は「北米」におけるものであります。

4 國際会計基準第39号「金融商品：認識と測定」

IAS第39号が改正され、平成20年7月1日より適用されることになったことに伴い、一部の12月決算在外子会社において平成20年7月1日に遡って適用し、従来、売買目的有価証券に区分していた一部の債券を満期保有目的の債券及びその他有価証券の区分に変更しております。

なお、この変更に伴い、従来のIAS第39号によった場合と比較して、経常収益は31,146百万円、経常費用は2,053百万円、経常利益は29,093百万円それぞれ増加しておりますが、この影響は「欧州・中近東」におけるものであります。

5 リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。

(貸手側)

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は114,746百万円減少、経常費用は114,996百万円減少、経常利益は250百万円増加しておりますが、この影響は「日本」におけるものであります。

## 6 その他有価証券に係る時価の算定方法

### (追加情報)

従来、有価証券に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っておりましたが、実務対応報告第25号の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、資産が61,097百万円増加しておりますが、この影響は「日本」におけるものであります。

また、国内銀行連結子会社において満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の一部については、市場価格に準ずるものとして外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）から入手する価格により評価を行っておりましたが、当連結会計年度より評価の精度を高めるため、自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。

この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、経常費用は「日本」で97,826百万円、「北米」で33,345百万円それぞれ減少し、経常利益は「日本」で97,826百万円、「北米」で33,345百万円それぞれ増加し、「資産」は日本で134,790百万円、「北米」で143,399百万円それぞれ増加しております。

## 7 マスター・ネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示

従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスター・ネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりますが、当連結会計年度より、これらの金融資産及び金融負債を総額で表示する方法に変更しております。

これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・金融負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則通り総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。

この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、資産が「日本」で5,315,470百万円、「北米」で723,958百万円、「中南米」で566百万円、「欧州」で2,427,519百万円、「アジア」で72,597百万円それぞれ増加しております。

## 8 債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い

実務対応報告第26号が公表されたことに伴い、国内銀行連結子会社において当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、平成21年1月30日にその他有価証券の一部を満期保有目的の債券の区分に変更しております。

この変更により、従来の区分で保有した場合に比べ、資産が「日本」で8,478百万円、「北米」で2,359百万円それぞれ減少しております。

## 9 スプレッド方式による新株式発行及び自己株式の売出し

平成20年12月15日を払込期日とする募集による新株式発行(634,800千株)及び自己株式の処分による株式売出し(300,000千株)は、引受会社が引受価格(1株当たり399.80円)で引受を行い、これを引受価格と異なる発行価格(1株当たり417円)または売出価格(1株当たり417円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。

スプレッド方式では発行価額及び売出価額の合計額と引受価額総額との差額16,078百万円が事実上の引受手数料であり、引受価格と同一の発行価格及び売出価格で販売する方法によった場合と比較して、経常費用は12,589百万円減少し、経常利益は同額増加しておりますが、この影響は「日本」におけるものであります。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア ・オセ アニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
<b>I 経常収益</b>								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	3,917,221	551,877	19,029	272,930	279,223	5,040,282	-	5,040,282
(2) セグメント間の内部 経常収益	78,582	36,239	105,366	40,631	27,566	288,386	(288,386)	-
計	3,995,803	588,116	124,396	313,561	306,790	5,328,668	(288,386)	5,040,282
経常費用	3,654,206	580,126	43,403	285,593	201,401	4,764,732	(270,147)	4,494,585
経常利益	341,596	7,989	80,992	27,967	105,388	563,935	(18,238)	545,697
<b>II 資産</b>	173,814,621	21,848,582	4,422,229	18,387,483	12,132,547	230,605,463	(26,498,524)	204,106,939

(注) 1 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

3 金融商品に関する会計基準

当連結会計年度末から企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)を適用しております。

これにより、従来の方法によった場合と比較して、経常費用は「日本」で7,875百万円増加し、経常利益は「日本」で同額減少し、資産は「日本」で31,462百万円、「欧州・中近東」で419百万円、「アジア・オセアニア」で2,362百万円それぞれ増加しております。

### 【海外経常収益】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	1,594,618
II 連結経常収益	5,677,460
III 海外経常収益の連結経常収益に 占める割合(%)	28.0

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。  
2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	1,123,060
II 連結経常収益	5,040,282
III 海外経常収益の連結経常収益に 占める割合(%)	22.2

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。  
2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

【関連当事者情報】

I 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

(追加情報)

当連結会計年度より、企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会)を適用しております。

II 当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

(1 株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 株当たり純資産額 528円66銭	1 株当たり純資産額 612円5銭
1 株当たり当期純損失金額 25円4銭	1 株当たり当期純利益金額 29円56銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額について、当連結会計年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 29円54銭
<p>(注) 1. 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。</p>	
<p>(注) 1. 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。</p>	
1 株当たり当期純損失金額	1 株当たり当期純利益金額
当期純損失 256,952百万円	当期純利益 388,734百万円
普通株主に帰属しない金額 14,028百万円	普通株主に帰属しない金額 24,206百万円
うち優先配当額 14,028百万円	うち優先配当額 24,206百万円
普通株式に係る当期純損失 270,980百万円	普通株式に係る当期純利益 364,528百万円
普通株式の期中平均株式数 10,819,817千株	普通株式の期中平均株式数 12,329,080千株
<p>潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額</p>	
<p>当期純利益調整額 △44百万円</p>	
<p>うち優先配当額 0百万円</p>	
<p>うち連結子会社等の潜在株式による調整額 △44百万円</p>	
<p>普通株式増加数 8,644千株</p>	
<p>うち優先株式 1千株</p>	
<p>うち新株予約権 8,643千株</p>	

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要	希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要
第十一種優先株式 (発行済株式数1千株) 新株予約権(ストック・オプション) 2種類 これらの概要は、「株式等の状況」 に記載の通りであります。	連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 平成18年ストック・オプション ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 327,022円 ・当初付与個数 1,438個 ・平成22年3月末現在個数 1,050個
連結子会社の発行する優先株式 株式会社泉州銀行 第一回優先株式 (発行済株式数7,530千株)	アコム株式会社 平成15年ストック・オプション ・付与日 平成15年8月1日 ・行使期限 平成22年6月30日 ・権利行使価格 4,931円 ・当初付与個数 34,980個 ・平成22年3月末現在個数 11,911個
持分法適用関連会社の発行する 優先株式 株式会社岐阜銀行 第一回第1種優先株式 (発行済株式数30,000千株) 第一回第4種優先株式 (発行済株式数5,000千株)	アイ・アール債権回収株式会社 平成16年ストック・オプション ・付与日 平成16年10月1日 ・行使期限 平成22年8月31日 ・権利行使価格 67,900円 ・当初付与個数 133個 ・平成22年3月末現在個数 34個
連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 平成15年ストック・オプション ・付与日 平成15年12月31日 ・行使期限 平成22年12月31日 ・権利行使価格 15,000円 ・当初付与個数 4,287個 ・平成21年3月末現在個数 126個 平成16年ストック・オプション ・付与日 平成16年4月30日 ・行使期限 平成22年12月31日 ・権利行使価格 22,366円 ・当初付与個数 618個 ・平成21年3月末現在個数 57個 平成18年ストック・オプション ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 327,022円 ・当初付与個数 1,438個 ・平成21年3月末現在個数 1,067個	エム・ユー・ハンズオンキャピタル 株式会社 平成12年②ストック・オプション ・付与日 平成12年12月18日 ・行使期限 平成22年12月1日 ・権利行使価格 65,000円 ・当初付与個数 1,200個 ・平成22年3月末現在個数 375個 平成14年ストック・オプション ・付与日 平成15年5月20日 ・行使期限 平成22年12月1日 ・権利行使価格 120,000円 ・当初付与個数 585個 ・平成22年3月末現在個数 245個
アコム株式会社 平成15年ストック・オプション ・付与日 平成15年8月1日 ・行使期限 平成22年6月30日 ・権利行使価格 4,931円 ・当初付与個数 34,980個 ・平成21年3月末現在個数 12,111個	アイ・アール債権回収株式会社 平成16年ストック・オプション ・付与日 平成16年10月1日 ・行使期限 平成22年8月31日 ・権利行使価格 67,900円 ・当初付与個数 133個 ・平成21年3月末現在個数 49個

<p>エム・ユー・ハンズオンキャピタル 株式会社</p> <p>平成12年②ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成12年12月18日</li> <li>・行使期限 平成22年12月1日</li> <li>・権利行使価格 65,000円</li> <li>・当初付与個数 1,200個</li> <li>・平成21年3月末現在個数 375個</li> </ul> <p>平成14年ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成15年5月20日</li> <li>・行使期限 平成22年12月1日</li> <li>・権利行使価格 120,000円</li> <li>・当初付与個数 585個</li> <li>・平成21年3月末現在個数 245個</li> </ul> <p>パレス・キャピタル・パートナーズA 株式会社</p> <p>平成21年1月1日付けで連結の範囲から除外しているため新株予約権の種類および数は記載しておりません。</p> <p>なお、同日付けで株式会社フーズネットへ商号を変更しております。</p> <p>持分法適用関連会社の発行する新株予約権</p> <p>Kim Eng Securities (Thailand) Public Company Limited</p> <p>新株予約権(ストック・オプション)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成18年2月22日</li> <li>・行使期限 平成22年2月22日</li> <li>・権利行使価格 7バーツ</li> <li>・当初付与個数 27,250,000個</li> <li>・平成20年12月末現在個数 5,457,200個</li> </ul>	
--	--

前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	当連結会計年度末 (平成22年3月31日)
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、 次のとおりであります。	2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、 次のとおりであります。
純資産の部の合計額 8,570,641百万円	純資産の部の合計額 11,299,459百万円
純資産の部の合計額から控除する 金額 2,417,362百万円	純資産の部の合計額から控除する 金額 2,645,901百万円
うち優先株式 640,001百万円	うち優先株式 640,001百万円
うち優先配当額 10,337百万円	うち優先配当額 12,236百万円
うち新株予約権 4,650百万円	うち新株予約権 6,451百万円
うち少数株主持分 1,762,372百万円	うち少数株主持分 1,987,213百万円
普通株式に係る年度末の純資産額 6,153,279百万円	普通株式に係る年度末の純資産額 8,653,557百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた年度末の普通株式の数 11,639,199千株	1株当たり純資産額の算定に用いられた年度末の普通株式の数 14,138,632千株

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																										
(優先出資証券の償還) 当社は、平成21年5月28日開催の取締役会において、当社の子会社である海外特別目的会社の発行した優先出資証券について、全額償還されることを承認する決議をいたしました。 償還される優先出資証券の概要は以下のとおりです。 なお、償還予定日は平成21年7月27日です。	1. 優先株式の取得及び消却 当社は平成22年2月3日開催の取締役会において、当社発行の第一回第三種優先株式の全部につき、資本政策の一環として、当社定款第18条第2項の規定に基づく取得を行うこと及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うこと並びに当該取得及び消却の効力発生日を平成22年4月1日とすることを決議しております。 上記決議に基づき、当社は平成22年4月1日付けで第一回第三種優先株式の全部を取得し、これを全て消却しております。																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>発行体</th><th>Sanwa Capital Finance 2 Limited</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>証券の種類</td><td>非累積型・変動配当・優先出資証券 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する</td></tr> <tr> <td>償還期限</td><td>永久 ただし、平成21年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる</td></tr> <tr> <td>配当</td><td>非累積型・変動配当</td></tr> <tr> <td>発行総額</td><td>1,300億円</td></tr> <tr> <td>払込日</td><td>平成11年3月25日</td></tr> <tr> <td>償還対象総額</td><td>1,300億円</td></tr> <tr> <td>償還金額</td><td>1証券につき1,000万円(払込金額相当額)</td></tr> </tbody> </table>	発行体	Sanwa Capital Finance 2 Limited	証券の種類	非累積型・変動配当・優先出資証券 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する	償還期限	永久 ただし、平成21年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる	配当	非累積型・変動配当	発行総額	1,300億円	払込日	平成11年3月25日	償還対象総額	1,300億円	償還金額	1証券につき1,000万円(払込金額相当額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得の方法</th><th>第一回第三種優先株式の取得条項に基づく取得</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得・消却した株式の種類</td><td>第一回第三種優先株式</td></tr> <tr> <td>取得・消却した株式の総数</td><td>100,000千株</td></tr> <tr> <td>取得価額・消却価額の総額</td><td>250,000百万円 (1株につき2,500円)</td></tr> <tr> <td>消却の方法</td><td>その他資本剰余金からの減額</td></tr> </tbody> </table>	取得の方法	第一回第三種優先株式の取得条項に基づく取得	取得・消却した株式の種類	第一回第三種優先株式	取得・消却した株式の総数	100,000千株	取得価額・消却価額の総額	250,000百万円 (1株につき2,500円)	消却の方法	その他資本剰余金からの減額
発行体	Sanwa Capital Finance 2 Limited																										
証券の種類	非累積型・変動配当・優先出資証券 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する																										
償還期限	永久 ただし、平成21年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる																										
配当	非累積型・変動配当																										
発行総額	1,300億円																										
払込日	平成11年3月25日																										
償還対象総額	1,300億円																										
償還金額	1証券につき1,000万円(払込金額相当額)																										
取得の方法	第一回第三種優先株式の取得条項に基づく取得																										
取得・消却した株式の種類	第一回第三種優先株式																										
取得・消却した株式の総数	100,000千株																										
取得価額・消却価額の総額	250,000百万円 (1株につき2,500円)																										
消却の方法	その他資本剰余金からの減額																										
(優先出資証券発行に係る特別目的子会社の設立) 当社は、平成21年5月28日開催の取締役会において、将来の資本政策の柔軟性を高めるために、優先出資証券の発行を目的として、ケイマン諸島に当社の100%出資子会社MUFG Capital Finance 9 Limitedを設立することを決議いたしました。 今回発行する優先出資証券の概要は以下のとおりであり、今後、具体的な条件を決定する予定です。	2. モルガン・スタンレーとの日本における証券会社の統合 当社とMorgan Stanley(以下「モルガン・スタンレー」という。)は、平成20年10月13日に実施した当社によるモルガン・スタンレーへの出資以降、グローバルな戦略的アライアンスの具体化について検討を進め、当社とモルガン・スタンレーのネットワークと顧客基盤等を活用した統合効果を最大限発揮できる形態とするため、平成22年3月30日に、三菱UFJ証券株式会社(当時の商号。平成22年4月1日付けで「三菱UFJ証券ホールディングス株式会社」に商号変更済み。以下「旧三菱UFJ証券」または「三菱UFJ証券ホールディングス」という。)の国内の事業とモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「モルガン・スタンレー証券」という。)の事業の統合に関する統合契約書を締結いたしました。当該契約書に従い、平成22年5月1日付けで以下のように当社とモルガン・スタンレーの共同出資による証券会社2社(三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」という。)及びモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社(以下「モルガン・スタンレーMUFG証券」という。))が発足いたしました。 (1) 当該事象の内容 ① 統合により発足した証券会社 (イ) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 旧三菱UFJ証券の国内の事業と、モルガン・スタンレー証券の事業のうちインベストメントバンキング部門を統合し、「三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社」が発足いたしました。モルガン・スタンレー証券のインベストメントバンキング部門は、会社分割(吸収分割)により平成22年5月1日付けで三菱UFJモルガン・スタンレー証券に承継されました。																										

(注) 関係法令に基づく必要な届出、許認可の効力発生を前提としています。

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>会社名(商号) :</p> <p>(和文) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 (英文) Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd.</p> <p>本社所在地 :</p> <p>東京都千代田区丸の内二丁目5番2号</p> <p>株主 :</p> <p>三菱UFJ証券ホールディングス(当社100%出資)(議決権保有比率、経済的出資持分比率とも60%) モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社(モルガン・スタンレー100%出資。以下「モルガン・スタンレー・ホールディングス」という。)(議決権保有比率、経済的出資持分比率とも40%)</p> <p>(ロ)モルガン・スタンレーMUF G証券</p> <p>モルガン・スタンレー証券における、インベストメントバンキング部門を除いたセールスアンドトレーディング部門と資本市場(株式・債券引受)部門の事業は、「モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社」とし、当社との合弁事業といたしました。</p> <p>会社名(商号) :</p> <p>(和文) モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社 (英文) Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd.</p> <p>本社所在地 :</p> <p>東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号</p> <p>株主 :</p> <p>モルガン・スタンレー・ホールディングス(議決権保有比率:51%) 三菱UFJ証券ホールディングス(議決権保有比率:49%) なお、経済的出資持分は、三菱UFJ証券ホールディングスとモルガン・スタンレー・ホールディングスで60:40といたしました。</p> <p>② 統合に至る経緯</p> <p>平成21年12月1日 「三菱UFJ証券分割準備株式会社」(旧三菱UFJ証券100%出資)設立</p> <p>平成22年4月1日 旧三菱UFJ証券が会社分割(吸収分割)により中間持株会社制へ移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧三菱UFJ証券が「三菱UFJ証券ホールディングス株式会社」に商号変更</li> <li>・三菱UFJ証券分割準備株式会社が「三菱UFJ証券株式会社」(以下「三菱UFJ証券」という。)に商号変更</li> </ul> <p>平成22年5月1日 当社とモルガン・スタンレーの共同出資による証券会社2社の発足</p>

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三菱UFJ証券が「三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社」に商号変更</li> <li>・モルガン・スタンレー証券の会社分割(吸収分割)により、インベストメントバンキング部門を三菱UFJモルガン・スタンレー証券に承継</li> <li>・モルガン・スタンレー証券が「モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社」に商号変更(なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券とモルガン・スタンレーMUFG証券の最初の営業日は、平成22年5月6日となりました。)</li> </ul> <p>③ 統合ストラクチャーの概要</p> <p>(イ) 三菱UFJ証券ホールディングスとモルガン・スタンレー・ホールディングスは、それぞれ三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUFG証券の過半数の議決権が付与された株式(三菱UFJ証券ホールディングスは三菱UFJモルガン・スタンレー証券の議決権総数の60%、モルガン・スタンレー・ホールディングスはモルガン・スタンレーMUFG証券の議決権総数の51%)の直接保有を継続しつつ、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUFG証券が発行するその他の株式をいずれも別途設立する民法上の任意組合(MMパートナーシップ)(以下「本組合」という。)に現物出資いたしました。本組合に対する組合出資持分については、三菱UFJ証券ホールディングスが60%、モルガン・スタンレー・ホールディングスが40%を取得することにより、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUFG証券に係る経済的出資持分比率を三菱UFJ証券ホールディングスとモルガン・スタンレー・ホールディングスで60:40といたしました。本組合は当該目的のために組成したものです。</p> <p>(ロ) また、本組合が保有する三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式及びモルガン・スタンレーMUFG証券株式に係る議決権行使に関する組合契約上の取り決めに基づき、本組合を通じて、三菱UFJ証券ホールディングスは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券/モルガン・スタンレーMUFG証券に対する配当請求権の60%に加えてモルガン・スタンレーMUFG証券の議決権の49%を実質的に取得し、モルガン・スタンレー・ホールディングスは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券/モルガン・スタンレーMUFG証券に対する配当請求権の40%に加えて三菱UFJモルガン・スタンレー証券の議決権の40%を実質的に取得いたしました。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>																																																	
	<p>(ハ) モルガン・スタンレー証券のインベストメントバンキング部門は、会社分割(吸収分割)により平成22年5月1日付けで三菱UFJモルガン・スタンレー証券に承継されました。</p> <p>MMパートナーシップの概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">名称</td> <td colspan="2">(和文) MMパートナーシップ (英文) MM Partnership</td> </tr> <tr> <td>根拠法</td> <td colspan="2">民法</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="2">東京都千代田区丸の内二丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td colspan="2">三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式の保有</td> </tr> <tr> <td>組合契約の効力発生日</td> <td colspan="2">平成22年5月1日</td> </tr> <tr> <td>持分比率</td> <td colspan="2">三菱UFJ証券ホールディングス 60% モルガン・スタンレー・ホールディングス 40%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">当社と当該会社との間の関係</td> <td>資本関係</td> <td>当社は三菱UFJ証券ホールディングスを通じて本組合の持分の60%を保有し、本組合は当社の子会社に該当します。</td> </tr> <tr> <td>人的関係</td> <td>記載すべき人的関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>取引関係</td> <td>記載すべき取引関係はありません。</td> </tr> </table> <p>(4) 発足した証券会社2社の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">商号</td> <td>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社</td> <td>モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>取締役社長 秋草史幸</td> <td>代表取締役社長 ジョナサン B. キンドレッド</td> </tr> <tr> <td>本社所在地</td> <td>東京都千代田区丸の内二丁目5番2号</td> <td>東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号</td> </tr> <tr> <td>創業年月日</td> <td>昭和23年3月4日</td> <td>昭和59年3月6日</td> </tr> <tr> <td>主な事業内容</td> <td colspan="2">金融商品取引業</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>30億円 (平成22年5月1日現在)</td> <td>1,261億円 (平成22年5月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>約6,880名 (平成22年5月1日現在)</td> <td>約810名 (平成22年5月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>決算期</td> <td>3月</td> <td>3月</td> </tr> </table> <p>(2) 当該注記に関する未確定事項につきましては記載しておりません。</p>	名称	(和文) MMパートナーシップ (英文) MM Partnership		根拠法	民法		所在地	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号		事業内容	三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式の保有		組合契約の効力発生日	平成22年5月1日		持分比率	三菱UFJ証券ホールディングス 60% モルガン・スタンレー・ホールディングス 40%		当社と当該会社との間の関係	資本関係	当社は三菱UFJ証券ホールディングスを通じて本組合の持分の60%を保有し、本組合は当社の子会社に該当します。	人的関係	記載すべき人的関係はありません。	取引関係	記載すべき取引関係はありません。	商号	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	代表者	取締役社長 秋草史幸	代表取締役社長 ジョナサン B. キンドレッド	本社所在地	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	創業年月日	昭和23年3月4日	昭和59年3月6日	主な事業内容	金融商品取引業		資本金	30億円 (平成22年5月1日現在)	1,261億円 (平成22年5月1日現在)	従業員数	約6,880名 (平成22年5月1日現在)	約810名 (平成22年5月1日現在)	決算期	3月	3月
名称	(和文) MMパートナーシップ (英文) MM Partnership																																																	
根拠法	民法																																																	
所在地	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号																																																	
事業内容	三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式の保有																																																	
組合契約の効力発生日	平成22年5月1日																																																	
持分比率	三菱UFJ証券ホールディングス 60% モルガン・スタンレー・ホールディングス 40%																																																	
当社と当該会社との間の関係	資本関係	当社は三菱UFJ証券ホールディングスを通じて本組合の持分の60%を保有し、本組合は当社の子会社に該当します。																																																
	人的関係	記載すべき人的関係はありません。																																																
	取引関係	記載すべき取引関係はありません。																																																
商号	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社																																																
代表者	取締役社長 秋草史幸	代表取締役社長 ジョナサン B. キンドレッド																																																
本社所在地	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号																																																
創業年月日	昭和23年3月4日	昭和59年3月6日																																																
主な事業内容	金融商品取引業																																																	
資本金	30億円 (平成22年5月1日現在)	1,261億円 (平成22年5月1日現在)																																																
従業員数	約6,880名 (平成22年5月1日現在)	約810名 (平成22年5月1日現在)																																																
決算期	3月	3月																																																

(追加情報)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(スプレッド方式による新株式発行及び自己株式の売出し)</p> <p>平成20年12月15日を払込期日とする募集による新株式発行(634,800千株)及び自己株式の処分による株式売出し(300,000千株)は、引受会社が引受価格(1株当たり399.80円)で引受を行い、これを引受価格と異なる発行価格(1株当たり417円)または売出価格(1株当たり417円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では発行価額及び売出価額の合計額と引受価額総額との差額16,078百万円が事実上の引受手数料であり、引受価格と同一の発行価格及び売出価格で販売する方法によった場合と比較して、「その他の経常費用」の額と「資本金」及び「資本剰余金」の合計額は、それぞれ12,589百万円少なく計上されており、「経常利益」及び「税金等調整前当期純利益」は、それぞれ同額多く計上されております。</p> <p>なお、連結子会社に対する事実上の引受手数料3,488百万円は、連結財務諸表上の「役務取引等収益」から消去し、「資本剰余金」として処理しております。</p>	<p>(スプレッド方式による新株式発行)</p> <p>平成21年12月21日を払込期日とする募集による新株式発行(2,337,000千株)は、引受会社が引受価格(1株当たり412.53円)で引受を行い、これを引受価格と異なる発行価格(1株当たり428円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では発行価額総額と引受価額総額との差額36,153百万円が事実上の引受手数料であり、引受価格と同一の発行価格で販売する方法によった場合と比較して、「その他の経常費用」の額と「資本金」及び「資本剰余金」の合計額は、それぞれ26,440百万円少なく計上されており、「経常利益」及び「税金等調整前当期純利益」は、それぞれ同額多く計上されております。</p> <p>なお、連結子会社に対する事実上の引受手数料9,712百万円は、連結財務諸表上の「役務取引等収益」から消去し、「資本剰余金」として処理しております。</p>

⑤ 【連結附属明細表】  
【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第2回無担保社債	平成16年10月27日	50,000 [50,000]	—	0.81	なし	平成21年10月27日
	第4回無担保社債	平成17年3月11日	50,000 [50,000]	—	0.75	なし	平成22年3月11日
	第6回無担保社債	平成17年4月27日	50,000	50,000 [50,000]	0.65	なし	平成22年4月27日
	第8回無担保社債	平成17年7月27日	50,000	50,000 [50,000]	0.59	なし	平成22年7月27日
	第10回無担保社債	平成17年12月22日	50,000	50,000 [50,000]	1.03	なし	平成22年12月22日
	第12回無担保社債	平成18年3月16日	80,000	80,000 [80,000]	1.21	なし	平成23年3月16日
株式会社 三菱東京UFJ 銀行	第2回～第112回 普通社債	平成11年10月～ 平成22年1月	1,514,897 [259,997]	1,646,486 [468,986]	0.39～ 2.69	なし	平成21年4月～ 平成39年4月
	2012年7月27日満期 ユーロ米ドル建社債	平成21年7月27日	—	33,461 (USD359,641千)	2.51	なし	平成24年7月27日
	2012年7月27日満期 ユーロ豪ドル建社債	平成21年7月27日	—	17,055 (AUD199,987千)	5.40	なし	平成24年7月27日
	2013年1月22日満期 米ドル建シニア社債	平成22年1月22日	—	93,030 (USD999,899千)	2.60	なし	平成25年1月22日
	2015年1月22日満期 米ドル建シニア社債	平成22年1月22日	—	92,841 (USD997,865千)	3.85	なし	平成27年1月22日
	第1回米ドル建劣後社債	平成12年2月25日	188,625 (USD1,922,334千)	178,593 (USD1,922,423千) [178,593]	8.40	なし	平成22年4月15日
	米ドル建劣後社債	平成13年6月15日	196,010 (USD1,995,628千)	185,705 (USD1,996,238千)	7.40	なし	平成23年6月15日
	第1回円建劣後社債	平成12年7月27日	70,000	70,000 [70,000]	2.25	なし	平成22年7月27日
	第2回円建劣後社債	平成13年7月31日	49,400	50,000	1.93	なし	平成23年7月29日
	第3回円建劣後社債	平成14年6月25日	49,700	50,000	2.39	なし	平成24年6月25日
	第3回2号円建劣後社債	平成15年6月26日	79,200	79,200	1.30	なし	平成25年6月26日
	第4回円建劣後社債	平成15年5月22日	100,000	96,800	1.13	なし	平成25年5月22日
	第6回円建劣後社債	平成16年12月22日	70,000	70,000	1.73	なし	平成26年12月22日
	第7回円建劣後社債	平成16年12月22日	30,000	30,000	2.11	なし	平成31年12月20日
	第8回円建劣後社債	平成17年7月22日	60,000	60,000	1.64	なし	平成27年7月22日
	第9回円建劣後社債	平成17年7月22日	20,000	19,900	2.01	なし	平成32年7月22日
	第11回円建劣後社債	平成18年10月31日	50,000	50,000	2.28	なし	平成28年10月31日
	第12回円建劣後社債	平成19年7月30日	47,000	47,600	2.16	なし	平成29年7月28日
	第13回円建劣後社債	平成19年11月16日	10,000	9,900	2.04	なし	平成34年11月16日
	第14回円建劣後社債	平成20年4月15日	40,000	40,000	1.12	なし	平成30年4月16日
	第15回円建劣後社債	平成20年8月29日	169,987	169,433	2.30	なし	平成28年8月26日
	第16回円建劣後社債	平成20年12月26日	33,980	33,720	2.49	なし	平成30年12月26日
	第17回円建劣後社債	平成20年12月18日	35,300	35,300	2.49	なし	平成30年12月18日
	第18回円建劣後社債	平成20年12月18日	22,700	22,600	1.88	なし	平成30年12月18日
	第19回円建劣後社債	平成21年3月13日	449,997	448,090	2.75	なし	平成29年4月25日
	第20回円建劣後社債	平成21年6月10日	—	52,000	1.99	なし	平成31年6月10日
	第21回円建劣後社債	平成21年6月10日	—	31,000	1.48	なし	平成31年6月10日
	第22回円建劣後社債	平成21年8月28日	—	248,620	2.20	なし	平成29年8月28日
	第23回円建劣後社債	平成21年10月16日	—	30,000	2.91	なし	平成41年10月16日
	ユーロ建劣後社債 (MTNプログラムによる 発行)	平成17年12月16日	129,280 (EUR995,693千)	124,444 (EUR996,191千)	3.50	なし	平成27年12月16日
三菱UFJ信託 銀行株式会社	短期社債	平成21年1月～ 平成22年3月	37,200 [37,200]	20,400 [20,400]	0.13	なし	平成21年4月～ 平成22年6月
	無担保社債 (劣後特約付)	平成12年9月～ 平成22年3月	88,000	217,222 [30,000]	1.88～ 2.70	なし	平成22年9月～ 平成32年3月
	ユーロ円建社債 (劣後特約付)	平成13年1月～ 平成21年3月	121,300	99,100	0.48～ 2.52	なし	平成21年5月～ 平成31年3月
	ユーロ円建永久社債 (劣後特約付)	平成15年3月～ 平成17年7月	30,500	20,000	0.90～ 1.93	なし	—
※1	短期社債	平成21年1月～ 平成22年3月	286,759 [286,759]	460,144 [460,144]	0.12～ 1.70	※2	平成21年4月～ 平成22年7月
	普通社債	平成9年6月～ 平成22年3月	1,024,575 (USD964,750千) (EUR3,000千) (AUD34,200千) (THB6,255,000千) [174,560]	1,095,806 (USD1,253,050千) (EUR4,000千) (AUD54,400千) (THB7,755,000千) [217,907]	0.00～ 27.70	※3	平成21年1月～ 平成52年3月
	劣後社債	平成9年3月～ 平成21年11月	1,197,543 (USD6,341,403千) (EUR900,000千) (GBP275,000千) [152,309]	926,738 (USD4,784,803千) (EUR881,200千) (GBP275,000千) [4,926]	0.47～ 10.87	なし	平成21年5月～ 平成47年3月
	永久劣後社債	平成12年3月～ 平成21年11月	277,160 (USD150,000千)	318,220 (USD150,000千)	0.78～ 5.82	なし	—
合計		—	6,809,118	7,503,408	—	—	—

- (注) 1 ※1は連結子会社UnionBanCal Corporation、Mitsubishi UFJ Securities International plc、BTMU (Curacao) Holdings N.V.、UFJ Finance Aruba A.E.C.、MTBC Finance (Aruba) A.E.C.、三菱UFJ証券株式会社、三菱UFJニコス株式会社、アコム株式会社、東京合同ファイナンス株式会社、株式会社日本ビジネスリースの発行した社債をまとめて記載しております。なお、株式会社泉州銀行は、株式移転に伴う議決権の所有割合の低下により当連結会計年度中に子会社でなくなりましたが、同社の発行した社債は「前期末残高」には含めて記載しております。
- 2 ※2には連結子会社が期中に発行及び償還した有担保の短期社債が前期末残高には4銘柄、また当期末残高には36銘柄含まれております。それ以外は無担保であります。
- 3 ※3には前期末残高に連結子会社が発行した有担保の普通社債が13銘柄含まれており、また当期末残高に連結子会社が発行した有担保の普通社債2銘柄及び劣後社債8銘柄が含まれております。それ以外は無担保であります。
- 4 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の( )書きは外貨建社債の金額であります。
- 5 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の〔 〕書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
- 6 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
1,680,959	766,850	689,296	550,577	457,326

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借用金	7,729,256	6,235,917	0.80	—
再割引手形	8,521	—	—	—
借入金	7,720,734	6,235,917	0.80	平成21年1月～ 平成50年4月
リース債務	2,563	6,408	—	平成21年4月～ 平成31年3月

(注) 1 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。なお、リース債務については、一部の連結会社においてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率は記載しておりません。

2 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

区分	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	4,309,985	327,950	305,675	169,619	419,210
リース債務(百万円)	1,721	1,658	1,275	889	387

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借用金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考)

なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
コマーシャル・ペーパー	141,436	196,929	0.46	—

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	第2四半期 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	第3四半期 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	第4四半期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益 (百万円)	1,335,642	1,282,791	1,156,480	1,265,367
税金等調整前 四半期純利益 金額(百万円)	139,266	75,108	150,647	231,710
四半期純利益 金額(百万円)	75,940	65,007	76,119	171,665
1株当たり四 半期純利益金 額(円)	6円52銭	5円58銭	6円38銭	12円14銭

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

## 2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】  
①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	※2 33,602	※2 16,490
有価証券	—	※2 70,000
前払費用	※2 643	※2 520
繰延税金資産	26,379	15,756
未収収益	※2 23,469	※2 20,019
未収入金	※2 52,191	※2 44,922
その他	※2 4	※2 2
<b>流動資産合計</b>	<b>136,291</b>	<b>167,712</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	21	14
器具及び備品	185	173
リース資産	48	73
<b>有形固定資産合計</b>	<b>※1 255</b>	<b>※1 261</b>
<b>無形固定資産</b>		
商標権	39	32
ソフトウエア	1,025	1,828
リース資産	—	111
その他	2	2
<b>無形固定資産合計</b>	<b>1,066</b>	<b>1,974</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	886,634	906,980
関係会社株式	8,806,543	10,104,826
その他	※2 221	※2 324
投資損失引当金	△1,733	△1,733
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>9,691,665</b>	<b>11,010,397</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>9,692,987</b>	<b>11,012,633</b>
<b>資産合計</b>	<b>9,829,278</b>	<b>11,180,345</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
短期借入金	※3 1,032,670	※3 1,129,452
1年内償還予定の社債	100,000	230,000
1年内返済予定の長期借入金	※3 12,800	※3 257,252
リース債務	※3 11	※3 46
未払金	※3 1,372	※3 2,439
未払費用	※3 21,790	※3 5,819
未払法人税等	400	544
預り金	283	242
賞与引当金	299	318
役員賞与引当金	—	77
その他	—	0
<b>流動負債合計</b>	<b>1,169,628</b>	<b>1,626,193</b>
<b>固定負債</b>		
社債	230,000	※3, ※5 380,500
関係会社長期借入金	※4 707,573	※4 450,245
リース債務	※3 39	※3 149
長期未払金	336	208
繰延税金負債	4,393	11,297
<b>固定負債合計</b>	<b>942,342</b>	<b>842,401</b>
<b>負債合計</b>	<b>2,111,971</b>	<b>2,468,594</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>1,620,896</b>	<b>2,136,582</b>
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	<b>1,620,914</b>	<b>2,136,600</b>
<b>その他資本剰余金</b>	<b>2,109,970</b>	<b>2,109,941</b>
<b>資本剰余金合計</b>	<b>3,730,884</b>	<b>4,246,541</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
別途積立金	150,000	150,000
繰越利益剰余金	2,211,855	2,162,138
<b>利益剰余金合計</b>	<b>2,361,855</b>	<b>2,312,138</b>
<b>自己株式</b>		
<b>株主資本合計</b>	<b>△979</b>	<b>△217</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
—	—	10,254
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>—</b>	<b>10,254</b>
<b>新株予約権</b>		
<b>純資産合計</b>	<b>4,650</b>	<b>6,450</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>7,717,307</b>	<b>8,711,750</b>
	<b>9,829,278</b>	<b>11,180,345</b>

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	※1 284, 343	※1 273, 302
関係会社受入手数料	※1 16, 985	※1 17, 522
営業収益合計	301, 328	290, 824
<b>営業費用</b>		
販売費及び一般管理費	※2, ※5 16, 221	※5 16, 517
営業費用合計	16, 221	16, 517
営業利益	285, 107	274, 306
<b>営業外収益</b>		
受取利息	0	0
有価証券利息	※3 304	7
受取配当金	—	※3 7, 589
為替差益	1, 220	—
投資有価証券売却益	—	5, 851
貸付金利息	※3 347	—
還付加算金	42	19
単元未満株買取手数料	1	2
ソフトウェア貸与料	30	29
その他	58	44
営業外収益合計	2, 005	13, 544
<b>営業外費用</b>		
支払利息	※4 34, 436	※4 31, 478
社債利息	3, 694	※4 13, 134
社債発行費償却	—	36
株式交付費償却	2, 639	5, 034
資金調達費用	2, 017	2, 174
為替差損	—	132
その他	12	12
営業外費用合計	42, 801	52, 002
経常利益	244, 311	235, 848
<b>特別利益</b>		
関係会社株式売却益	31, 134	563
投資損失引当金戻入額	1, 353	—
特別利益合計	32, 487	563
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	—	8
減損損失	0	0
固定資産除却損	2	15
関係会社株式評価損	—	117, 733
関係会社株式売却損	711	—
特別損失合計	714	117, 757
税引前当期純利益	276, 084	118, 653
法人税、住民税及び事業税	2, 214	8, 070
法人税等調整額	△26, 118	10, 494
法人税等合計	△23, 903	18, 565
当期純利益	299, 988	100, 088

## ③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	1,383,052	1,620,896
当期変動額		
新株の発行	237,844	515,662
新株の発行（新株予約権の行使）	—	23
当期変動額合計	237,844	515,686
当期末残高	1,620,896	2,136,582
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	1,383,070	1,620,914
当期変動額		
新株の発行	237,844	515,662
新株の発行（新株予約権の行使）	—	23
当期変動額合計	237,844	515,686
当期末残高	1,620,914	2,136,600
<b>その他資本剰余金</b>		
前期末残高	2,497,841	2,109,970
当期変動額		
自己株式の処分	△310	△29
株式交換による増加	△387,560	—
当期変動額合計	△387,871	△29
当期末残高	2,109,970	2,109,941
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>別途積立金</b>		
前期末残高	150,000	150,000
当期末残高	150,000	150,000
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	2,065,219	2,211,855
当期変動額		
剰余金の配当	△153,353	△149,804
当期純利益	299,988	100,088
当期変動額合計	146,635	△49,716
当期末残高	2,211,855	2,162,138
<b>自己株式</b>		
前期末残高	△724,571	△979
当期変動額		
自己株式の取得	△239,579	△245
自己株式の処分	963,170	1,007
当期変動額合計	723,591	762
当期末残高	△979	△217

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	6,754,613	7,712,656
当期変動額		
新株の発行	475,688	1,031,325
新株の発行（新株予約権の行使）	—	47
剰余金の配当	△153,353	△149,804
当期純利益	299,988	100,088
自己株式の取得	△239,579	△245
自己株式の処分	962,859	978
株式交換による増加	△387,560	—
当期変動額合計	958,043	982,387
当期末残高	7,712,656	8,695,044
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	10,254
当期変動額合計	—	10,254
当期末残高	—	10,254
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	2,408	4,650
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,242	1,800
当期変動額合計	2,242	1,800
当期末残高	4,650	6,450
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	6,757,021	7,717,307
当期変動額		
新株の発行	475,688	1,031,325
新株の発行（新株予約権の行使）	—	47
剰余金の配当	△153,353	△149,804
当期純利益	299,988	100,088
自己株式の取得	△239,579	△245
自己株式の処分	962,859	978
株式交換による増加	△387,560	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,242	12,055
当期変動額合計	960,286	994,443
当期末残高	7,717,307	8,711,750

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券のうち時価のないものの評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。</p> <p>子会社株式及び関連会社株式の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないもの及び預金と同様の性格を有するものについては移動平均法による原価法によっております。</p> <p>子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。主な耐用年数は次の通りであります。</p> <p>建物 10年～15年 器具及び備品 2年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。主な耐用年数は次の通りであります。</p> <p>建物 10年～15年 器具及び備品 2年～6年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 同左</p>
3 繰延資産の処理方法	株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。	社債発行費及び株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しており、換算差額は損益として処理しております。	同左
5 引当金の計上基準	<p>(1) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(1) 投資損失引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	――	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
6 ヘッジ会計の方法	外貨建その他有価証券（投資有価証券）をヘッジ対象とし、同一通貨による外貨建金銭債務（借入金）をヘッジ手段とする時価ヘッジを適用しております。当該時価ヘッジは、個別にヘッジ対象を指定し、ヘッジ対象の直物為替変動リスクを減殺することを目的として実施しております。	同左
7 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(損益計算書関係) 前事業年度において「営業外費用」中の内訳として表示しておりました「優先出資証券関連費用」は、E D I N E TへのX B R L導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上するために、当事業年度から「資金調達費用」として表示しております。	――
(株主資本等変動計算書関係) 前事業年度において「株主資本」中の「自己株式」における当期変動額の内訳として表示しておりました「株式交換による増加」については、E D I N E TへのX B R L導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上するために、当事業年度から「自己株式の処分」に含めて表示しております。なお、「自己株式」、「株主資本合計」及び「純資産合計」の当期変動額における「自己株式の処分」に含まれる「株式交換による増加」は648,006百万円であります。	――

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年3月31日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	508百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額	439百万円
※2 関係会社に対する資産 現金及び預金、前払費用、未収収益、未収入金、その他(流動資産)並びにその他(投資その他の資産)の合計額	41,952百万円	※2 関係会社に対する資産 現金及び預金、有価証券、前払費用、未収収益、未収入金、その他(流動資産)並びにその他(投資その他の資産)の合計額	93,801百万円
※3 関係会社に対する負債 短期借入金 1年内返済予定の長期借入金、リース債務(流動負債)、未払金、未払費用並びにリース債務(固定負債)の合計額	1,032,670百万円 33,922百万円	※3 関係会社に対する負債 短期借入金 社債 1年内返済予定の長期借入金 リース債務(流動負債)、未払金、未払費用並びにリース債務(固定負債)の合計額	1,129,452百万円 380,500百万円 257,252百万円 6,151百万円
※4 関係会社長期借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,920百万円を含んでおります。		※4 関係会社長期借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,845百万円を含んでおります。	
6 保証債務等 (1) 当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。 保証先 発行額 MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド 225,929百万円 MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド 97,380百万円 MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド 120,000百万円	130,725百万円	※5 社債は、全額が劣後特約付社債であります。 6 保証債務等 (1) 当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。 保証先 発行額 MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド 213,992百万円 MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド 93,690百万円 MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド 120,000百万円	155,260百万円
(2) 当社の子会社であるMUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド、MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド及びMUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド(以下、「発行会社」という)が発行する優先出資証券に関し、当社は発行会社及び支払代理人との間で劣後保証契約を締結しております。 保証先 発行額 MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド 225,929百万円 MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド 97,380百万円 MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド 120,000百万円		(2) 当社の子会社であるMUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド、MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド及びMUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド(以下、「発行会社」という)が発行する優先出資証券に関し、当社は発行会社及び支払代理人との間で劣後保証契約を締結しております。 保証先 発行額 MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド 213,992百万円 MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド 93,690百万円 MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド 120,000百万円	
(3) 当社は、当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行宛に以下の内容で保証書を差入れております。 被保証債務の内容 当社の子会社である三菱UFJ証券株式会社の株式会社三菱東京UFJ銀行に対する債務のうち、三菱UFJ証券株式会社と株式会社三菱東京UFJ銀行が締結しているデリバティブ取引に関する包括契約書(I S D A契約)に基づく、デリバティブ取引(為替予約、スワップ取引及びオプション取引)に係る債務			

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<p>保証金額</p> <p>上記のデリバティブ取引のうち、三菱UFJ証券株式会社が株式会社三菱東京UFJ銀行に対して負っている、相互担保差入契約（CSA契約）に基づく担保勘案後のカレント・エクススポージャー（債務不履行が生じた際の損失）</p> <p>なお、当事業年度末における保証金額はありません。</p>	

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 営業収益のうち関係会社との取引	※1 営業収益のうち関係会社との取引
受取配当金 243,067百万円	受取配当金 195,058百万円
関係会社受入手数料 16,985百万円	関係会社受入手数料 17,522百万円
※2 営業費用のうち関係会社との取引	
販売費及び一般管理費 3,328百万円	
※3 営業外収益のうち関係会社との取引の主要なもの	※3 営業外収益のうち関係会社との取引の主要なもの
有価証券利息 304百万円	受取配当金 7,589百万円
貸付金利息 347百万円	
※4 営業外費用のうち関係会社との取引の主要なもの	※4 営業外費用のうち関係会社との取引の主要なもの
支払利息 34,436百万円	支払利息 31,478百万円
※5 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次の通りであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。	※5 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次の通りであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。
給料・手当 5,573百万円	給料・手当 5,339百万円
委託費等 2,787百万円	弁護士等費用 3,657百万円
弁護士等費用 2,630百万円	委託費等 1,491百万円
租税公課 570百万円	租税公課 917百万円
土地建物機械賃借料 558百万円	土地建物機械賃借料 562百万円
福利厚生費 541百万円	福利厚生費 507百万円
減価償却費 379百万円	減価償却費 485百万円
システム関連費用 334百万円	システム関連費用 342百万円

(株主資本等変動計算書関係)

I 前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式	500,889	248,819	748,751	958
第八種優先株式	—	17,700	17,700	—
第十二種優先株式	—	33,700	33,700	—
合計	500,889	300,219	800,151	958

- (注) 1. 普通株式の自己株式数増加は、単元未満株の買取請求に応じて196千株取得したもの、取締役会決議に基づき子会社から248,443千株取得したもの及びその他の買取請求に応じて180千株取得したものです。
2. 普通株式の自己株式数減少は、単元未満株の買増請求に応じて156千株売却したもの、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使に伴い612千株交付したもの、株式交換に伴い447,982千株交付したもの及び売出しに伴い引受会社宛に300,000千株売却したものです。
3. 第八種優先株式の自己株式数増加は、取得請求期限到来に伴い同優先株式を一斉取得したことによるものです。
4. 第八種優先株式の自己株式数減少は、消却によるものです。
5. 第十二種優先株式の自己株式数増加は、取得請求を受けたことによるものです。
6. 第十二種優先株式の自己株式数減少は、消却によるものです。

II 当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式	958	500	1,031	426

- (注) 1. 普通株式の増加は、単元未満株の買取請求に応じて500千株取得したものです。
2. 普通株式の減少は、単元未満株の買増請求に応じて60千株売却したもの及び新株予約権（ストック・オプション）の権利行使に伴い970千株交付したものです。

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成21年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	207,808	163,665	△44,143
関連会社株式	28,541	17,031	△11,509
合計	236,349	180,696	△55,652

(注) 時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

II 当事業年度(平成22年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	90,074	90,074	—
関連会社株式	33,697	33,176	△520
合計	123,771	123,251	△520

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下の通りであります。これらについては市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	9,976,133
関連会社株式	4,920
合計	9,981,054

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因 別の内訳は以下の通りです。 (流动)	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因 別の内訳は以下の通りです。 (流动)
繰延税金資産	繰延税金資産
税務上の繰越欠損金 25,856百万円	税務上の繰越欠損金 14,555百万円
その他 1,080百万円	その他 1,434百万円
繰延税金資産小計 26,937百万円	繰延税金資産合計 15,990百万円
評価性引当額 △0百万円	
繰延税金資産合計 26,936百万円	
繰延税金負債	繰延税金負債
未収配当金 △556百万円	未収配当金 △233百万円
その他 △0百万円	その他 △0百万円
繰延税金負債合計 △557百万円	繰延税金負債合計 △233百万円
繰延税金資産の純額 26,379百万円	繰延税金資産の純額 15,756百万円
(固定)	(固定)
繰延税金資産	繰延税金資産
税務上の繰越欠損金 20,532百万円	関係会社株式 47,893百万円
その他 5,198百万円	その他 3,337百万円
繰延税金資産小計 25,731百万円	繰延税金資産小計 51,231百万円
評価性引当額 △24,561百万円	評価性引当額 △49,933百万円
繰延税金資産合計 1,169百万円	繰延税金資産合計 1,298百万円
繰延税金負債	繰延税金負債
有価証券 △5,563百万円	その他有価証券評価差額金 △7,032百万円
繰延税金負債合計 △5,563百万円	関係会社株式 △5,563百万円
繰延税金負債の純額 △4,393百万円	繰延税金負債合計 △12,596百万円
繰延税金負債の純額 △4,393百万円	繰延税金負債の純額 △11,297百万円
会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(平成10年12月22日日本公認会計士協会)の平成20年3月25日付の改正を踏まえ、税効果を認識しないとされているものとの内訳記載から控除しております。これにより子会社株式及び評価性引当額が1,623,407百万円減少しております。	
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳は以下の通りです。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳は以下の通りです。
法定実効税率 40.69%	法定実効税率 40.68%
(調整)	(調整)
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △29.77%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △51.85%
評価性引当額の増減 △14.79%	評価性引当額の増減 23.12%
税効果未認識項目の認容 △5.60%	外国税額 4.03%
その他 0.82%	その他 △0.34%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 △8.65%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 15.64%

(企業結合等関係)

I 前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

共通支配下の取引等

三菱UFJニコス株式会社の完全子会社化

当社と当社の子会社である三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」という）は、平成20年8月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。当該株式交換は共通支配下の取引等であり、その概要は次の通りであります。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称 三菱UFJニコス株式会社

事業の内容 クレジットカード業

②企業結合の法的形式

株式交換による完全子会社化

③結合後企業の名称

三菱UFJニコス株式会社

④取引の目的を含む取引の概要

平成19年9月20日、当社と三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、(イ)三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとすること、(ロ)三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、(ハ)銀行・信託・証券と並ぶMUFGグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確化すること、(ニ)三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円について全額引受けること、また、株式交換の方法により三菱UFJニコスが当社の完全子会社となる方針を決定しておりました。この決定に基づき、当社と三菱UFJニコスは、当社を完全親会社とし、三菱UFJニコスを完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（平成15年10月31日 企業会計審議会）及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（平成17年12月27日 企業会計基準委員会）に規定する個別財務諸表上の会計処理を適用しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

①取得原価及びその内訳

取得原価	260,561百万円
------	------------

(内訳)

自己株式（普通株式）	260,445百万円
------------	------------

取得に直接要した支出額	115百万円
-------------	--------

計	260,561百万円
---	------------

②株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(イ) 株式の種類別の交換比率

当社普通株式 1 : 三菱U F J ニコス普通株式 0.37

当社普通株式 1 : 三菱U F J ニコス第 1 種株式 1.39

なお、当社が保有する三菱U F J ニコスの普通株式400,000,000株については割当を行っておりません。

(ロ) 交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は野村證券株式会社を、三菱U F J ニコスは株式会社K P M G F A S を、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定し算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両社間で慎重な交渉・協議を行ったうえで、本株式交換の株式交換比率を決定いたしました。

(ハ) 交付株式数及びその評価額

交付株式数 447,982,086株

評価額 648,006百万円

II 当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 株当たり純資産額 606円39銭	1 株当たり純資産額 569円22銭
1 株当たり当期純利益金額 26円43銭	1 株当たり当期純利益金額 6円17銭
潜在株式調整後 26円34銭	潜在株式調整後 6円16銭
1 株当たり当期純利益金額	1 株当たり当期純利益金額
(注) 1. 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次の通りであります。	(注) 1. 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次の通りであります。
1 株当たり当期純利益金額	1 株当たり当期純利益金額
当期純利益 299,988百万円	当期純利益 100,088百万円
普通株主に帰属しない金額 12,772百万円	普通株主に帰属しない金額 23,940百万円
うち優先配当額 12,772百万円	うち優先配当額 23,940百万円
普通株式に係る当期純利益 287,215百万円	普通株式に係る当期純利益 76,148百万円
普通株式の期中平均株式数 10,864,562千株	普通株式の期中平均株式数 12,337,981千株
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額
当期純利益調整額 64百万円	当期純利益調整額 0百万円
うち優先配当額 64百万円	うち優先配当額 0百万円
普通株式増加数 41,317千株	普通株式増加数 8,644千株
うち優先株式 36,711千株	うち優先株式 1千株
うち新株予約権 4,606千株	うち新株予約権 8,643千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた潜在株式の概要	希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた潜在株式の概要
該当ありません。	該当ありません。
2. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は次の通りであります。	2. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は次の通りであります。
純資産の部の合計額 7,717,307百万円	純資産の部の合計額 8,711,750百万円
純資産の部の合計額から控除する金額 654,359百万円	純資産の部の合計額から控除する金額 658,421百万円
うち優先株式 649,709百万円	うち優先株式 651,971百万円
うち新株予約権 4,650百万円	うち新株予約権 6,450百万円
普通株式に係る年度末の純資産額 7,062,947百万円	普通株式に係る年度末の純資産額 8,053,328百万円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた年度末の普通株式の数 11,647,402千株	1 株当たり純資産額の算定に用いられた年度末の普通株式の数 14,147,987千株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
<p>(永久劣後社債の発行および優先出資証券の取得)</p> <p>当社は、平成21年5月28日開催の取締役会において、優先出資証券の発行を目的としてケイマン諸島に設立する当社の100%出資子会社であるMUFG Capital Finance 9 Limitedに対して永久劣後社債(以下「本劣後社債」という)を発行すること、およびその発行代わり金をもって、株式会社三菱東京UFJ銀行が優先出資証券の発行を目的としてケイマン諸島に設立する同行の100%出資子会社であるBTMU Preferred Capital 9 Limitedが発行する優先出資証券(以下「本優先出資証券」という)の全額を取得することを決議いたしました。</p> <p>本劣後社債の発行総額および利率ならびに本優先出資証券の取得総額および配当率等の具体的な条件は未定であり、今後決定される予定です。</p> <p>本優先出資証券は、円建・配当金非累積型永久優先出資証券であり、株式会社三菱東京UFJ銀行の普通株式への交換権は付与されていません。また、本優先出資証券は、残余財産分配請求優先権において、実質的に、株式会社三菱東京UFJ銀行の一般債権者および劣後社債権者に劣後し、普通株式に優先し、優先株式と同順位となります。</p>	<p>(優先株式の取得及び消却)</p> <p>当社は平成22年2月3日開催の取締役会において、当社発行の第一回第三種優先株式の全部につき、資本政策の一環として、当社定款第18条第2項の規定に基づく取得を行うこと及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うこと並びに当該取得及び消却の効力発生日を平成22年4月1日とすることを決議しております。</p> <p>上記決議に基づき、当社は平成22年4月1日付けで第一回第三種優先株式の全部を取得し、これを全て消却しております。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>取得の方法</td><td>第一回第三種優先株式の取得条項に基づく取得</td></tr> <tr> <td>取得・消却した株式の種類</td><td>第一回第三種優先株式</td></tr> <tr> <td>取得・消却した株式の総数</td><td>100,000千株</td></tr> <tr> <td>取得価額・消却価額の総額</td><td>250,000百万円 (1株につき2,500円)</td></tr> <tr> <td>取得財源</td><td>当社保有の三菱東京UFJ銀行が発行した第一回第二種優先株式の全部を、平成22年4月1日付けで同行が取得条項に基づき取得することにより、引換えとして交付を受けた金銭(250,000百万円)を充当</td></tr> <tr> <td>消却の方法</td><td>その他資本剰余金からの減額</td></tr> </tbody> </table>	取得の方法	第一回第三種優先株式の取得条項に基づく取得	取得・消却した株式の種類	第一回第三種優先株式	取得・消却した株式の総数	100,000千株	取得価額・消却価額の総額	250,000百万円 (1株につき2,500円)	取得財源	当社保有の三菱東京UFJ銀行が発行した第一回第二種優先株式の全部を、平成22年4月1日付けで同行が取得条項に基づき取得することにより、引換えとして交付を受けた金銭(250,000百万円)を充当	消却の方法	その他資本剰余金からの減額
取得の方法	第一回第三種優先株式の取得条項に基づく取得												
取得・消却した株式の種類	第一回第三種優先株式												
取得・消却した株式の総数	100,000千株												
取得価額・消却価額の総額	250,000百万円 (1株につき2,500円)												
取得財源	当社保有の三菱東京UFJ銀行が発行した第一回第二種優先株式の全部を、平成22年4月1日付けで同行が取得条項に基づき取得することにより、引換えとして交付を受けた金銭(250,000百万円)を充当												
消却の方法	その他資本剰余金からの減額												

(追加情報)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(スプレッド方式による新株式発行及び自己株式の売出し)</p> <p>平成20年12月15日を払込期日とする募集による新株式発行(634,800千株)及び自己株式の処分による株式売出し(300,000千株)は、引受会社が引受価格(1株当たり399.80円)で引受を行い、これを引受価格と異なる発行価格(1株当たり417円)又は売出価格(1株当たり417円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では発行価額及び売出価額の合計額と引受価額総額との差額16,078百万円が事実上の引受手数料であり、引受価格と同一の発行価格及び売出価格で販売する方法によった場合と比較して、「営業外費用」の額と「資本金」及び「資本準備金」の合計額は、それぞれ16,078百万円少なく計上されており、「経常利益」及び「税引前当期純利益」は、それぞれ同額多く計上されております。</p>	<p>(スプレッド方式による新株式発行)</p> <p>平成21年12月21日を払込期日とする募集による新株式発行(2,337,000千株)は、引受会社が引受価格(1株当たり412.53円)で引受を行い、これを引受価格と異なる発行価格(1株当たり428円)で投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では発行価額総額と引受価額総額との差額36,153百万円が事実上の引受手数料であり、引受価格と同一の発行価格で販売する方法によった場合と比較して、「営業外費用」の額と「資本金」及び「資本準備金」の合計額は、それぞれ36,153百万円少なく計上されており、「経常利益」及び「税引前当期純利益」は、それぞれ同額多く計上されております。</p>

④ 【附属明細表】

当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

【有価証券明細表】

【株式】

銘 柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券		
その他有価証券		
Morgan Stanley	54,912,146	906,980
計	54,912,146	906,980

【その他】

銘 柄	券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券		
その他有価証券		
三菱UFJ信託銀行株式会社 謙渡性預金	70,000	70,000
計	70,000	70,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	(—)	21	6	3	14
器具及び備品	—	—	(—)	585	412	101	173
リース資産	—	—	(—)	94	20	15	73
有形固定資産計	—	—	(—)	701	439	121	261
無形固定資産							
商標権	—	—	(—)	70	37	7	32
ソフトウェア	—	—	(—)	3,354	1,526	342	1,828
リース資産	—	—	(—)	126	14	14	111
その他	—	—	(—)	2	0	0	2
無形固定資産計	—	—	(—)	3,553	1,579	364	1,974

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
投資損失引当金	1,733	—	—	—	1,733
賞与引当金	299	318	299	—	318
役員賞与引当金	—	77	—	—	77

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

現金及び預金

区分		金額(百万円)
現金		—
預金	当座預金	16,324
	普通預金	2
	別段預金	163
	計	16,490
合計		16,490

② 固定資産

関係会社株式

銘柄		金額(百万円)
子会社株式	株式会社三菱東京UFJ銀行	7,339,953
	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,069,995
	三菱UFJ証券株式会社	814,047
	B T M U P referred C apital 9 Limited	370,000
	三菱UFJニコス株式会社	327,271
	アコム株式会社	90,074
	その他	54,865
	計	10,066,208
関連会社株式	三菱UFJリース株式会社	28,541
	株式会社池田泉州ホールディングス	5,155
	三菱総研DCS株式会社	4,920
	計	38,618
合計		10,104,826

③ 流動負債

短期借入金

相手先	金額(百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,129,452
合計	1,129,452

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注2）	優先株式
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
名義書換手数料	無料
単元未満株式の買取り・買増し	<p>(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部</p> <p>(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>—</p> <p>買取価格および買増価格の0.75%とする。（円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。）</p> <p>1 買取価格 買取請求書が株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所が開設する市場における最終価格に相当する額に買取請求株式数を乗じた価格</p> <p>2 買増価格 買増請求書および買増概算金が株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所が開設する市場における最終価格に相当する額に買増請求株式数を乗じた価格</p>
公告掲載方法	<p>当社の公告は電子公告により行っております。 電子公告掲載URL：<a href="http://www.mufg.jp/">http://www.mufg.jp/</a></p> <p>ただし、やむを得ない事由により、電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。</p>
株主に対する特典	（注3）

（注）1 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売り渡すことを請求する権利

2 普通株式は振替株式であるため「株式の名義書換え」は記載しておりません。

3 平成21年9月30日時点の当社株主名簿にて、100株以上保有の株主に対して、以下の優待サービスを提供しております。

提供期間 平成22年1月4日～平成22年12月30日

	基準日時点の保有株式数	優待サービス
個人株主	100株以上 500株未満	オリジナルグッズ贈呈
	500株以上 1,000株未満	オリジナルグッズおよび優待クーポン券1枚贈呈
	1,000株以上 2,000株未満	オリジナルグッズおよび優待クーポン券2枚贈呈
	2,000株以上	オリジナルグッズおよび優待クーポン券3枚贈呈
		優待クーポン券1枚につき下記から1つをお選びいただけます。 A) 三菱東京UFJ銀行のスーパー定期1年物の金利優遇 B) 三菱UFJ信託銀行のスーパー定期2年物の金利優遇 C) ワールドカレンシーシップの外貨両替レート優遇 D) 三菱UFJ信託銀行の遺言信託取扱手数料（新規作成時）割引 E) 三菱UFJ信託銀行の「資産の健康診断サービス」手数料割引 F) 三菱UFJ証券の国内株式等売買委託手数料割引 G) 三菱UFJ不動産販売の不動産仲介手数料割引
法人株主	100株以上 500株未満	オリジナルグッズ贈呈
	500株以上 1,000株未満	オリジナルグッズおよび優待クーポン券1枚贈呈
	1,000株以上 2,000株未満	オリジナルグッズおよび優待クーポン券2枚贈呈
	2,000株以上	オリジナルグッズおよび優待クーポン券3枚贈呈
		優待クーポン券1枚につき下記から1つをお選びいただけます。 H) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング主催のビジネスセミナーの受講料割引 I) 三菱UFJリサーチ&コンサルティングの通信教育講座の受講料割引

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を関東財務局長に提出しております。

#### (1) 有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書

書類名	提出理由	提出日
有価証券届出書及びその添付書類	普通株式の募集及び売出し	平成21年11月30日
訂正届出書	上記有価証券届出書の訂正届出書	平成21年12月14日
有価証券届出書及びその添付書類	第三者割当による普通株式の発行	平成21年11月30日
訂正届出書	上記有価証券届出書の訂正届出書	平成21年12月14日
訂正届出書	上記有価証券届出書の訂正届出書	平成21年12月22日

#### (2) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度	期間	提出日
第4期	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月26日

#### (3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度	期間	提出日
第4期	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年8月31日

#### (4) 内部統制報告書

事業年度	期間	提出日
第4期	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月26日

#### (5) 四半期報告書及び確認書

事業年度	期間	提出日
第5期第1四半期	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月14日
第5期第2四半期	自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日	平成21年11月30日
第5期第3四半期	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	平成22年2月15日

(6) 臨時報告書及び訂正報告書

書類名	提出理由	提出日
臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号 (特定子会社の異動)	平成21年7月29日
臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号 (普通株式の募集及び売出し)	平成21年11月30日
訂正報告書	上記臨時報告書の訂正報告書	平成21年12月14日
訂正報告書	上記臨時報告書の訂正報告書	平成21年12月22日
臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号 (代表取締役の異動)	平成22年2月26日
臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号 (特定子会社の異動)	平成22年5月6日
臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号 (代表取締役の異動)	平成22年5月19日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。



# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月25日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

<u>指定社員 業務執行社員</u>	公認会計士	小	野	行	雄	印
<u>指定社員 業務執行社員</u>	公認会計士	小	暮	和	敏	印
<u>指定社員 業務執行社員</u>	公認会計士	大	竹		新	印
<u>指定社員 業務執行社員</u>	公認会計士	百	瀬	和	政	印

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### ＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※ 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 当連結会計年度の連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月28日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	小	野	行	雄	印
<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	小	暮	和	敏	印
<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	野	中		俊	印
<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	百	瀬	和	政	印

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※ 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 当連結会計年度の連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ  
取締役会 御中

### 監査法人 トーマツ

<u>指定社員 業務執行社員</u>	公認会計士	小	野	行	雄	印
<u>指定社員 業務執行社員</u>	公認会計士	小	暮	和	敏	印
<u>指定社員 業務執行社員</u>	公認会計士	大	竹		新	印
<u>指定社員 業務執行社員</u>	公認会計士	百	瀬	和	政	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

※ 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 前事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月28日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	小	野	行	雄	印
<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	小	暮	和	敏	印
<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	野	中		俊	印
<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	百	瀬	和	政	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めてい。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

※ 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4 第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月29日
【会社名】	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
【英訳名】	Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 永 易 克 典
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役 斎 藤 広 志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社においては、代表取締役社長永易克典及び最高財務責任者斎藤広志が、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しております。

また、財務報告に係る内部統制の整備及び運用は、企業会計審議会により公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」(以下、「内部統制基準」)に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

### (1) 財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日

財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日は、当事業年度の末日である平成22年3月31日であります。

### (2) 財務報告に係る内部統制の評価に当たり準拠した基準

当社の財務報告に係る内部統制の評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

### (3) 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要

当社の財務報告に係る内部統制の評価手続の概要は、以下の通りです。

まず、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社(以下、「当社グループ」)の組織の内外で発生するリスク等を把握・評価し、財務報告全体に重要な影響を及ぼす事項を十分に検討した上で、財務報告に係る内部統制の評価の対象とする重要な事業拠点を選定し、当該重要な事業拠点に係る一定の経営指標が当社グループ全体に占める割合の十分性を検証しております。

次に、選定された重要な事業拠点及びその他必要と認められる事業拠点について、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、重要な事業拠点はその整備及び運用状況が評価対象となる業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価するとともに、評価対象となる業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価しております。

最後に、統制上の要点等に係る不備がある場合は、当該不備が財務報告に与える影響を評価し、財務報告に係る内部統制の有効性の判断を行っております。

#### (4) 財務報告に係る内部統制の評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価対象となる事業拠点及び業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、全社的な内部統制の評価は、当社及び当社以外の重要な事業拠点を含めた42事業拠点に対して実施しており、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した194事業拠点については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社以外の重要な事業拠点としては、各事業拠点の総資産額又は純金利収入に役務収益を加えた金額(いざれも連結会社間取引消去前)のいざれかが当社以外の当社グループ全事業拠点の当該各金額の総合計に対して5%以上となる5事業拠点、並びに各事業拠点の総資産額及び当期純損益額(いざれも連結会社間取引消去前)がともに当社以外の当社グループ全事業拠点の総資産額合計及び当期純損益額合計の上位90%の範囲に含まれる事業拠点を目安に当社が重要と判断した6事業拠点の合計11事業拠点を選定しております。

また、重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「預金、貸出金、有価証券」の3勘定を選定し、当該3勘定に至る業務プロセスを評価対象としております。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積もりや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや、その他リスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセス等は財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたします。

### 4 【付記事項】

該当事項はございません。

### 5 【特記事項】

当社は米国証券取引委員会(以下、「SEC」)に継続開示を行っていることから、平成18年度より米国サーベインズ・オクスリー法(いわゆる米国企業改革法)及び関連するSEC規則に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性評価を求められており、当社の米国基準に基づく財務報告に係る内部統制の整備及び運用に際しては、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)発行の「内部統制の統合的枠組み」に準拠しております。本邦における内部統制報告制度への対応として、前述の米国企業改革法対応により「内部統制の統合的枠組み」を用いて整備した内部統制と、内部統制基準に示されている内部統制の基本的枠組みとの重要な差異(持分法適用関連会社の統制及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等の統制等)について追加対応を実施することで、内部統制基準に準拠しております。

なお、当社は平成22年6月25日に情報開示委員会を開催し、財務報告に係る内部統制の有効性について評価いたしました。

## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月29日

【会社名】 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 永 易 克 典

【最高財務責任者の役職氏名】 専務取締役 斎 藤 広 志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長永易克典及び当社最高財務責任者斎藤広志は、当社の第5期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)の有価証券報告書に記載した事項について確認したところ、全ての重要な点において金融商品取引法令に基づき適正に記載されており、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れはありません。

## 2 【特記事項】

当社は、平成22年6月25日に情報開示委員会を開催し、記載内容の適正性について確認しました。